

全	札幌製糖會社全	二五、〇〇〇、〇〇〇
全	興產社 全	二、五〇〇、〇〇〇
全	炭礦鐵道會社全	一八八、三三三、三三三
全	航海 全	四、五〇〇、〇〇〇
十勝分監新營費〔臨時部〕		二五、四六一、三八〇

函館控訴院 職員

判 事	院 長	三級俸	正四位勳三等	西岡 逾 明
全	部 長	六級俸	從六位	津 村 董
全		全	正六位勳六等	中 尾 捨 吉
全		全	全	橫 地 安 信
全		七級俸	從六位勳六等	長 安 道 一
全		九級俸	從七位	石 井 喜 兵 衛
全		千九百四十四年 四級俸	正七位勳六等	石 尾 孝 基
檢 事	檢 事 長	四級俸	正六位勳五等	濕 美 友 成

全	根室地方裁判所	六級俸	從六位勳六等	根 岸 敬
---	---------	-----	--------	-------

判 事	所 長	五級俸	從六位勳六等	小 野 保			
全	十一級俸	從七位	碓 谷 十 郎	判 事 兼 務	安 藤 昇 行		
全	十二級俸	全	須 賀 芳 則	檢 事 兼 務	立 木 頼 三		
全	全	正八位	黑 澤 太 郎	全	十 級 俸	正 七 位	香 取 新 之 助

判 事	根室區裁判所	十二級俸	正七位勳六等	安 藤 昇 行	檢 事 兼 務	香 取 新 之 助
-----	--------	------	--------	---------	---------	-----------

判 事	厚岸區裁判所	十一級俸	從七位	梅 澤 退 輔
-----	--------	------	-----	---------

判 事	釧路區裁判所	十二級俸	正八位	加 藤 秀 男
-----	--------	------	-----	---------

函館控訴院書記 九人 內檢事局貳人  
 函館控訴院庭 九人 內檢事局 一人 根室地方裁判所書記七人 內檢事局一人  
 根室區裁判所書記二人 內檢事局本務一人 厚岸區裁判所書記參人 內檢事局本務一人

釧路區裁判所書記二人内檢事局本務  
 控訴件數(自廿五年一月至廿五年六月)  
 民事訴訟は控訴六拾九件上告十八件刑事は重罪十二件十八人輕罪五拾七件六十七人なり

案 目	控 訴 院 科	目	根室地方裁判所
俸給及諸給	上	一九、三七〇〇〇〇	一、二、八四四八〇〇
勅任俸給	上	六、五〇〇〇〇〇	七、六五〇〇〇〇
委任俸給	上	八、七〇〇〇〇〇	五、一九四八〇〇
判任俸給	上	四、一七〇〇〇〇	三、四〇八〇〇〇
書記及見習	上	三、一八〇〇〇〇	一、三六六八〇〇
裁判所雇	上	九〇〇〇〇〇	四二〇〇〇〇
檢事局雇	上	九〇〇〇〇〇	二二二〇〇〇
修繕費	上	四三三〇〇〇	一九三〇〇〇
刑務所修繕費	上	一一五〇〇〇	二二七〇〇〇
刑務所裁判費	上	四四九〇〇〇	三四〇〇〇〇
刑務所旅費	上	四四九〇〇〇	二〇三〇〇〇
旅費	上	四四九〇〇〇	一、五八二七五〇
雜給	上	一、四九一〇〇〇	
給與交際手當	上	二四〇〇〇〇	

職 員	函館地方裁判所
執達史補助費	一、八〇三〇〇〇
備 人 料	一、二五二〇〇〇
備 品 費	一、七八七〇〇〇
圖書及印刷	二六五〇〇〇
筆紙文具	五四〇〇〇〇
登記二探用紙	一一〇〇〇〇
通 常 費	一一〇〇〇〇
消 耗 費	二〇二〇〇〇
通常運搬費	八八一〇〇〇
被 服 費	一〇一〇〇〇
雜 費	一六四〇〇〇
那役所戶長役場費定額	三二八〇〇〇
郡 役 所	七〇〇〇〇〇
戶 長 役 場	二五八〇〇〇
機密費刑事探偵費	一〇〇〇〇〇
式	二、三、七四四〇〇〇
函館地方裁判所	一、七、六六六五五〇
職 員	一、五八二七五〇
	二、二二九〇〇〇
	一、八八九〇〇〇
	二二九〇〇〇
	四二四〇〇〇
	二二〇〇〇〇
	四〇二〇〇〇
	五四一〇〇〇
	五五九〇〇〇
	一五一〇〇〇
	一三六〇〇〇
	三二八〇〇〇
	七〇〇〇〇〇
	二五八〇〇〇
	二〇〇〇〇〇
	一七、六六六五五〇

判事 齋藤金平 大脇匡彌 伊藤高秋 畑伯春 藤井民次郎  
 審判部裁判所 上田七郎 櫻庭棠陰 落合通勝 江差區裁判所 岡田博 福山區裁判所  
 在勤 服部頼巖 猪瀬藤重 檢事 會根誠藏 新田純孝 右住所 汐見町二十三番地官舎  
 外に職員并に備員は執達吏二名判任官二十一一名備員十九名廷丁八名會計部五名全部備員六名

訴訟件數及種類(從二十五年一月至六月)

訴訟件數は惣計八十九件内審受十四件新受五拾六件控訴審受五件新受十三件抗告一件なり又訴訟種類は貸金三拾件預金七件地賃請求、利子請求、違算金取戻、積金講掛戻、横取金、契約解除、脏物返還、年月賦金、後見解除、建物與書請求、戸籍面訂正、假處分取消、復籍、關稅取戻、幼女取戻、以上十五種各一件宛外に立替金二件爲替金五件損害要償六件約定履行八件預物取戻三件地所明渡五件債權轉件及差押登記取消二件不當精算訂正二件委託金二件賣掛代金二件なり

登記件數

二十五年一月中七五五件手數料七百拾圓九拾五錢五厘二月中七〇〇件手數料六百三拾三圓六十八錢三月八一九件同六百八十二圓〇八錢四月同五二七件同六百四十四圓九拾錢五厘五月四九三件同五百四十五圓六十八錢五厘六月六六八件同五百〇一圓六拾錢五厘なり

輕重罪犯類別(從廿五年一月至六月)

犯 罪 種 別	件 數	人 員	有 罪	人 員
毀棄器物	二	二	二	二
竊盜監視規則違犯	九	一〇	八	八
詐欺取財	四	五	三	四
官金竊取	二	二	二	二
誹毀	一	一	一	一
受寄供用物費消	七	七	七	七
拾得遺失物隱匿	一	一	一	一
毆打創傷、致死、	〇	〇	〇	〇
謀殺	一	一	一	一
私書偽造及行使	六	九	五	三
賭博	一	一	一	一
強姦	一	一	一	一
物件隱蔽	一	一	一	一
官吏侮辱	三	四	三	二
囚徒逃走	四	四	四	四
官印盜用官書偽造	二	二	二	二
放火	二	二	二	二
拐帶	二	二	二	二

委託金費消  
賣藥規則違犯  
有夫姦  
失火  
私為醫業  
車稅則犯  
偽證  
密賣淫  
盜賊寄贓故買  
出版條例違犯  
假贖冊子販賣  
富講賣買  
郵便條例犯

合計

二二三

二八四

一八一

二二二

一 六 一 六 二 一 一 一 二 一 一

一 八 一 一 二 一 一 一 四 一 一

一 二 一 四 全 無罪 一 一 無罪 一 一 一

一 四 一 九 | | 一 一 | 二 一 一

內二十四件三十一人は未決餘は皆無罪表中〇印を附したるは重罪なり

控訴件數(自廿五年一月十九日)

貸金請求 利金請求 飲食料及藝妓揚代立替金請求 為替金請求 代償金請求 違算金取戻 貸  
金請求 貸金請求 貸金請求 貸金請求 損害要償金請求 貸金請求 預金取戻 辨償金請求  
貸金請求 財產假差押解除請求 不當假差押解除請求 損害賠償要求 貸金請求 辨償金請求

家屋明渡請求 所有物取戻請求 預金取戻 賣掛代金請求 家屋明渡請求 不當假差押解除  
合計二十六件なり

經 費

一金三万二千七百六十七圓

內 俸給 二万五千二百二十八圓

廳費 三千二百三十四圓

修繕費 四百圓

登記所 千九十二圓

刑事裁判費 四百四十八圓

機密費 十五圓

區裁判費 二百拾三十六圓

臨檢旅費 百四十圓

雜給 二千百十四圓

登記用旅費 八十六圓

函館代官人

八木六兵衛 英俊惠 寺田徳助 齋藤信吾 高橋文之助 馬場民則 鈴木作内 尾崎幾三郎 八

木橋榮吉 稻垣勝三 須賀芳久 青柳新次郎 關農夫雄

東京代官人組合出張所

三坂二矢吉 伊藤隆興

函館區裁判所

職員

監督判事 正八位 藤井民次郎 函館區沙見町廿三番地  
 判事 正八位 猪瀬藤重 全 十九番地  
 判事 正八位 田村泰三 全 壽町廿三番地  
 書記二人 書記見習一人 傭二人 廷丁一人

訴訟件數(自廿五年一月至全十一月)

民事訴訟三百六十二件内譯貸金二百二十二件賣掛代金四十件預ケ金三十七件地所建物貸借二十四件  
 物品貸借十八件給金七件其他の訴訟二十四件なり假差押事件は四百四十四件督促事件は五百廿九  
 件和解事件は四百九十三件共助事件五十件身代限三件なり  
 刑事は三百六十八件四百二人内譯刑法犯百拾八件百三拾三人内監視規則違犯四十六件窃盜二十三  
 件毆打創傷二十件其他二十九件諸罰則百九拾一件二百七人内徴兵令違犯百廿四件證券印稅規則違  
 犯十一件其他五十六件違警罪五十九件六十二人處刑人數三百七拾貳人内刑法犯百十七人諸罰則百  
 九十七人違警罪五十八人なり

登記件數(廿四年廿五年)

年四十二全	年五廿五明	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	合計
登記件數	177	110	110	115	173	182	178	172	198	207	203	211	1718
徵收金	399,155	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000	208,000	2,496,000
案件數	97	169	193	137	187	183	181	139	184	207	208	1,771	1,771
料收金	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	14,040,000

當裁判所取扱事件中前年度に比して民事及和解を除くの外刑事に於て刑法犯及罰則犯を合せ百三十六件督促三百四十八件假差押二百四十件登記は三百四十七件を増加し和解五十件民事七十九件を減少せるもの、如し然れども民事は實際減少せしに非ず前年度に在て混入したる闕席判決の故障及差押異儀事件等を省きたるに由ると云ふ又是等事件の種別は概ね前年度と大同少異にして列に注意を要す可きものなし但事件の増減に至ては刑事に在ては年と共に再犯者及被監視者が増加し或は練の不漁等より刑法犯多く又新徴兵適齡者と舊徴兵適齡者と相合して多數の違令者を出したるに由り件數の増加を致したるか如し其他和解の減少し督促假差押登記件數等の増加したるは漸次法律思想の發達と共に社交上の信用進歩せしに由るものならん要するに官尊民卑の弊風尙當港に存し官司の信用漸く薄く唯權威を存するに過ぎず人民は益々浮薄に流れ徒らに利益を争ふに至れり仔細に之を稽查せば官吏其人を得ず人民の上流に在るもの官を頼み私利を計り中流に在る

もの下流を欺き其血を吸ひ其肉を喰はんとするは是れ今日の状態なるか如し獨り憐むべきは下流の人民にして又徳義の存するも獨り是等の人民にありとす此種の人民は函館及び其附近若くは一の市街を爲せる地方に稀にして山間漁村等僻陬の地に多し是れ其訴訟の絶無稀有にして且つ争論の弊直なるに徴して認識せらるへし想ふに徳義は大和丈と其生滅を一にするものか何となれば大和丈は今尚は僻陬に生存するも其他に甚た稀なればなり頃者漸く萌芽を生し將來蔓延の兆ある弊害は一は特效を濫用して債務を免かれ一は私に公證を利用し常に自己の若用する衣服煙草入の微に至るまで皆之を賣却して更に借用せるもの、如く假裝し以て債權者を欺くにあり而して此等の弊害は亦前記の得民中殊に法律曲學の徒より醸成せられたる新弊風なりと云ふ

札幌地方裁判所

職員

判 事	高 野 孟 矩	判 事	札幌區裁判所 在 勤	川 井 正 巳
全	鹿 島 守 明	全	全	佐 藤 正 路
全	川 田 藤 三 郎	全	幌 泉 全	平 岩 正 路
全	關 谷 篤 三	全	増 毛 全	田 中 篤 義
全	長 谷 川 重 四 郎	全	小 樽 全	神 昌 忠

檢 事 兒 玉 利 明 全 岩 内 全 西 澤 憲 宗  
 全 伊 藤 弘

外に職員並に備員は書記二十三人執達吏四人備員二十六人廷丁九人

訴訟件數及種類(自明治廿五年五月至十二月)

訴訟件數は總計百四十九件内新受百十四件控訴三十四件抗告一件なり又訴訟種類は貸金三十五件預ケ金四件地所名義書換及海産干場讓戻二件辨償金二件約束手形金四件物品代金二件活版器械代金二件賣掛代金三件買付練の粕引渡八件預り練粕取戻二件動産假差押に對する異議四件契約履行四件買戻地所競賣、地所賣買約束解除、不動産買戻、建物船舶引渡、土地建家明渡、建家登記地所名義書換及建家明渡、貸金契約解除、委任受領金返還、米代金、買付品代金、不動産抵當貸金、配當金先取、建築工費殘額、貸借契約取消、昆布代金、損害要償、配當要求、工事受負金引渡利子、貸金並違約賠償、約束手形金配當、工事下金返還、職工賃銀、延滞利子、委託物紛失損害要償約束手形仕拂、積立金引出配當、小豆引渡胴練引渡寄託物取戻、昆布引渡、潜水品取戻、預ケ品取戻、組合財産配當、第三者所有物の差押に付異議、差押物に付第三者より異議、論評取消、強制執行に對する異議、建築物品書取消、家屋抵當登記、差押解除、以上四十二種各一件宛なり又控訴の種類は契約履行、損害賠償、預ケ金、人力車引賃、貸金賣掛代金、貸家明渡及家賃、受負金、借地料、運送賃金、酒代金、驛送賃金、

貸付物品及貸金、物品取戻差押異議、強制執行目的物に對する異議、外に抗告は差押異議の判決に對するものなり

登記件數及手数料(自明治廿五年五月至十二月)

二千九百十九件手数料千九百十六圓二十錢五厘

但訴訟及登記件とも明治廿五年一月より五月迄の間に於て結了なりたるものは全年五月四日日本廳類焼の際焼失に付調製し能はざるに依て訴訟の分は悉く新受に組込む

輕重罪犯審判(自明治廿五年七月至十二月)

輕 罪

刑 名	結		了		未 決		刑 名	結		了		未 決	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員		件數	人員	件數	人員	件數	人員
竊 盜	二四〇	二六六	二	二	二	二	山林盜伐	一	一	一	一	一	一
拐 帶	一九	二二	一	一	一	一	詐欺取財	三	三	一	一	一	一
酒造稅則違犯	一	一	一	一	一	一	有夫姦	八	八	一	一	一	一
受寄物毀損	一	一	一	一	一	一	因徒逃走	一	一	一	一	一	一
毆打創傷	三六	三六	三	三	三	三	委託物毀損	五	五	一	一	一	一
非 難	二	二	二	二	二	二	贓物牙保	一	一	一	一	一	一

刑 名	結		了		未 決		刑 名	結		了		未 決	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員		件數	人員	件數	人員	件數	人員
家宅侵入	三	三	一	一	一	一	全寄藏	二	二	一	一	一	一
借用物毀損	三	三	一	一	一	一	郵便條例違犯	一	一	一	一	一	一
偽 證	五	五	一	一	一	一	受 賄	一	一	一	一	一	一
監視違犯	三	三	一	一	一	一	物件脫漏	一	一	一	一	一	一
制 縛	一	一	一	一	一	一	官吏職務妨害	一	一	一	一	一	一
贓物故買	一	一	一	一	一	一	酒流物隱匿	一	一	一	一	一	一
恐喝取財	三	三	一	一	一	一	氏名詐稱	一	一	一	一	一	一
毀棄器物	二	二	一	一	一	一	新開條例違犯	一	一	一	一	一	一
竊盜未遂	一	一	一	一	一	一	尺度偽造	一	一	一	一	一	一
官吏侮辱	一	一	一	一	一	一	幼者誘拐	一	一	一	一	一	一
私印盜用	一	一	一	一	一	一	火藥密造	一	一	一	一	一	一
賭 博	六	六	一	一	一	一	官の封印破	一	一	一	一	一	一
証書滅盡	一	一	一	一	一	一	強盜殺人	一	一	一	一	一	一
出版條例違犯	二	二	一	一	一	一	強盜	一	一	一	一	一	一
故 殺	六	六	一	一	一	一	放 火	一	一	一	一	一	一
毆打致死	六	六	一	一	一	一	強盜殺人	一	一	一	一	一	一
持兇器強盜	二	二	一	一	一	一	官文書偽造	一	一	一	一	一	一
故殺未遂	一	一	一	一	一	一	官印盜用	一	一	一	一	一	一

重 罪









官  
衙

全	全	明	全	全	慶	元	全	全	文	萬	全	全	全	全	全	安	全	全	全
治			應	治		久	延								政				
三	二	元	三	二	元	元	三	二	元	元	六	五	四	三	二	元	六	五	四
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

一 一 | 二 | 四 | | 一 六 四 五 四 八 七 七 一 九 六 九

一 一 | 四 二 二 二 八 六 六 一 五 七 九 五 七 三 三 五 四

| 一 | | 一 | 二 一 一 | 一 | | 一 一 一 | | 一 |

二 二 一 一 一 | 三 四 二 | 二 四 三 五 五 七 七 一 | 三

四 五 一 七 四 六 七 三 〇 二 八 四 四 三 八 二 三 三 一 二 六

百  
二十七

官  
衙

全	全	嘉	全	全	全	弘	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	天	全	文
永			化															保		政
三	二	元	四	三	二	元	十	十	十	十	九	八	五	四	三	二	元	十	十	
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

三 三 二 二 三 三 三 一 一 | | 二 | | 一 | 一 | 一 |

五 二 四 四 三 | 六 一 | 一 一 一 一 一 | | 一 | | 一 |

| | 四 一 一 | 一 | | | | | | | | 一 | |

六 一 三 一 二 一 | | | 一 一 | | | | 二 | | |

一 四 六 九 一 九 五 九 三 一 二 二 三 一 一 一 二 二 一 一 一

百  
二十六

罪 名	囚 人 罪 質 (明治廿四年調)							合 計
	本 徒 刑	監 刑	空 知 分 監	徒 刑 分 監	徒 刑 分 監	徒 刑 分 監	徒 刑 分 監	
謀 殺	二	一	一	一	一	一	一	七
故 殺	一	一	一	一	一	一	一	六
強 盜	一	一	一	一	一	一	一	六
強 姦	一	一	一	一	一	一	一	六
強 傷	一	一	一	一	一	一	一	六
全 人 殺	一	一	一	一	一	一	一	六
強 盜 未 遂	一	一	一	一	一	一	一	六
放 火	一	一	一	一	一	一	一	六
盜 未 遂	一	一	一	一	一	一	一	六
全 未 遂	一	一	一	一	一	一	一	六
貨 幣 偽 造	一	一	一	一	一	一	一	六
合 計	11	11	11	11	11	11	11	66

犯 數	囚 人 犯 數 (明治廿五年一月調)							合 計
	初 犯	再 犯	三 犯	四 犯	五 犯	六 犯	七 犯	
毆 打 致 死	一	一	一	一	一	一	一	七
監 守 走 盜	一	一	一	一	一	一	一	七
逃 走	一	一	一	一	一	一	一	七
雇 人 盜	一	一	一	一	一	一	一	七
誣 告	一	一	一	一	一	一	一	七
罪 人 拒 捕	一	一	一	一	一	一	一	七
父 母 毆 打	一	一	一	一	一	一	一	七
幼 老 者 遺 棄	一	一	一	一	一	一	一	七
全 致 死	一	一	一	一	一	一	一	七
往 來 通 信 妨 害	一	一	一	一	一	一	一	七
官 吏 收 賄	一	一	一	一	一	一	一	七
軍 人 暴 行	一	一	一	一	一	一	一	七
合 計	11	11	11	11	11	11	11	66







合計 二十四年末日現在高

六二、九二七、〇〇四

八、七二三

經費 (期治二十四年度)

項 目	本年度豫算		前年度決算		前年度に對する比較の差	
	計	増減	計	増減	計	増減
本 監	二、四九〇、三三七	増	二、四九〇、三三七	増	〇	〇
俸給及諸給	九、二六六、七三五	増	七、三〇三、五二二	増	一、九六三、二三三	増
囚徒費	一、五八八、一四六	増	三、四八八、一四五	増	一、八九九、〇〇九	増
修繕費	三、三三三、〇〇〇	増	二、五五六、五八七	増	七、七六六、四一三	増
旅費	三、七四〇、六三九	増	一、六九七、〇三九	増	二、〇四三、六〇〇	増
雜費	一、三三三、三三七	増	一、三三三、三三七	増	〇	〇
廳費	一、三三三、三三七	増	一、三三三、三三七	増	〇	〇
合 計	一、三三三、三三七	増	一、三三三、三三七	増	〇	〇
空知分監	一、七三三、四七〇	増	一、七三三、四七〇	増	〇	〇
俸給及諸給	一、七三三、四七〇	増	一、七三三、四七〇	増	〇	〇
囚徒費	〇	減	〇	減	〇	〇
修繕費	〇	減	〇	減	〇	〇
旅費	〇	減	〇	減	〇	〇
雜費	〇	減	〇	減	〇	〇
廳費	〇	減	〇	減	〇	〇
合 計	一、七三三、四七〇	増	一、七三三、四七〇	増	〇	〇
總 計	四、二二三、八四〇	増	四、二二三、八四〇	増	〇	〇

網走分監は二十四年の新設にして同年度の經費は釧路分監の經費内より支出せしにより決算に至らざれば分割し雜費を以て暫く釧路分監の豫算を掲ぐ

在監延人員 (明治廿四年調)

類 別	懲役修身		刑 罰		流 刑		合 計
	無 期	有 期	無 期	有 期	無 期	有 期	
本 監	二、五五七、七八〇	一、四七〇、一八八	一、八三三、二八七	六三三	〇	〇	八〇〇、七八二
就 役	一、六二二、二二二	一、一〇九、〇〇九	一、一〇九、〇〇九	八	〇	〇	五五、九六一
不 就 役	九三五、〇五八	三五〇、一七九	七二四、二七八	六二五	〇	〇	八六六、四四五
空知分監	二、一九九	二、一九九	〇	〇	〇	〇	八六六、四四五
就 役	二、一九九	二、一九九	〇	〇	〇	〇	〇
不 就 役	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
總 計	七、一五六二	一、八〇一、四一四	三、六六六、五七四	七三三	〇	〇	一、〇〇六、四七二





本 監	四、四三三、六六一	一三、九二七、六六	—	四、四三三、六六一	一三、九二七、六六	—
空 分 監	一、九六五、〇三六	一四、五五五、一四四	—	八〇、一三四	二九、六五六、〇三六	一四、六三五、二七八
網 走 分 監	三、〇〇六、一三三	四、〇四三、一四九	—	四、七二二	三、〇九〇、二二三	四、〇八四、八六一
小 計	二七、七九九、九四一	三三、五二〇、五五九	—	一一、八四六	二七、一七九、九四一	三三、六四一、九〇五
						五九、八二一、八四六

定役に服せざる囚人の欄に於て収入なきは總て官業に使役したるに依る

樺戸集治監 沿革事歴

明治十四年八月十日樺戸集治監と石狩國樺戸郡月形村に設置同年九月三日開廳内務權少書記官月形潔氏典獄に任せらる十八年八月二十日月形典獄非職を命せられ同日安村治孝氏後任となる十九年三月一日北海道廳の新設と共に内務省の直轄を離れて道廳に屬す二十年一月四日樺戸集治監を監獄署と改稱二十三年七月二十二日樺戸監獄署を集治監の舊稱に復す二十四年七月二十四日北海道集治監の官制を定め尋て其本監を樺戸に置き元樺戸集治監事務所並に獄舎等を以て之に充て同年八月十六日開廳す同年八月十五日樺戸集治監典獄安村治孝氏非職となり大井上輝前氏北海道集治監典獄に任せらる

監長及官吏

典獄 大井上輝前

書記 八人

看守長 十三人

看守 二百九十九人

傭(醫師共) 四十四人

合計 三百六十四人 (二十五年十月關)

經費 (二十五年年度豫算)

- 一金一万六千六十圓 俸給及諸給
- 一金九万四千九百八圓八十一錢八厘 囚徒費
- 一金五百九十四圓六錢五厘 修繕費
- 一金三千四百六十六圓九十七錢三厘 旅費
- 一金三万三千五百四十一圓七十二錢八厘 雜費
- 一金一万四千二百四圓八錢五厘 廳費
- 合計金十六万二千七百七十五圓六十六錢九厘

四徒作業成績 (二十四年度)

業 名	延 人	工	工	錢
鍛 治	一一、四七七	八四	—	一、二五七〇一八
				二四九二八九

洋服裁縫	三、七七四〇六	三九九三六三	九二一〇八
木工	六、〇二七九八	六二二七一一四	一三二〇四八
革工	一、八五〇〇二	一九七三〇〇	四四五七三
桶工	一、一五七二五	一一九五五六	二五〇八〇
木挽工	六、四五五四〇	六三九三四六	一四二三五二
竹細工	七四六九六	五六五六三	一一九〇二
經師工	六、五二五五〇	三四四〇六四	七三〇六六
大工	六〇八八三	四六〇九〇	九七三四
網工	七、〇八五四一	七二二七二三	一四六五三八
麻製米	二二、八〇二二七	一一、二六九〇〇〇	二六一二七八
搗造	三、九八六三七	二九一一〇四	六一三五五
醬油釀	一一、一四四八〇	八四三二五九	一八四四四一
煉化	一、〇二〇八八	八二九七八	一八三七五
獄衣裁縫	四、七三九八四	三八〇九四一	七七九八三
炭足	一一、九二六〇一	八六六八四七	一八八六〇八
抄紙	四、二八六二九	三一五五五一	六三六四三
壁紙	一、〇〇八七一	七五四一一	一五〇八三
綿打	七二九五	八〇二五	一六〇五
開墾	九〇五四	六三三八	一三七四
計	四〇、八六九八六	三一、一九六九五	六四、二九九九

耕運	一七、九三三五七	一、四一八七七六	二八四三六七
炊夫	二四、八七三八七	一、八四〇七七〇	三七五〇四四
着病	一一、一五七二五	九〇六二七六	一九九七五四
掃夫	三、三四八二〇	二六六一二二	五六一三八
雜役	七、一二八〇八	五五三四四九	一一二六〇〇
炭燒	九三、九一三七五	七、一三六三二九	一、四四二一四六
桎割	一四、一九九七一	一、〇七四四五五	二四一九四三
用材	一、四九五四三	一六四九八六	三三一七三
薪採	五、七五八一〇	四一四三六五	八三五一一
増毛	六、七三七一〇	四八九七六〇	九八〇五七
網走	二四、一〇二八六	二、〇一九八九〇	四三六五七四
兵旭	二二、二六三三〇	一、七二七三七二	三六七九二八
計	三六四、三九三一一	三一、二三三九五	六、六〇三〇一
計	七四六、九六二一四	六〇、八七八六四二	一二、八二二〇四四

工業の種類は鍛冶工指物工靴工裁縫工抄紙工鹽工味噌醬油釀造工木挽工綿打工桎割工網工炭工炭工炭焼工煉化工墨刺建築工の十八種にして内桎割炭焼煉化石焼を除くの外悉皆本監構内に工場を設け専ら本監の需要品を製作せしむ明治廿二年七月監獄則施行細則發布あり作業に制限を設

けしも本監所在地たる僻遠の土地にして從來施行したる工業(細則第四十三條第四十)を廢するときは本監經濟に影響を及ぼすのみならず輕役囚徒の役業等に差支あるを以て和洋裁縫染物綿打疊刺靴炭燒薪採麻工(漁網を製す)爪工醫油釀造工等従前の備設置致度旨稟請して裁可を得たりと云ふ是より先き明治十七年十一月指物工桶工靴工裁縫工の四工業を當時の用達樂産商會と契約して工錢を貸與し囚徒を雇役せしむ十九年四月解約して官業とし廿三年一月より滿一ヶ年を期とし内外用達會社へ貸與せり右工場の製作品は治獄上障害なきものに限り製作せしむ此雇役囚人は一日の平均六十人なりとす其他前記の事業に使役の囚人は年均凡そ三百六十五人合計四百二十五人なり

農 業

明治十五年始めて開墾に着手し全十九年迄に墾成せし反別は三百二十五町歩なり廿四年四月宇知來乙農場の移民地となりしより開墾地二百三十四町餘外に未墾地若干を合せ之を道廳へ引渡し更に北越殖民社へ拂下られたり依て之に使役したる囚人を轉して上川土木工事(空知郡空知太より上川郡忠別に至る道路開墾業)に使役す二十一年より二十二年に至り該工事益々繁忙となりしより農場出役囚人の内を割て之に充つ廿二年五月に至りては字須倍都農場開墾地七十三町餘歩を道廳へ引渡したり全二十三二十四兩年間の新墾地は六十一町六反を合せ二十四年四月迄の現在開墾地の反別は百六町七反餘歩にして農業の漸次減少せしは土木工事に使用せしに因る農事の目的は囚人の食料及耕牛馬の飼料等を

収獲するに在り二十五年中農事に使役せし囚人は一日平均三百三十人なりと云ふ又他の土木工事は明治二十年より逐年道路開墾及屯田兵屋建設に従事し廿五年四月旭川村の兵屋三百棟建築に使役し今尚ほ建設工事中にして二十六年二月に至り竣工すべく之に使役する囚人は一日平均九百九十八人なり

明治廿六年後連年滿期出獄人員

二十六年二人、二十七年二十八人、二十八年八十五人、二十九年百十八人、三十年百五十五人、三十一年百七十二人、三十二年百七十人、三十三年百三十四人、三十四年八十七人、三十五年二十八人、三十六年三十一人、三十七年十一人、三十八年一、三十九年二人、合計千二十三人、

網走分監

沿革事歴

當監は始め網走囚人宿泊所と名け明治廿三年五月三日釧路集治監の創設に係り全監に屬せり廿四年六月廿七日北海道廳令第廿六號を以て釧路集治監網走分監と名稱す繼て全年七月廿七日勅令第百八號を以て北海道集治監官制の制定あるや全月三十日内務省告示第三十五號を以て本監を樺戸に置き分監を空知釧路網走に設置せしより全年八月十六日更に北海道集治監網走分監と改稱す

分監長及官吏

分監長 有馬四郎助  
 書記 五 人 看守長 七 人  
 看守 百三十六人 歌謠師 一 人  
 備 二十四人 合計 百七十三人

經費 (二十五年)

一金九万四千三百七圓七十一錢一厘

内 譯

俸給及諸給 八千三百六十圓  
 囚徒費 五万六千八百四十二圓六十五錢九厘  
 修繕費 百九十四圓五十七錢一厘  
 旅費 二千八百四十五圓十五錢  
 雜給 一万七千七百八十八圓七十六錢六厘  
 廳費 八千二百八十六圓五十六錢五厘

廿四年度の經費は釧路分監の經費内より支出せしに依り決算に至らざれば分明ならず故に本年度の豫算のみ掲ぐ

囚徒作業成績 (二十五年十一月三十日調)

道路開鑿は十八里壹町道巾十二間なり此の道路は忠別網走間延長四十二里一町の内にして二十四年八月十六日當分監設置以後開鑿せしものと及二十五年着手竣工せしものと合算す橋梁は二十三ヶ所橋巾各二間此の橋梁は前記道路に屬する橋にして内板橋二間より二十四間迄の内九ヶ所且つ土橋二間より十四間迄の内十四ヶ所は廿四年中架設せし分外二ヶ所六間より十二間迄の土橋は廿五年着手架設せり道路六里十八町九間道路巾十五尺是れは廿五年着手竣工したる紋籠湧別イタラ間道路開鑿延長なり橋架六ヶ所是れは前記道路に附屬の分に係る分監敷地内道路二十七町四十八間道巾自六尺至三十六尺是れは分監設置後開鑿せし延長なり畑地開鑿九町五反六畝歩是れは分監設置後開鑿せし反別とす以上は作業中重なる成績にして此外諸建築用材伐採鍛冶運搬糞米木挽炊事掃除並に廳中需要の諸品製作及吏員の出願に係る製作品等の成績あり

明治廿六年後連年滿期出獄人員 (明治廿五年十一月三十日調)

出 獄 別 年	明治廿七年	全廿八年	全廿九年	全三十年	全三十一年	全三十二年	全三十三年	全三十四年	全三十五年	全三十六年	全三十七年	全三十八年
囚 人	三	二五	一六	六二	七六	八一	四六	三七	九五	六二	二四	二九
計	五百五十七人											

函館税關

沿革事歴

安政六年六月の創設に係り當初運上所と稱す明治二年八月函館府議事局より開拓使に附す五年現在の地に新築し函館運上所と稱す六年一月税關と改稱し八年七月大藏省所管に歸す

輸出入増減の近況

明治廿四年に於ける輸出入物品の總原價は八十五万六千八百八十九圓六十一錢にして之を前年に比すれば六十四万三千三百七十八圓三十一錢即ち四割二分九厘を減せり内輸出物品の原價は六十三万八千七百九圓輸入物品の原價は二十一万七千四百八十八圓六十一錢にして之を前年に比すれば輸出は十八万四千三百二十五圓四錢即ち二割二分三厘強を減し輸入も亦四十五万九千五百三十三圓三十四錢即ち六割七分八厘強を減せり是に由て之を觀れば本年は輸出入共に前年より著しく減却すと雖も前年の輸出入は實に本港に於ける空前の巨額なるを以て今年之の之れに對して減少を表すは固より怪むに足らず然りと雖も試に明治十四年より二十三年に至る十ヶ年間輸出入の平均を觀るに輸出は六十三万八千七百九圓三十九圓三厘強輸入は九万八千八百七十三圓五厘なるを以て之れを觀れば本年の貿易たる決して退歩の傾向にあらざりしを知るべきなり輸出價額の此の如く前年に比して減少せしは輸出品中硫黃其他一二品を除くの外悉く減少ならざるなく就中主眼たる昆布の減少幾んど四割強に及びしを以てなり本年の輸入價額は非常なる前年の輸入に比して著大の減額なれども本年も亦た平年にあらざる所の輸入なりしなり即ち北海道炭鐵鑛道會社の直輸入に係る鐵道布設材料の臨時輸入ありしを以てなり

輸出品

品目	二十四年	二十三年	増	減
錫	二九八、〇〇〇	四六八、八四五		一七〇、八四五
海參	一〇、一七〇	一八、八八五		八、七一五
昆布	一、五〇七、〇〇〇	一、五三三、〇〇〇		二六、〇〇〇
刻布	九〇、〇三三	七〇、〇七三		一九、九六〇
鱈	二、八四一、七七一	二、四五六、七七一		三八四、〇〇〇
鱈	二、九三三、九四八	五三三、一八八		二、四〇〇、七六〇
鱈	六三三、〇五〇	八〇二、七〇〇		一六九、六五〇
鱈	二〇、〇八七	二五、三三三		五、二四六
鱈	八、八六七	九、九〇〇		一、〇三三
鱈	二、七〇〇	二、九七四		二七四
鱈	一、七三三	一、〇九六		六三七
鱈	三、五一一	三、九八〇		四六九
鱈	一、一〇〇	一、一〇〇		〇
鱈	五、〇〇〇	五、〇〇〇		〇
鱈	二〇、八四〇	五、五六三		一五、二七七
鱈	八、三三〇	三、三三〇		五、〇〇〇
鱈	八、三三〇	一、一三三		七、一九七
鱈	六、七三三	七、八三三		一、一〇〇
鱈	三、三三三	八、一三五		四、八二二
鱈	八、一七〇	一、九六四		六、二〇六

品名	輸入品	量	元	價
淡菜	全	4,100.00	80,500.00	56,549.00
乾鮑	全	6,560.00	257,090.00	1,552,310.00
乾魚	全	1,800.00	11,800.00	108,842.880.00
硫黃	全	26,587.40	13,903,140.00	108,842.880.00
鷲羽	全	2,701.95	11,845,000.00	108,842.880.00
鹿角	全	1,600.00	12,000.00	95,100.00
昆布	全	4,550.00	12,200.00	1,499,980.00
雜貨	全	3,000.00	30,850.00	8,500.00
船用品	全	1,100.00	5,310.00	4,110.00
通計		68,700.00	8,330,360.00	18,433,500.00

品名	輸入品	量	元	價
卷煙	全	310.00	240,890.00	130,000.00
鹹魚	全	1.00	8,264,903.00	6,768,290.00
鐵道並附屬品				33,200.00
安燈	全	201,600.00	1,451,600.00	425,740.00
自轉車	全	96.00	150,500.00	150,500.00
絹織物	反	44.00	200,000.00	200,000.00
乾パン	斤	22,233.00	100,000.00	100,000.00
寫真器	個	1.00	100,000.00	100,000.00
雜魚絞	斤	10,763.00	258,300.00	258,300.00
書籍	冊	1.00	107,070.00	107,070.00
衣類	類	1,932.00	38,640.00	62,094.00
石炭	噸	1,932.00	38,640.00	62,094.00
雜貨	噸	1,932.00	38,640.00	62,094.00
通計			217,480.61	217,480.61

經費及收稅高

明治二十四年度經費支出總額は金一万四千六十二圓九十五錢五厘全年度海關稅收入額二万八千二百四十九圓七十七錢七厘なり

主任官及官吏

稅關長野田鷹雄氏官吏は判任官三十二名雇員八名總員四十一名なり

所在地

北海道渡島國函館區東濱町十六番地

函館船舶司檢所

明治二十五年中函館船舶司檢所にて取扱たる西洋形船舶は合計百六十八艘内北海道廳船籍百十艘  
 但汽船六十艘帆船五十艘他府縣船籍五十八艘但汽船三十四艘帆船二十四艘なり之を二十四年度に  
 比較すれば汽船二十四艘増加し帆船にて十六艘を減せり全年度に於て難破船十艘内汽船七艘帆船  
 三艘衝突二件なり之を廿四年度に比較すれば汽船にて四艘を増し帆船にて一艘を減す同年度海員  
 技術試験受験人百六十名内及第者五十八名落第者百五名之を二十四年度に比すれば受験の數二十  
 四名を増加す同年度難破及び衝突に係る海員技術審問は七名各技術免狀停止之を二十四年度に比  
 すれば二名を減す又同年度遭難人は四月中汽船雷電丸恵山丸の兩船釧路碇泊中流水の爲め破損し  
 其際雷電丸にて船客及乗組員三十二名恵山丸にて一名都合三十三名ありし同所主務官は函館區鍛  
 冶町函館船舶司檢所長司檢官嵯子末次郎氏にして外司檢官補二名書記一名雇二人なり

第四編 屯田兵

屯田兵將校士官 軍醫軍吏(明治廿五年十二月調)

職	官	姓 名	住 所
屯田兵本部司令官	陸軍少將	永山武四郎	札幌區北三條東三丁目
屯田兵副司令官	屯田步兵大佐	家村住義	札幌郡山鼻村二百八十九番
屯田兵參謀	全 少佐	小泉正保	札幌區北三條東三丁目
屯田兵副官	全	菊地節藏	北三條東三丁目
全	屯田步兵大尉	大島幸術	北六條西一丁目
全	陸軍砲兵大尉	宮田太郎	大通東二丁目
屯田兵參謀	屯田工兵大尉	岡田三郎	北二條東二丁目
屯田兵副官	屯田步兵中尉	三輪光儀	北八條東二丁目
屯田兵監督部長	陸軍二等監督	篠原國清	南七條西四丁目
全 監督部附	陸軍一等監督補	跡部貴直	南四條西六丁目
全 部員	陸軍一等軍吏	山鹿直身	北一條西五丁目
屯田兵軍醫部長	陸軍二等軍醫正	山上兼善	北六條東二丁目
全 醫部々員	陸軍一等藥劑官	藏田忠介	北三條東三丁目
屯田兵司令部附軍吏	全 一等軍吏	佐藤業富	大通西四丁目七番地
屯田兵監獄長	屯田步兵大尉	伊知地四郎兵衛	北一條西五丁目







第 一 中 隊	第 一 大 隊				第 二 中 隊	第 三 大 隊		第 二 大 隊				第 四 大 隊		
	合 計	第 五 中 隊	第 四 中 隊	第 三 中 隊		第 一 中 隊	第 二 中 隊	合 計	第 四 中 隊	第 三 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊	合 計	第 五 中 隊
江蘇 別村	計	別西 村	路 村	似 村	山 村	和 田	永 山	合 計	瀧 川	瀧 川	瀧 川	合 計	別西 村	路 村
四八〇八〇	二七〇,五〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇,八五〇	八四,一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇	四,五三〇	九,七三〇
四四,七九〇	一九〇,七三〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一七,四九〇	六九,三五〇	一六,四〇七	一四〇,二六六	二七,二七五	二二,九六〇	二八,八三〇	一〇,九七〇	一〇,〇〇〇	五,九三〇
九〇,九〇〇	一七,七,七〇〇	七,八五〇	七,八五〇	七,八五〇	四三〇,五〇〇	九,四三五		二四,三三五	三,三〇〇	一,八〇〇	一,〇〇〇		三,〇〇〇	三,三〇〇
二八,四八〇	八三,七,七〇〇	九,五四八	六〇,三七八	二二,三三〇	二六,九六〇	六四,〇〇〇		四三,三八一	二八,二九四	四四,二二七	六五,〇〇〇		二四,二六六	二七,四八〇
一〇,七四〇	二二,七,五〇〇	二,七〇〇	一,四〇〇	一,八五〇	一八,五三〇	三〇,五〇〇		七〇,九六八	一五,八七〇	一〇,四九六	一,九〇〇		七,五六一	五,八三七
一四,五,四〇〇	二九,五,五三〇	五,三〇〇	一四,六七〇	一〇,二〇〇	二九,七六〇	六六,六七〇		一一六,三六〇	二二,七七一	六〇,八二二	一三,五〇〇		一四,〇六〇	二六,四二〇

農 產 物 (二)

第 一 中 隊	第 一 大 隊				第 二 中 隊	第 三 大 隊		第 二 大 隊				第 四 大 隊		
	合 計	第 五 中 隊	第 四 中 隊	第 三 中 隊		第 一 中 隊	第 二 中 隊	合 計	第 四 中 隊	第 三 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊	合 計	第 五 中 隊
江蘇 別村	計	別西 村	路 村	似 村	山 村	和 田	永 山	合 計	瀧 川	瀧 川	瀧 川	合 計	別西 村	路 村
四八〇八〇	二七〇,五〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇,八五〇	八四,一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇	四,五三〇	九,七三〇
四四,七九〇	一九〇,七三〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一七,四九〇	六九,三五〇	一六,四〇七	一四〇,二六六	二七,二七五	二二,九六〇	二八,八三〇	一〇,九七〇	一〇,〇〇〇	五,九三〇
九〇,九〇〇	一七,七,七〇〇	七,八五〇	七,八五〇	七,八五〇	四三〇,五〇〇	九,四三五		二四,三三五	三,三〇〇	一,八〇〇	一,〇〇〇		三,〇〇〇	三,三〇〇
二八,四八〇	八三,七,七〇〇	九,五四八	六〇,三七八	二二,三三〇	二六,九六〇	六四,〇〇〇		四三,三八一	二八,二九四	四四,二二七	六五,〇〇〇		二四,二六六	二七,四八〇
一〇,七四〇	二二,七,五〇〇	二,七〇〇	一,四〇〇	一,八五〇	一八,五三〇	三〇,五〇〇		七〇,九六八	一五,八七〇	一〇,四九六	一,九〇〇		七,五六一	五,八三七
一四,五,四〇〇	二九,五,五三〇	五,三〇〇	一四,六七〇	一〇,二〇〇	二九,七六〇	六六,六七〇		一一六,三六〇	二二,七七一	六〇,八二二	一三,五〇〇		一四,〇六〇	二六,四二〇



總計	隊兵工		隊兵砲		隊兵騎		隊大 四 第			隊大 三 第	
	合 計	沼 貝 村	合 計	沼 貝 村	合 計	沼 貝 村	合 計	第 一 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊	第 二 中 隊
六,四三三							二九,六三〇	七,四一四	二二,八二二	一,八七五	七,六八〇
三,七四二							六,四一〇	七,二八二	二,八一五	二,〇〇〇	一,〇〇〇
二,六九一							一三,九八二	六,四〇八	七,二八二	二,〇〇〇	一,〇〇〇
一〇,八七〇							五八,八三三	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
三,七四二							五,八二八	五,八二八	三,七四〇	三,七四〇	一,九〇〇
三,四八五							三,三九四	八,六六五	一,八五七	一,八五七	一,〇〇〇

農 產 物 (四)

隊大	中 隊	村 名	扁 豆		碗 豆		黍		扁 豆		碗 豆		高 黍	
			作 付	反 別	扁 豆	黍	扁 豆	黍	碗 豆	黍	碗 豆	黍	碗 豆	黍
第 一 大 隊	合 計	第一中隊	似 寒 似	六,七二〇	一,四四〇	五,八五〇	七,六七五	一,七二五	五,三三〇	一,七二五	五,三三〇	一,七二五	五,三三〇	一,七二五
		第二中隊	山 鼻	一,八八〇	一,一六〇	六,三八〇	六,六九〇	四,七〇〇	四,七〇〇	二,二七〇	二,二七〇	二,二七〇	二,二七〇	
		第三中隊	似 鼻	一,九二〇	一,一六〇	八,三〇〇	一,九二〇	二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇	
		第四中隊	篠 路	三,三八〇	一,四〇〇	一,八九二	一,六〇六	一,三〇三	一,六〇六	三,四一八	八,六五七	二,七〇八	二,七〇八	
		第五中隊	別 西	四,二二〇	五,五〇〇	〇,八〇〇	一,三〇三	一,三〇三	三,四一八	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	
第 二 大 隊	合 計	第一中隊	江 津 別	一,五三〇	二,四九〇	一,八三九	一,八三九	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	
		第二中隊	別 津 別	一,五三〇	二,四九〇	一,八三九	一,八三九	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	
		第三中隊	別 津 別	一,五三〇	二,四九〇	一,八三九	一,八三九	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	
		第四中隊	別 津 別	一,五三〇	二,四九〇	一,八三九	一,八三九	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	二,九八〇	
		合 計	計	二,九八〇	四,九八〇	七,六七五	七,六七五	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	
第 三 大 隊	合 計	第一中隊	永 山 村	〇,八一五	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	
		第二中隊	永 山 村	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	
		合 計	計	〇,八一五	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	
		第一中隊	永 山 村	〇,八一五	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	
		第二中隊	永 山 村	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	
第 一 大 隊	合 計	第一中隊	似 寒 似	六,七二〇	一,四四〇	五,八五〇	七,六七五	一,七二五	五,三三〇	一,七二五	五,三三〇	一,七二五	五,三三〇	
		第二中隊	山 鼻	一,八八〇	一,一六〇	六,三八〇	六,六九〇	四,七〇〇	四,七〇〇	二,二七〇	二,二七〇	二,二七〇	二,二七〇	
		第三中隊	似 鼻	一,九二〇	一,一六〇	八,三〇〇	一,九二〇	二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇	
		第四中隊	篠 路	三,三八〇	一,四〇〇	一,八九二	一,六〇六	一,三〇三	一,六〇六	三,四一八	八,六五七	二,七〇八	二,七〇八	
		第五中隊	別 西	四,二二〇	五,五〇〇	〇,八〇〇	一,三〇三	一,三〇三	三,四一八	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	



隊大	中隊	村名	農產物 (六)			
			甜菜	馬鈴薯	麻	高
第一隊	第一中隊	第一中隊	2,730,000	1,755,000	3,310,000	2,510,000
		第二中隊	9,580,000	1,815,000	4,580,000	2,330,000
		第三中隊	2,500,000	1,700,000	1,780,000	1,560,000
		第四中隊	9,830,000	3,855,000	1,690,000	1,390,000
		第五中隊	3,280,000	1,770,000	5,650,000	3,840,000
合計			32,970,000	11,295,000	17,970,000	10,070,000
第一中隊	合計		22,000,000	11,710,000	15,240,000	10,240,000

隊大	中隊	村名	農產物 (六)			
			甜菜	馬鈴薯	麻	高
第二隊	第二中隊	第一中隊	5,100,000	3,050,000	5,650,000	9,500,000
		第二中隊	3,050,000	3,050,000	9,700,000	7,850,000
		第三中隊	3,050,000	3,050,000	9,700,000	7,850,000
		第四中隊	3,050,000	3,050,000	9,700,000	7,850,000
		合計			14,250,000	12,850,000
第二中隊	合計		12,100,000	12,100,000	36,750,000	33,050,000
第三隊	第三中隊	第一中隊	4,700,000	1,100,000	4,700,000	4,700,000
		第二中隊	4,700,000	1,100,000	4,700,000	4,700,000
		第三中隊	4,700,000	1,100,000	4,700,000	4,700,000
		第四中隊	4,700,000	1,100,000	4,700,000	4,700,000
		合計			18,800,000	4,400,000
第三中隊	合計		18,800,000	4,400,000	18,800,000	18,800,000
第四隊	第四中隊	第一中隊	4,700,000	1,100,000	4,700,000	4,700,000
		第二中隊	4,700,000	1,100,000	4,700,000	4,700,000
		第三中隊	4,700,000	1,100,000	4,700,000	4,700,000
		第四中隊	4,700,000	1,100,000	4,700,000	4,700,000
		合計			18,800,000	4,400,000
第四中隊	合計		18,800,000	4,400,000	18,800,000	18,800,000
第五隊	第五中隊	合計	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
		合計	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
第五中隊	合計		1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
合計			1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000

農產物 (七)

隊大	中隊	村名	亞作				亞收				藍				蔬							
			麻	付	反	別	麻	菜	藍	菜	藍	菜	藍	菜	藍	菜						
隊大第二	合	第四中隊 瀧川村																				
			隊大第一	合	第五中隊 藤野村																	
						第四中隊 藤野村																
							第三中隊 山崎村															
								第一中隊 山崎村														
總計																						

農產物 (八)

隊大	中隊	村名	亞作				亞收				藍				蔬							
			麻	付	反	別	麻	菜	藍	菜	藍	菜	藍	菜	藍	菜						
隊大第三	合	第一中隊 永山村																				
			隊大第四	合	第一中隊 和田村																	
						第二中隊 和田村																
							第三中隊 和田村															
								第四中隊 和田村														
總計																						





大 二 第	隊 大 一 第					隊 大	總	隊 兵 工		隊 兵 砲	隊 兵 騎	隊 大 四 第				隊 大 三 第		隊 大 二 第				隊						
	第 三 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊	合 計	第 五 中 隊			第 四 中 隊	第 三 中 隊			第 二 中 隊	第 一 中 隊	合 計	合 計	合 計	第 四 中 隊	第 三 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊	合 計		第 四 中 隊	第 三 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊	合 計	第 五 中 隊
瀧川村	對江別	江篠別	瀧川村	合 計	瀧川村	對江別	江篠別	瀧川村	合 計	合 計	合 計	合 計	太田村	太田村	和田村	和田村	合 計	永山村	永山村	合 計	瀧川村	瀧川村	對江別	江篠別	瀧川村	合 計	瀧川村	
1170			2931				2931																					
2130		5000	5864		1800		4064																					
11			230				230																					
生糸眞綿蠶卵紙産額																												
							461,063																					

也 田

百七十三

也 田

百七十二



隊大 四 第				隊大 三 第		隊大 二 第				隊大 一			
合 計	第 四 中 隊	第 三 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊	合 計	第 四 中 隊	第 三 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊	合 計	第 五 中 隊	第 四 中 隊	第 三 中 隊
	太 田 村	太 田 村	和 田 村	和 田 村		永 山 村	永 山 村	瀧 川 村	瀧 川 村		瀧 川 村	瀧 川 村	別 路 町
五 六 〇	八 〇	一 一 〇	一 一 四	二 五 六	四 二	一 三	二 九	二 三 八	一 〇 四	四 〇 七	一 四 四	五 四	
一 八			一 八					四 五	二 三	二			二

第 一 中 隊	第 二 中 隊	中 隊	家 畜	總 計	隊兵 工		隊兵 砲		隊兵 騎		隊大 四 第						
					合 計	沼 貝 村	合 計	沼 貝 村	合 計	沼 貝 村	合 計	第 四 中 隊	第 三 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊		
山 原 村	山 原 村	山 原 村	(一)	二 六 一									太 田 村	太 田 村	和 田 村	和 田 村	
一 二 六	八 三	一 八 三															





## 沿革事歴

寛政十年二月幕府松平忠明に命じて蝦夷地警衛の事を掌らしむ十一年秋忠明等五人南部津輕二藩に命じて各兵五百を出して蝦夷地を防守せしめんとを請ふ幕府之を許し十二月二藩に命じて兵を出さしめ要地を守衛し屯兵を兼ね十二年八月王子千人頭原胤敦其歩卒百人を率ゐて蝦夷地を開墾し農兵を以て非常に備へんと請ふ之を許す胤敦兵を白糠勇拂の二所に分て屯田し防守の備を爲す降て文化安政の間幕府の直轄に屬し邊警に備ふるあるも屯田を置くの制を開かず

明治二年七月初めて開拓使を置く三年五月兵部大丞黒田清隆開拓次官に任す六年十二月清隆上表して曰く北海道及び樺太の地は常使創置以來専ら力を開拓に用ひ未だ兵衛の事に及はず今や開拓の業漸く緒に就き人民の移住する者亦隨て加はる宜く保護する所無かる可らず況や樺太は國家の深憂たる固より論を待たず故に今日の急務は軍艦を備へ兵衛を置くに在り抑も管内の鎮臺固より他府縣に準し設立ある可しと雖も其全備を求むれば費用甚だ洪大にして遽に辨す可きに非ず今畧々屯田の制に倣ひ民を移して之に充て且耕し且守らしめは則ち拓地兵備兩ら其便を得ん因て其の費の出る所を求むるに本使曩に大藏省に借る所の金百四十五万圓既に其三分の一を償ふ其餘三年に賦して償ふ者資本百十八万二千六百圓餘今之を挪移して其費に充て軍艦一艘を購ひ之を海軍省に付し専ら北海道の用に供し且舊館縣及び青森酒田宮城等の士族貧窮なる者の中に就き兵役に堪

ゆる者を精選し舉家移住せしめ札幌及び小樽室蘭函館等の數處に配置し家屋を授け銀糧を給して其産業を資くると別單開墾する處の如し非常の變ある驅て兵を爲すへし其常備兵を置くに比すれば費額大に減少し且土地開墾の功を收む可し豈至便ならずや封疆守衛人民の保護一日も忽にす可らざるを以て敢て建議奏請す夫れ非常の事固より非常の斷に非れば成る能はず今日の議實に已むを得ざるに出つ豈尋常の成規に拘泥すへけんや伏て乞ふ特例を以て速に允裁を賜ひ大藏省に下命あらんとを乞官其請を可し且つ令して曰く屯田演武の方法は陸軍省へ商議し及び之を上請すへし其費用の如きは別に之を支給せん國帑の債を挪移するは之を許さずと○此年十二月二十五日屯田兵千五百戸男女合て六千人移殖すべき費額を六十八万圓三ヶ年に分割交附の議を上る官之を允裁す

明治七年六月二十三日開拓次官黒田清隆を陸軍中將兼開拓次官に任し北海道遠征事務を總理せしむ○十月三十日屯田兵例則を設け其編制は憲兵の法を參的し編制給發の制を明にす此年米國其他より「カットリン」砲四門「エンビール」銃千六百挺及實包を購入す其代價は屯田兵定額内を以て支辨す○十一月石狩國札幌郡琴似村に屯田兵屋を築く二百戸明年五月に至て成る

八年一月屯田兵を舊館縣及宮城青森酒田三縣士族にして戊辰の役に従事せる者より募る○此月屯田兵諸官の職務規則を定め又屯田兵諸官已下勤務定則を定む○三月屯田兵憲兵を招募すべき管下

及び舊館縣其他青森酒田宮城三縣の士族足らざる時は有志の平民を募るを允さる○本廳に屯田事務局を設け政務局の次に班し准陸軍武官を置き大佐を四等官と爲し以下一等を遞減し中佐少佐大尉中尉に至る以上委任と爲す曹長軍曹伍長は十一等より十三等に止まる之を判任と爲す○四月十二日准陸軍武官制服徽章並月俸旅費軍裝料等の給額を定め屯田兵事務局を東京出張所の下に班し又屯田兵事務局に庶務主計の兩係を置き事務を分掌せしむ○五月宮城青森酒田三縣及び管内士民等入隊を願ふ者百九十八戸男女九百六十五人を札幌郡琴似村に移し第一大隊第一中隊を編成す○此月屯田兵一中隊毎に週番所を置くの制を規定す○屯田兵服裝は一般鎮臺の成規に依り更に章號として左臂上に北辰形を標記し又大隊旗及嚮導旗に北辰形の標記を付す○六月廿二日自今屯田兵は一戸家四人以上の者を募るを止む○七月琴似村に小學校を設け所要の器具を備へ屯田兵子弟を教育す○八月三日巽に青森酒田宮城及舊函館縣に募る所の屯田兵を札幌に移し明年更に二百八十戸を二縣に募らんとするも恐くは其數に充る能はざらん因て缺員豫備の爲め置賜岩手秋田三縣に募るを請ふ官之を允す○九月伍長代務を本官に任し鎮臺兵の成規を以て日俸を給り又兵員子弟を以て啖叭手と爲す○十月札幌郡山鼻村屯田兵家屋建築成る二百四十戸同發寒村に築く卅二戸○十一月屯田兵員死亡し嗣子ある者は目下兵役に堪へざるも兵員に充て世襲せしめ若し單身にして親族の嗣くへきものなきとき或は兵員の内より分戸して之を嗣き或は他の兵役に堪る者をして嗣し

むるを允す○十二月八日屯田事務局請ふ日く巽に募る所の宮城縣青森酒田置賜岩手秋田の兵足らされは有珠移住伊達邦成の舊家臣を募り一大隊に滿んと之を允す○此年毎年募集兵の數に應し各自に「エンピール」銃下付あらんとを請ふて許さる

九年琴似山鼻兵員「エンピール」銃を下附し射的演習を施行せしめ其彈數は時に之れを定む○五月始めて屯田兵積金の方法を定め毎月給與米額の二割を蓄積せしむ○去歲募る所の青森秋田置賜宮城岩手及有珠郡士民二百七十五戸男女千七百七十四人を琴似發寒山鼻村に移し各週番所を置之を管理す○此月例則編制表の職員約半數を充たすの目的を以て更に大隊編制表を定む○八月對雁村蠶室成る○九月又琴似山鼻兩村へ蠶室を設け以て屯田兵産業を助く

十年一月琴似山鼻兵村に屯田兵假射的場を設け開拓長官將校已下に告諭するに射的の必用を以てし大に之を奨勵し將校は「レミントン」銃を用ひ下士已下は携帶銃を用ひて訓練せしむ其彈數は豫め之を定めす○二月西南騷擾に由り函館警備として屯田兵一小隊を遣る○四月一大隊を遣り西南の軍に従はしむ○五月陸軍給與概則に依り准陸軍大佐以下の俸を増し官宅料及馬飼料を給す○六月管内士族六百六十四人を募り屯田豫備兵を編成し東京に遣る○七月屯田兵子弟教育の爲め琴似山鼻二村へ小學校を設け該校生徒餘暇に製麻結網の業を學はしめ又蠶時に至れば課程を止めて蠶業を執らしむ○八月准陸軍少尉試補を置き官等月俸を定む○此月卅日巽に遣る處の一大隊鹿兒島



の役より還て東京に至る○九月卅日札幌に凱旋す後勳を定め賞を行ふ各差あり○此月卅日 天皇陛下吹上禁園に幸し屯田豫備兵東京に在る者の整列を御覽あり「汝等北海道遼遠の地より遙に西南征討の役に従ひ盡力奮戦候段朕深く之を嘉尚す」と勅語を賜ひ且つ親く之を慰勞し金若干を賜ふ是に至て屯田兵扶助三年の期満つと雖ども西南の役従軍農時を奪を以て更に一年を増す○此月東京に於て「カントリー」砲五門全實包拾万發及米國製六連短銃壹挺屯田豫備隊より引繼を受く○十一月是歳西南の役陣没する者八名を東京招魂社に合祀す○十二月二十六日准陸軍佐官以下の増俸及び官宅銀料を廢し屯田豫備兵條例を定め豫備軍の制に倣ふ其服役に堪るを取り拘るに年齢を以てせず且役期を定めす一大隊を以て限と爲し其編制の費額は別に之を國費に取る○此月篠津太へ鶴室を築く其地桑樹多きを以て將來屯田兵就産の資とす

十一年一月客歲召募屯田兵の諸費常法に據り難きを以て奏して陸軍給與規則を折衷して支給す○二月從來屯田兵一戸地を給する五千坪を以て規とす其壯丁多くして餘力ある者は更に五千坪を給す○三月屯田兵戦死傷者に陸軍恩給令に依り恩給並扶助料を給す○四月議定して屯田兵豫備兵に關する經費は別に國費に取る○七月客歲西南の役死者の爲めに招魂碑を札幌借樂園に建つ十二年九月に至て成る○八月江別村兵屋十戸成る結構密國様式を模し防塞を主とし煖爐を設く○此月岩手縣に募る所の兵十戸男女五十六名を江別太に移し江別村第一大隊附屬江別分隊と稱し屯田事務

局派出所を置き管理せしむ○此月屯田兵召募後三年間口を計て米鹽菜料を給し地を與へ開墾して以て前途營生の基本を立てしめんとす若し三年中戸主死亡せば其殘額を遺族に給し以て開墾の費に充て遺族保護の道を設くることを請ふ官之を允す○十二月二十八日准陸軍大佐堀基屯田事務局長を免し准陸軍中佐永山武四郎屯田事務局局長兼裁判事務管理仰付らる○此月野外演習を兼ね鹿獵取締の爲め兵卒二十名に士官若干を附し勇拂方面に行軍せしむ爾後毎年之を行ふを例とす○此月始めて第一大隊長を置く

十二年三月屯田兵服役期限未だ定らず他年鎮臺を置くを以て期とし其間戸主死亡する者は其子弟及び後嗣等を以て服役せしめ若し兵役に堪ゆる者無きときは戸主死亡の年を以て滿期と爲し且つ該兵三年扶助畢り自力生活の途に就くも固より兵役を帶ふを以て保護厚からざるを得ず因て兵役免除の後其給與地の地租を除く十年及戸主死亡する者も之に等くせんとを上請す官之を許す○五月局長永山武四郎兵屋の裝設防塞の結構等調査の爲め露國可爾薩克へ出張六月歸朝す○此月士官公罪に係る者は官吏懲戒例に據り處分する者と爲す○六月屯田兵死刑に處する者の遺族は猶ほ戸主扶助の殘額を給し救助するの議を上請し屯田兵治罪條例を設くるを請ふ官皆之を可す是に於て平常の所犯は常律を以てし其軍律を紊亂し軍法の赦す可らざる者は軍律を以て處するの罪目を定む○十二月屯田兵扶助滿期後公務に服する時は俸給食料草鞋足袋を給す○十二月屯田兵職業を勉

め管理宜を得る旨を以て士官に褒詞を賜ひ且大隊へ酒肴料金百圓を賜ふ  
 十三年一月露國木工を傭聘し同國哥爾薩克兵舎に倣ひ二十戸を篠津太に築かしむ又臨川地方に屯  
 田兵二分隊を派遣し鹿獲取締を兼ね野營演習を實施せし途次鹿四頭其他の鳥獸を獲たり○二月屯  
 田豫備兵已に徵募編輯する者は徵兵年齢に當るも之を免す○此月陸軍一般の編制改正せるを以て  
 屯田兵に於ても亦練兵行軍に際し其隊制名稱等新式に準據す然れども兵村の組織は尙舊制に據  
 る

十四年一月屯田兵少尉試補以上に登る者は扶助米金等の支給を停む○二月屯田兵豫備兵を罷む○  
 此月山形縣下米澤地方に招募する屯田兵應ずる者少きを以て尙は福島岩手青森三縣より二十名を  
 招募せんとを請ふ官之を允す○七月六日屯田事務局を事務係と改稱し其班列は従前に仍る○此月  
 青森岩手山形三縣より屯田兵十九戸男女八十一名を募り篠津村に移し之を第一大隊附屬篠津分隊  
 と稱し篠津派出所を置き之を管理せしむ○此月 天皇陛下北海道に幸し九月 車駕山鼻村に過り  
 山鼻學校に御して屯田兵耕産事務場を敬覽し能久親王をして琴似村の兵屋を巡覽せしむ○十二月  
 廿日屯田兵家族多き者二十戸を分ち篠路村の背後に移し荒蕪を開拓して一村落を爲すを允す以上  
 開拓使中十五年二月に至る迄費消せし金額は殖民費として金七拾四万八千九百四十六圓貳拾八錢  
 七厘本局費として金三万貳千三百八拾七圓九拾八錢戸數五百九人員貳貳千七百七十六人を移殖す

十五年二月八日廢使置縣准陸軍佐尉官以下に係る事務及經費武器彈藥等總て陸軍省の管轄に屬す  
 ○此月江別分隊に士官を派出し同所事務を兼ねしむ○四月屯田兵事務局番兵を設く○八月新式編  
 制に基き従來の編制を改め更に琴似山鼻の兩中隊を分割し四中隊より成る一大隊を編制す即ち琴  
 似村屯田兵を第一第二中隊とし山鼻屯田兵を第三第四中隊とし週番所は従前の如く琴似山鼻の兩  
 所に置き第一第二中隊の週番所を合して琴似週番所第三第四中隊週番所を合して山鼻週番所と改  
 稱す

十六年四月屯田兵第一大隊半大隊は八日間春季演習として苫小牧島松植苗の各地を經途中實設敵  
 運動其他應地取術並平戰雨時行軍演習を成す又自今演習は春秋二季と定む○此月屯田事務局門規  
 を定む○六月屯田事務局奉任の者にて陸軍省出仕の輩は軍人軍屬一般の治罪手續に據らしむ○七  
 月舊開拓使廢止の際國庫の納付せる殖民費殘金及前年度經費の殘金とを以て屯田兵を招募し江別  
 村に移殖せんとを上請す官之を允す○十月江別村兵屋建築成る○十二月に屯田兵屋二戸を建築し  
 兵員子弟を分戸す○准陸軍佐尉官以下犯罪處分は青森軍法會議へ送送せしむ○明年移住兵の寢室  
 其他諸事業場に充る爲め篠津村設置の第二號寢室及屬舎を江別に移轉す又江別村に中隊週番所  
 を設け江別篠津の事務を處理せしめ其派出所を廢す

十七年二月屯田兵二名を擧拔し軍馬飼養法傳習生として軍馬局に派遣す○三月士族授産の爲め十

七年度以降六ヶ年間に金八十八万六千五百圓を國庫より支出し士族を募り屯田兵に編成し陸軍省をして管理せしむ是に於て十八年より二十三年迄士族千〇六十一戸を募集するの手續を上陳す  
 ○四月始めて陸軍省雇軍醫員を屯田事務局に置く○五月青森秋田山形福島四縣より屯田兵士七十五戸男女三百四十五名を徵集し江別村に移す○此月陸軍一般の編制を改め二百二十戸を以て一中隊を編制し三中隊を以て一大隊を編制す○五月江別村に醫員一名を附し患者を治療せしむ○六月地方一般一種の脚氣病大に流行せしを以て本年移住の兵員家族は札幌縣醫員を江別村に派遣し治療を施さしむ○此月江別村第三中隊週番所に番兵を設け下士一名卒四名を以て警備せしむ之れ其土地の僻遠なるを憐れ戸窓知兩集治監囚徒脱監の途に當るを以てなり○八月屯田兵起居の定則屯田兵日課の勤務及屯田兵検査定則を定む○十月江別村第三中隊週番所宿直を廢し喇叭手一名を衛兵に増加す○十一月他兵科より任用の下士は隊附と雖も外宿手當金を給するとに改む

十八年一月患者診斷調劑等の用に充つる爲め江別番週所に藥劑所を設け且つ地方村民の診斷投藥を爲す○二月屯田兵給與の農其修理費は凡て自辨せしむ○此月各府縣士族中屯田兵志願の者を五ヶ年間に徵募せんとを申請す○屯田兵志願者心得並に徵募手續を定む○三月根室在勤の士官以下に二割の増俸を給す○四月永山本部長屯田兵編制の爲め定額金増加せられんとを陸軍大臣に建議す○此月馬種改良の爲め種馬二頭を陸軍省に借り兵員に飼養せしむ○五月屯田兵第一大隊を春

季演習として石狩國札幌市街附近の地に於て中隊各個攻守戰法を練習す○此月屯田兵條例を定め屯田事務局を屯田兵本部と改稱し庶務を以て第一課とし主計を以て第二課とし更に醫務課を設け衛生に係る事務を掌らしめ屯田兵大佐永山武四郎を陸軍少將に任し屯田兵本部長に家村中佐を次官に荒城少佐を第一課長に篠森少佐を第二課長に補し本田少佐を第一大隊長に任し又陸軍武官々等表中屯田兵大佐以下の官名を追加し等級官名を稱せしむ○此月江別村に兵屋百八十三戸篠津村に三十戸を建築す又屯田兵條例發布に付自今總て陸軍治罪法に依り處分し且便宜の爲め毎歲二回青森營所軍法會議の理事審事録事を札幌に派遣し審判に従事せしむ○六月各中隊週番所を改め中隊本部と稱し屯田兵本部西門内に第一大隊本部を設け又屯田兵假事務所を根室縣廳内に設置す○此月兵員給與地の内千五百坪を桑園と定めしむ○七月佐賀石川鹿兒島取熊本の五縣より屯田兵二百十三戸男女千五百十人を徵募し百八十二戸を札幌郡江別に卅戸を石狩郡篠津村へ移す其内七十戸を以て第三中隊に編入し百八十八戸を以て新に第一大隊第四中隊を編成し第四中隊本部を設け江別村第三中隊第一小隊事務所に直置き書記及喇叭手各一名を以て之に充つ○此月屯田兵員にして地方小學教員たるを停止す○此月陸軍恩給令附則を以て屯田兵の恩給を定め又屯田兵平戰時中隊制表を定む○八月法廷一棟を建築す○此月醫務課を置き第一課長をして事務を兼掌せしめ又藥劑所乘馬規則を定む○九月根室在勤の下士に俸給同外宿手當金にも亦割増を給す○此

月屯田兵第一大隊秋季演習として石狩國札幌市街近傍の地に於て野外演習を爲し最後函館より來札したる歩兵第五聯隊第三大隊と相對し豊平村に於て戰鬪演習を行ふ○此年演習法を改む即ち毎月一日の日を以て之に充て柔軟体操等中隊適宜に練習せしむ而して射的は春秋二季獨立及集合射擊を訓練せしむ○屯田兵本部概則を定む○永山本部長石狩國上川郡を巡回し陸軍大臣に上申するに地勢開濶にして將來緊要の地と認むる旨を以てす○十月屯田兵積金の内兵員より借用出願するの程限を定む○根室國花咲郡和田村に屯田兵屋二百二十戸札幌郡江別村に百十五戸石狩郡襟津村に十戸合して三百四十五戸を建築し又屯田兵本部職官定員表及事務内規を定む○轉科下士には年功加俸及死者には埋葬料を給せざるとに定む又本部概則に依る將校會議開會の期日は毎月最終月曜日を以てす○十二月屯田兵服務規則を定む又屯田兵射的彈數を規定するに「レミントン」銃一ヶ年一人に付き射的用實包六十五發「エンピール」銃一ヶ年一人に付き演習用實包三十發とし十九年度より實施せしむ

十九年一月江別村第三中隊第一小隊日直を廢し半小隊長及喇叭手各一名をして宿直せしむ○二月北海道三縣を發し北海道廳を置き屯田兵本部の經費は凡て該廳の支辨に屬す○此月歩兵射的演習定則に則とり農事の間隙を以て射的演習を行はしむ○屯田兵罪囚の未決は營倉に置き重禁錮は青森に送致し輕禁錮は營倉に於て執行し兵籍にあらざるものは地方監獄に交付せしむ○三月根室在

勤士官以下の増俸を廢す○此月廿三日より六日間第一大隊平戰兩時行軍演習を行ひ途中不期實設敵攻守戰法及前哨或は中隊各個戰鬪を演習す屯田兵本部御用掛及兵卒各個戰鬪を演習す屯田兵本部御用掛及兵卒各一名を撰み東京調馬隊に遣り軍馬の取扱を傳習す○此月山口廣島鳥取福井石川新潟山形秋田青森の九縣より屯田兵三百四十五戸男女千六百六十八名を募り其二百廿戸を根室國花咲郡和田村に移し第二大隊を創設し百十五戸を札幌郡江別村に移し第三中隊本部の衛兵を廢し士官及下士卒をして日直を爲さしむ○屯田兵家族身上取扱方を定む○六月下士卒無届歸村せるものに對し逮捕及具申の方法を定む○七月屯田兵少佐和田正苗を以て第二大隊長となす此月監獄を建築せんとを請ふて允さる二十一年一月落成す○八月十八日より八日間屯田兵第二大隊第一中隊は孤立中隊行軍演習として根室和田村より同國落石村及釧路國濱中散布の諸村を經厚岸の間に於て途上實設敵對抗演習を施行す○九月監獄長以下の官吏は屯田兵本部員を以て之を兼しめ看守卒押丁は新に之を置く○十一月第一課長の醫務課事務の兼掌を解き陸軍一等軍醫遠藤周民をして專任となす○此月兵屋百四十六戸を札幌郡新琴似村に百十戸を室蘭郡輪西村に建築す○十二月札幌區大通西詰に屯田兵第一大隊本部を建築移轉す○此月新式喇叭譜講習の爲め一等軍曹外二名を撰み教導團に遣る又屯田兵土地貸下願に關する取扱手續を定む

二十年一月江別藥劑所を更めて屯田兵第一大隊病室と稱す屯田兵患者の病症等差及創傷患者の見

證書式並各隊病類表器械藥物表々式を定む○二月屯田兵本部概則を改定し移住者諸給與を更む○屯田兵本部及各大隊本部門侯及大隊本部の給仕を廢す○屯田兵本部及大隊本部風紀衛兵を廢し單に金櫃ある場所に限り上等兵一等卒三名を以て番兵となしむ○三月屯田兵第一大隊は春季演習として後志國余市郡余市驛へ中隊行軍及途上諸種演習を行ひ同廿二日同郡春部村隱道近傍に於て半大隊不期對抗演習を行ふ○歐亞各國兵制視察の爲め本部長永山少將荒城屯田兵少佐枋内屯田兵大尉小島陸軍屬を隨へ米國露國及清國へ派遣せらる○四月屯田兵本部に藥劑官及看護長を置き醫務課及各隊診斷所備附治療器械藥品の員數を定め隊附屬醫官以下の服務心得を假定し醫務課中主治係を醫務係と改め更に藥劑係を置く各隊診斷所の名稱及患者取扱方を假定し病類總目中に婦人病附録を追加し醫官藥劑官看護長醫員等の分課を定む○屯田兵平時編制を改め常備歩兵隊平時編制に準據し更に大隊に編制し一大隊は二中隊以上四中隊以下一中隊は兵率百六十名以上二百四十名以下とす○事務内規中第二課各係ノ名稱及分掌を改正す○第一大隊診斷所藥室を醫務課中に設置し看護長を宿直せしむ○五月第一大隊第三第四中隊(江別篠津兩中隊)四百四十五戸を分割して更に第三大隊第一第二中隊と稱し同大隊本部を江別村に創置す○此月屯田兵大尉野崎貞次を以て第三大隊長心得とす○兵庫岡山愛媛鳥取鹿兒島熊本佐賀福岡八縣より屯田兵二百五十六戸男女千百十五名を徵募し百四十戸を新琴似村に移し之を第一大隊第三中隊とし百十戸を室蘭に移し之を

室蘭屯田兵中隊と稱す○六月大隊附屬官を屯田兵本部に集め衛生會議を開き自今毎月五日を以て例とす○屯田兵積穀歩合扶助米十分の二を更め移着初年は十分一步五厘二ヶ年月より三步とす○七月家村本部次官本部長代理を以て始めて部下各隊に檢閲を行ふ○九月第一大隊第三中隊に屬する事業場一棟を同中隊共有物として下付す○十月廿一日より四日間屯田兵第三大隊は秋季演習として江別野津幌幌向等の各地に於て各種野外演習を爲す○野崎第三大隊長心得少佐に進み第三大隊長となる○此月室蘭中隊設置の事業場一棟同隊共有物として下付す○此月兵員寄託積金出納規則及各隊會計事務取扱並各隊金櫃規則を定む○花咲郡和田村に屯田兵屋百廿戸札幌郡琴似村に七十四戸を建築す○九日より一週間第二大隊は根室標津間に於て行軍演習を行ふ○十一月第一大隊は秋季野外演習として札幌郡上手稻村に於て大隊假敵演習及大小細帯を併せ行ふ

二十一年二月永山少將歸朝す○三月十五日より十日間室蘭屯田兵中隊は幌別白老苫小牧千歳を経て札幌地方へ轉地演習を行ふ○四月一日より一週間屯田兵第一大隊は錢函小樽島川村大江村等を経過し苗穂畔の嶮を越え後志國岩内郡岩内へ轉地演習を行ふ○第三大隊は一週間其屯營地近傍に於て諸種の生地演習を行ふ○五月永山本部長北海道廳長官を兼任す○徳島大分佐賀福岡廣島鳥取岡山島根八縣より屯田兵百九十六戸男女九百卅五名を募り七十四戸を新琴似村に移し第三中隊に編入し百廿戸を根室和田村に移し第二大隊第二中隊を編成す○六月始めて參謀官を置き兒玉少

佐を以て之に補す○七月屯田兵家族身上に關する處分方を改正○家村本部長の代理を以て部下各隊に檢閲を行ふ○陸軍乘馬飼養條例を實施し家村中佐を以て委員長と爲す○八月屯田兵出身下士卒の埋葬法を定む○九月屯田兵の射的演習は經費及稼穡上の支障を以て暫く定規彈數を減し便宜施行せしむ○十月新募屯田兵演習期日を定めて卅日間とし其扶助期中にある者は月六回と改む○此月全道各郡區役所に照會して戸數人口物産風土牛馬車輛船舶の調査を爲し屯田兵出身準備に着手す○兵村會規則を定む○兵屋百戸を和田村に建築す○十一月屯田兵第三大隊は空知樺戸方面に於て二泊行軍演習を行ふ十二月一日より八日間屯田兵第二大隊は根室國根室郡古丹消民有牧場内に於て野營演習を施行す

廿二年一月大に屯田兵費を増加し明治廿六年迄に二十中隊を徵募編成せんとを議定す○二月各隊診斷所へ休養室を設置す○四月屯田兵第一大隊は苫小牧縣別室開墾別室開墾等に於て十日間屯田兵第三大隊は石狩郡石狩地方に於て五日間野外演習を爲す○屯田兵出身準備方案を定め此年五月廿日調を以て各隊出師準備書を調製せしむ之を各隊出師準備書調製の始とす○五月屯田兵本部支關番及正門の門番を廢す○各隊備付の圖書を規定し又文書編纂例を改正す○東京靜岡三重愛媛石川福井京都滋賀鳥取佐賀和歌山徳島熊本福岡の二府十三縣より屯田兵四百三十戸男女千九百十四人を徵募し二百廿戸を篠路村に移し第一大隊第四中隊を編成し百十戸を室蘭中隊に百戸を根室和田

村に移して第二大隊第二中隊に編入す○八月札幌農學校官制を改正し同校生徒中より屯田兵士官出身志願の者を選定し軍事に關する學術技藝を教授せしむ○九月二十二年より二十六年迄五ヶ年間に於て屯田兵二十中隊を移すの計畫を以て屯田兵増殖配備着手順序表を定め隊號を改め室蘭屯田兵中隊を第二大隊と稱し根室第二大隊を第四大隊と稱す○屯田兵士官下士補充細則屯田兵下士兵卒服役細則屯田兵司令部服務規則を定む○各隊事業教師を附するの期限を定む○家村副司令官心得司令官代理を以て部下各隊に檢閲を行ふ○屯田兵司令部に軍法會議を設け師旅團並に屯田兵司令部出仕理事録事等級區分を定めらる○屯田兵司令部職官定員屯田兵監獄職官定員を定め家村中佐を屯田兵副司令心得に兒玉少佐を屯田兵參謀に荒城少佐を屯田兵副官に篠森少佐を屯田兵會計部長に松島軍醫正を屯田兵軍醫長に水島理事を屯田兵法官部主事に補す○十月屯田兵第一大隊編制表を定む○屯田兵に醫員看病人磨工を附し屯田兵隊附醫官服務規則並に診斷規程を定む○十一月屯田兵隊服務規則を改定す屯田兵曹長廿四名本官を免し兵學科別科生として札幌農學校に入學せしむ○屯田兵徵募官心得を定む○屯田兵從來所用の「レミントン」銃缺乏せるを以て「ヒーホルチニー」銃五百挺を陸軍省に借り新設隊に交付す○十二月奈良縣十津川移民中より屯田兵九十二戸男女三百二十五名を募り空知郡瀧川村に移し第五大隊第一中隊を新設す○此月屯田兵第四大隊は根室郡鹿島牧場内に於て八日間野外演習を爲す○屯田兵醫員召募格例を定む○屯田兵逃亡十

ケ月を経て歸隊せざる者跡相續の法を定む○屯田兵副官たる尉官をして乘馬本分と爲す○乘馬飼養條例の改正に依り自今屯田兵大隊長は副騎馬養せざるとなる○從來徵募屯田兵の身体検査は各募集地に於て臨時雇醫を以て之に當らしめたるも本年より軍醫をして検査せしむ

二十三年一月戰術研究の爲め各隊より士官を撰拔し戸山學校に入學せしむるとを申請して許さる  
 ○二月屯田兵各隊士官教育實施教令を規定す○北海道に於ける道路鐵道港灣等は國防上に關係あるを以て新設の都度常部に協議すべき事に北海道廳へ照會を遂ぐ○屯田兵大隊出師準備綱目を規定す○屯田兵現行の組織は子孫相繼ぎ永世兵たるの制にして人權を永遠に羈束するの嫌あり且之を繼續するの經費漸次積累し爲めに新規増設殖民上の結果を全修すると能はざるに至る故に到底組織を變更せざる可らざるを感ずるの際偶々會計法實施の爲め昨年確定せる五ヶ年間經費據置の法頗る廢滅し計畫全空に歸す且憲法を以て兵額の一に天皇陛下の大權に歸せられ之に伴ふ經費も既定の歳出に屬す而して其歳出の既定額は帝國議會に附する豫算前年度即二十三年度に於て將來の爲め既に一定の額を決すへき必要に遭遇し從て屯田兵全般の組織一大改革を行ひ將來の基礎を確定せざるへからざるに至る是に於て司令官永山少將副司令官心得家村中佐參謀兒玉少佐副官和田少佐同高洲大尉會計部員大島大尉等を東京に會し改正案を諮議し遂に四月改正案を建議す○從來屯田兵携帶の「レミントン」銃と「ビーホルチー」銃に更めんとを申請して許さる屯田兵司

令部事務内規を改正す○三月屯田兵の經費は本年度より通常經費四十四万二千二百七圓八十七錢六厘臨時費十萬九千九百四十九圓十三錢六厘計金五十五万二千五百五十七圓壹錢二厘を以て北海道廳の經費所管なる大藏省より分離し陸軍省の所管に屬し屯田兵司令官は屯田兵責任拂命令官並に歳入歳出に係る下検査の任務を掌り會計主務の任務は會計部長をして之を掌らしむ○副官荒城少佐豫備に入る○屯田兵服役滿限の者除役取扱方を大隊長に委任す○屯田兵第一大隊千歲村地方に於て三日間野外演習を爲す○四月屯田兵會計部長を以て會計主務官及收入官吏の任務を掌らしむ○石狩國空知郡瀧川村及釧路國厚岸郡太田村に兵屋各四百四十戸を建築す○第二大隊室蘭地方に於て一週間第三大隊は江別近傍に於て五日間第四大隊は根室附近に於て八日間野外演習を爲す○五月近衛及師團豫備後備下士にして屯田兵を志願する者は採用し移住の後二等軍曹に採用するを允す○屯田兵第四大隊長和田少佐を屯田兵副官に小泉屯田兵大尉を第四大隊長心得に補す○六月屯田兵増殖配備表を改正す○屯田兵第五大隊假本部を石狩國空知郡瀧川村に設置す○七月新兵教育は入隊後三ヶ月間連續施行の事に改む○鹿児島熊本佐賀岡山福井石川新潟山形兵庫和歌山宮城十二縣より屯田兵七百八十五戸並に十津川移民中より三戸を徵募し四百四十戸を厚岸郡太田村へ移し第四大隊第三第四中隊を編成し三百四十八戸を空知郡瀧川村へ移し第五大隊第一第二中隊を編成す○八月屯田兵條例を改正す即屯田兵は屯田歩兵屯田騎兵屯田砲兵屯田工兵を以て編成

し其服役期限は現役三年豫備四年後備役十三年通計廿年とし其後備滿期後尙十ヶ年間補充兵役に服せしむ又屯田兵司令部條例を改正し司令官は陛下に隸し且大に司令官の職務權限を擴張し概ね師團長と同一に歸す而して從來の會計部及給養官を廢し更に軍吏を置き又別に屯田兵監督部條例を定め經理計算の事を監督せしむ以上皆廿四年四月より實施すべき豫定とす其他組織改正に關係し追加改正したるもの下の如し其一、陸軍各兵科現役士官補充條例を追加し屯田兵各科士官の補充を他の同兵科の士官を以てするを正則とし當分補充に札幌農學校兵學科卒業の者を以てす其二、現役下士補充條例を追加し轉科並屯田出身の外尙近衛及各師團の豫備後備下士上等兵にして屯田兵と爲りたる者を以て補充するの一項を増す、其三、陸軍豫備後備將校補充條例を追加し屯田兵豫備下士にして一ヶ年間軍事學を修めたる者を以てす其四、陸軍各兵科豫備後備下士補充條例を追加し近衛及師團と概ね同一の法を以て補充す其五、陸軍豫備後備將校服役條例及陸軍豫備後備下士兵役條例を追加し北海道徵兵令未行地（函館福山江差の外を云ふ）在籍の豫備後備將校下士兵卒は總て屯田兵司令官の管轄に屬せらるる○家村副司令官代理を以て部下各隊の檢閲を行ふ○札幌農學校兵學科別科生卒業せる者廿四名に見習士官を命し各隊に付屬せしむ○九月近衛及各師團より轉科せる下士にして一ヶ年以上其職を奉したる者更に屯田兵條例に依り屯田兵出身の者と同一に服役すると許す○平時屯田兵一大隊編制表を改正し且屯田兵騎兵隊同砲兵隊同工兵

隊の編制表を定めらるる其實施は皆廿四年四月にあり○屯田兵豫備表調査の手續を定む○屯田兵土地給與規則を定められ從來給與地の一万坪を一万五千坪に（下士は二万坪）増加し且別に一戸一万五千坪の割を以て公有財産として毎兵村に給與せらるる○十月他より轉科したる屯田兵下士現官の儼屯田兵の養子となるを允さるる○近衛及師團豫備後備下士兵卒にして北海道徵兵令未行地に轉科する者は當分勤務演習及簡閱點呼に召集せす○廿四年徵募すべき屯田兵屋に充つる爲め四百戸を上川郡永山村に百戸を空知郡沼貝村に建築の工を起す○家村中佐大佐に昇り屯田兵副司令官に小泉大尉少佐に昇り第四大隊長に補せらるる○屯田兵大隊出師準備書一例を規定し各隊出師準備の方針を開示し漸次整頓完備を期せしむ○屯田兵教育順次草案を規定し現役豫備役教育の程度を圖り且各隊畫一を期す○兵村會規則を設け以て移住後三年より兵村公共の事件を管理經營せしむ又別に兵村諮問會規則を設け以て移住后二ヶ年間兵村公共の事件を諮問せしむ○兵村公有財産取扱規程新兵受渡手續兵器彈藥受授手續各隊官舎管理規則及被服管理法を定めて其取扱方を明にし又屯田兵及屯田兵家族心得書を定め兵村の風紀を律す○屯田兵士官名譽を定む○屯田兵の蓄積金は從來司令部にて保管せしか本年四月右は停止の事に定められ爾來其永遠保管上に付種々計畫する處あり本月に至り各中隊より委員（兵員家族の内）一名を札幌に會し審議の後遂に株式屯田銀行を設立するに決し定款を議定し主務者出京設立請願の舉に及ぶ



廿四年四月屯田兵監督部開闢す○此月屯田兵組織改正と共に元屯田兵第一大隊及び屯田兵第二大隊第一中隊を合併し屯田歩兵第一大隊を編成す第一大隊は五中隊より成り其第五中隊は元第二大隊の第一中隊なり元屯田兵第三大隊第一第二の兩中隊及び屯田兵第五大隊第一第二兩中隊を合併し屯田歩兵第二大隊と換稱し第一中隊より第四中隊に至る元屯田兵第四大隊は屯田歩兵第四大隊と換稱す又此年兵庫徳島宮城山形新潟高知鹿児島岡山和歌山愛知の諸縣より召集せる屯田兵志願者四百戸を以て屯田歩兵第三大隊(第一中隊)を同四十戸を以て屯田兵騎兵隊を同三十戸を以て屯田砲兵隊亦同三十戸を以て屯田工兵隊を編成す○六月株式屯田銀行開業す

廿五年八月京都府大分香川愛媛岐阜滋賀青森富山秋田埼玉慶島の諸縣より召集せる屯田兵志願者四百戸を以て屯田歩兵第三大隊第三第四中隊を編成し又騎砲工各隊へ前年同數の戸數を増加編入せり

## 第五編 漁獵及採藻

## 漁業經濟

捕魚採藻皆漁夫の手に成る北海道の水産若し國家の一財源たれば彼等が勞働の效果は實に富國の大計に關係せりと謂ふべし故に漁業の進歩と漁業經濟の改良とは將來の二大急務なり遠洋漁獵人工孵化固より獎勵すべしと雖も漁業經濟にして十分改良する所なくんば万全の成功決して期す可らず吾人今更此要項を吟味せんと欲し漁民、漁夫、漁業資本及營業組織の四項に就て特に其要領を摘録せん

北海道漁民の戸口は二万四百十八戸、六万六千六十七人、更に之を専業と兼業とに區別すれば専業者は一万三千三百七十七戸四万四千九百七十九人にして其他を兼業者とす又戸籍上より區別するとき本籍と寄留との二種ありと雖も其實常住者と入稼者との二種とす右は明治廿一年の調査に係るを以て同年に於ける本道水産者一切の收獲を算すれば六百七十九万五千餘圓に達せり然るに常住者は本籍と寄留とを問はず本道に一家を成して漁業を営むものなるか故に其所得は本道漁民の所得として見るべきも入稼者に至ては唯漁期間漁場に在り業を終れば去て郷里に歸るか若くは他に轉するものなるか故に其所得は本道の所得にあらずして皆彼等の自國に持歸るものたり而して其全額幾何なるやは今得て知るべからずと雖も要するに入稼者の多き漁業は鱸島賊及び鯨の三種

にして彼の烏賊の大産地たる函館漁民の如き多くは北陸地方より入稼する者なれば本道烏賊産額の大部分は此の入稼者の漁獲する處あるべし又鱈漁業の最も盛んなる後志天鹽二國は總て庄内及北陸地方入稼漁民の収獲に屬す又鱈漁業に於ては入稼者天賣燒尻利尻禮文北見等の地方に多く積丹地方にも亦多少之れ有り其収獲鱈の全体に對するときは大なりと云ふを得ざるへしと雖も蓋し大約數十萬圓に下らず加之本道の漁民には自ら業を執るもの少くして雇夫を便役するもの多きか故に年々九萬人内外の雇夫を要す之に對して多額の賃銀を支出せざるを得ず以て本道の水産収利は入稼者及び雇夫の爲めに吸收せらるゝ事少からざるを知るへし蓋し本道の漁民に二階級あり一は大漁民にして多くは専有漁場を有する者即ち鱈鮭鯉等の建網及引網者是れなり一は小漁民にして鱈差網若くは昆布其他の雜漁業を營むものは是なり大漁民は鱈及ひ鮭漁業者に最も多くして其數小漁民に比すれば少しと雖も其所有する所の漁場多きは十數ヶ所乃至十ヶ所に及びて數千石乃至二三萬石を收穫し價十數萬圓に至るものあり小なるものも猶一統の建網を營業し數百石の價數千圓の収獲ありて本道漁業の實權大半其手に歸す之に反して小漁民は其數前者に幾數倍すと雖も營業の規模極めて小にして一月一ヶ年の收入二百圓を普通とし千圓以上に至るもの稀なり而して此等の漁民は重もに渡島後志地方に多くして日高地方の昆布採取者亦之に屬す以上は本道漁民の特質にして是れ則ち漁業の規模と經濟とに對して特別な現象を呈せしむるの原因なり其此の如く

に至りし所以は松前藩受負漁業の制に胚胎し種々の制度の爲めに馴致せられたるものとす既に漁民に種々の階級あり漁業上營業上と努力者と相分るゝに至るは固より其分なり便ち鱈鮭鯉等の漁業及び昆布採取等に於ては多く營業者と努力者と相分離するか故に隨て雇夫なるものを要し年々其數九萬餘人に下らず其内他道より雇入るゝもの六萬餘人其他は本道内殊に渡島地方の雜漁民を以てす而して此等の雇夫は現今の漁業組合上に缺く可らざるものなるを以て前記の各漁業に於ては常に通常の漁夫のみならず船頭も亦悉く右雇夫より成立つ蓋し之なくんば其漁業殆んど行はれざるなり雇夫の數此の如く多きを以て給料又多額を要す則ち船頭は一期五六十圓を普通とし或は百圓内外を與へ一年雇なるときは二百圓を給するものなり普通の漁夫は三十五圓を最高とし十五圓を最低とす又給額の外に於て其雇入等の爲め多くの費用を要する事あり之を概算すれば一人平均二十五圓とすへく總數九萬六千餘人に對しては二百四十萬圓に當り管外雇夫六萬餘人に對して實に百五十萬圓に當る給料の外古來の慣習に依りて九一と唱へ収獲一割の割合、即ち利益配當を與ふるの法は數年前迄各地共に行なはれたりしも近年に至て或は之を給する者あり或は五分五分九一と云ふを給する者あり或は全く給せざるものあり要するに昔時に比すれば其給額を減したり此歩合の法は所謂利益配當の性質を帯びたるものにして本道漁業の大部は擧げて雇夫の手に委するにも拘らず營業上に於て今日まで著しき困難を生せざりしは蓋し此法與りて大に力

ありしものとす雇夫の生國を區別する時は本道内より出づるものは重もに渡島各郡の雑漁民にして平素昆布鮭其他の雑漁に従事し鯨若くは鮭の季節に至りて西北兩海岸地方の雇夫となるものとす又他道より來るものは重に南部津輕秋田庄内地方の雑漁者若くは農民にして就中青森縣人最も多く岩手縣之に次く而して其勞働の優劣は本道内のもの概して優等にして船頭若くは上雇となる尤も管外にても南部人には船頭たるべきもの多くして並雇とするも又其に優るもの尠からず雇夫に年雇なるあり一期雇なるあり月雇なるあり日雇なるあり而して年雇は重もに根室地方に於ける鯨昆布鮭等の諸業を兼ねる所に行はれ一期雇は各地方の各漁業に於て最も多く行はれ月雇は重もに昆布鮭等の諸業に行れる日雇は各漁業大漁の時に當て臨時に雇入るゝものたり通常雇漁夫の外鮭差網漁民の如き若くは歩方漁夫の如き營業者にして漁夫を兼ねる者ありと雖も通常の漁民とは自ら其性質を異にせり

漁業收穫既に一ヶ年六七百万圓の巨額に達すれば之に必要な資本又多からざるを得ず加ふるに米、鹽、噌、漁具より漁夫の大部に至るまで悉く之を他道に仰けるを以て他の事業に比すれば更に一層の巨額を要す而して幾何の資本を全道各種の漁業に要するやは得て知る可らずと雖も最大漁業たる鯨を基として推算するときは廿二年に於ける其建網數は三千二百四十一統なり一統の營業資本を平均金千圓とする時は三百廿四万一千圓となる又差網數は十九万七千七百八十九放なるを以て一放に付平均金三十圓を要するときは則ち五十九万三千三百六十餘圓合計三百八十三万四千三百六十餘圓となる之に鮭、鱒、鱈、昆布及び諸他の漁業に要する資本を合するときは無慮五百万圓以上に達すべく實に巨額と謂ふべし此等の資本は何より出づるものなるか且つ其融通法如何は漁業經濟上重要な問題なりとす

本道の漁民中自資を以て營業するものは重もに小漁者に限り大漁業者に至りては少數の有力家を除くの外は重もに資本を他に仰て始めて漁業を爲すものなり而して其資本を仰くの方法種々ありと雖も大約左の四種に分つ事を得へし

## 第一仕込

## 第二青田

## 第三収穫抵當

## 第四普通貸借

以上四種の内最も廣く行はるゝを第一の仕込法とす此方法は遠く松前藩時代に基因するものなり當時蝦夷地と稱せし地方一切の漁業を舉げ巨商に受負はしめ若干の運上金を課する外は總て之を彼等に一任したり受負人は又自ら漁業を營むの外更に漁期を限りて入稼人を許し之をして其受負區内に付て各漁業を營ましむるものとす此入稼人は重もに薄資の漁民なりしか爲め資本を其他の

受負人若くは江差函館等の金主に仰きたる者なりき加ふるに當時に於ては海關の制ありしと航海の術開けざりしとに由り和船の蝦夷地に下る事稀なりしを以て受負人の荷物の外は皆各自に函館若くは江差に運致したり此時に當りて函館江差等に於て之か賣買の專權を有するものは問屋若くは水産商人にして漁民は自由に之を賣買する事能はざりしを以て遂に金主を求めて之に收獲の販賣を依託するを便利とするに至り江差函館等の商人等は其收獲の販賣手数料を得ること各地漁民の金主たることを以て己れか營業とするに至りたり是に於て無資の漁民爲めに資本を得るの途ありしのみならず有資の漁民も彼等の資本を借らされは營業するを得ざるに至り漁業と仕込とは遂に離る可からざるの勢を馴致せり彼の西海岸の如き維新前迄の受負人を除くの外は概ね江差商人の仕込を受けたるもの蓋し是れか爲めなり其方法は左の如し

凡そ漁業者は漁業に着手するに先ち其漁期間に要する所の米、鹽、燗、其他の物品を始め雇夫の賃銀（或は漁場、漁具、漁船共）等に至る迄悉く之を金主（仕込親方）に借受け漁業の終末に至り其收獲物を舉げて金主に渡し販賣を依託す金主は之を賣捌きたる後其代金中より最初仕込たる正金并に物品代價を引き去り且つ其手数料として賣上代金の三分乃至五分を收む又仕込たる金品の利子及び購入手数料は正金にては一漁期間二割内外物品にては購入手数料として其代金の五分乃至一割を收む而して收穫の買上代金と仕込高とを差引して不足を生ずるときは之に月二分乃至三分の利子

を附し次回の收穫物を以て返辨せしむ若又其不足嵩みて數年を経るも尙ほ返辨し難きときは金主は次回の仕込を謝絶し殘金を證書と爲し年賦等にて返辨せしむ然るに近年に至ては漁場漁具漁船等を抵當となし不足の生ずるときは之を沒收する事多し此の如き方法は急速に漁業を發達せしむるに當ては稍々便利なりと雖も是れか爲めに無資無經驗の輩俄に業を起し結局經濟整はずして漁利漸く減し漁權金主に移りて遂に漁業圓滿の發達を妨ぐるに至れり然れども維新以來大に其方法に改良せし所なきにあらす現今に至りては周年の仕込を受くるもの稀にして其金利及び手数料の如きも昔時に比すれば稍低減せり加之漁業者自由に其收穫を賣るの便を得るのみならず何れの地方に於ても金主の求め得らるゝに由り金融方法獨り仕込の上止まらず青田賣、講定貸、普通貸借等の諸法其間に行はれ自資を以て營業するもの亦た漸く各地に増加し總て資本融通の面目を改めたり尤も仕込は猶金融の大部分を占め其他の方法に至りては僅に一部分のみ

青田賣は近年行はるゝものにして其方法は未獲の荷物を豫め價を定めて賣渡したるものとなし其代金を漁業前に受取り實際收穫したる時に至て豫約の荷物を金主に渡すの法なり此法は實に金主の爲めに危険なるのみならず漁業者に於ても亦不利益の方法たり然れども此方法たる單に漁場のみを有する所の漁民か其漁業を營むに當り之か資本を得るの一法として昔て西海岸の鮭漁場に多く行はれ又根室地方の鮭漁業に行はれたりしも今や焼尻、天賣、利尻、禮文、及北見、根室地方を除

くの外は漸く減衰するに至れり收穫抵當法は渡島後志地方に行はれ其方法は漁期に先つて金品を借り月二三分の利子を付し漁業終るの後之を返済す而して其抵當には收穫品若干石を以てし若し正金にて返す能はざるときは其抵當高の收穫物を渡すの約定なり故に收穫物は各自自由に賣却するを得へしと雖も從來仕込の慣習に由りて之を金主に渡し其販賣を依託するもの多し普通貸借は信用ある漁民間に行はれ多くは抵當貸とす其抵當は重もに漁具漁船干場等にして此法は各地に於て多少行はるゝと雖も其數至て少し以上種々の方法に由て流通せる資本は多く函館、福山、江差等に住する仕込親方及び水産商荒物商若くは地方有力の漁業家より出ると雖も其或は北陸地方より來る所の船手等より出つるものも亦有り此等の資本は本道内に在るものと他道より入るものと二種あり即ち船手若くは肥料商人等より出つる所のものは他道のものに屬す其他は本道内の融通に屬す若し夫れ他道より入るものと本道内のものとの比較幾何なるやは今得て知る可らず

本道漁業者の大部は其營業資本を他に仰くのみならず雇夫を使役して之に現業を一任し己れは唯た事業の經營のみに従事するを以て自ら資本家と營業者と労働者との三種に分かる然れども其組織上より觀察を下せば自資と借資とを問はず單獨にて自ら業を執るものと數人相集りて一業を營むものとあるを以て之を分けて二種と爲すを得へし即ち獨立營業及歩方營業是なり獨立營業中更に二種あり一は一個獨立して其業を經營し漁夫を雇て營業するもの此等は萬事己れの隨意に經營

し且つ運動するを得るの利ありと雖も此法に由るときは多額の資本を要し且つ損益共に一身に係り其業の成敗如何に由て著しく營業者の利害に影響を及ぼすものとす今や鯨、鮪、鰯等の建網引網漁業は概ね此組織に由る又一は漁業の規模極めて小なるもの、間に行はれ即ち漁家自ら其業を經營し一家族を以て現業を執るものなり各地の鯨差網者の一部渡島日高地方の昆布、鰯、鮎、其他の雜漁業者は多く之に屬す此方法たる昔時に在ては渡島地方に限りて行はれ彼の日高地方の昆布及後志地方の鯨差網等の如きは重もに雇夫を用ひ來りしも近來は此法漸く廣く行はるゝに至れり歩方營業は從來渡島地方殊に茅部、龜田、上磯、諸郡の鰯、鮪、鰯漁業者に行はれ近年に至りては鯨漁業上にも亦漸く行はるゝに至りしと雖も亦た廣く盛なるに至らず其方法は地方に従て異なる所あれども其要點を擧ぐれば左の如し

茲に一人の漁業者にして漁場、漁具、漁船、干場及び製糖器具一切を所有するものあり然るに其村内の小漁民にして一個獨立の漁業を爲し能はざる者十數万人乃至二三十人相集りて右一人の漁業者即ち網持を親方と仰ぎ其漁具漁船及干場は勿論屬品等より漁期中の食料に至るまで一切之を彼に借受け而して一同其納屋に入り自ら漁夫と爲りて漁業に従事す終漁の時に至りて其收穫を分配す此を名けて歩方と云ふ此方法に於て親方の負擔すべき分は漁具漁船干場及び製造器具にして歩方の負擔すべき分は其各自の食料及び諸雜費とす而して製造上に要する繩筵薪及び諸税金等は親

方其三分を負担し歩方其七分を負担するを普通とす或は食料及雑費を除くの外一切親方に於て負担するもわり分配法は漁業終り收穫を賣却したる時に及んで其漁期中親方の立替に係る諸費を差引きたる後之を十分して親方三分を取り歩方七分を取る(又親方四分歩方六分を取るもあり)而して歩方は其七分中より親方の立替に係る所の食料を返辦す又親方は重もに歩方中に加出して其船頭となり收穫三分を取る外歩方一人半乃至二人分の配當を受く若し又船頭とならずして通常の歩方と爲りたる時は一人前の配當を受く

此方法に據るときは其利尠からず先づ其歩方たるものに取ては徒手にして漁業を營むを得るか故に湖資者も能く其業を營むを得べく且つ其收穫の多寡は己れの損害に關する故に總て誠實に勤勉して一人の所得雇夫の給料に比すれば遙に多き等の利あり又親方たるもの一朝不漁に遇ふとも其損料は歩方全体と共に分配擔當するか故に獨立營業の如く親方一人之れを負担して遂に漁業を廢絶する等の憂なし且つ獨立營業の如く雇夫の給料及食料共を要せざるか故に小資本を以て營業し得べく從て仕込を受くるの敷を減すへし今日漁業上の通弊たる資本家の跋扈を避くるのみならず歩方たるものも一個人として社會に對するの位地雇夫に比すれば稍々重きを有するに至るへし故に此法に依て現今及び將來に於て漁業上最も恐るべき漁夫の逃亡若くは雇主と雇夫との軋轢を絶つての利益を收むるに至らん是れ即ち今日經濟學者の稱道する「コー、オペレーション」主義を善く

實行するものなり若し夫れ漁業經濟上從來の積弊を打破し以て真正の漁民を興し完全の漁村を造り漁業圓滿の發達を期し本道天與の漁利を十分に收めんと欲せば益々此法を助成し之をして本道各地に普及せしむるにあらんべし

#### 鯨漁業

其起原最も遠く且つ全道第一の大漁業にして維新以來殊に長足の進歩を爲し今日に至りては年々の産出價格四百萬圓以上に昇り全道水産總額の三分の二を占むるは鯨漁業なり獨り本道の最大漁業たるのみならず日本帝國の最大漁業たり故に本道五萬の漁民中其七分は之に依て生計を營むのみならず又其間接に及ぼす所を致ふるときは一般の商工業其澤を被らざるもの殆んど稀なり加ふるに之を食料としては廣く全國に供給し肥料としては重要な國用と爲り販路は北陸及び中國より關西諸國に普及し今や鯨漁業の豊凶は實に本道の經濟と帝國豐作の豊凶とを左右するの位地に立ちたり實に盛なりと謂ふべし

#### 漁場

鯨漁場は區域廣大にして東經百三十九度三十分より百四十八度に至り北緯四十一度廿分より四十五度三十分に至り普く本島の極端に迄達するのみならず數多の島嶼又其散在を見る然れども詳に之を調査するときは全沿岸悉く其漁場たるにあらざるも西海岸と東海岸の東部に限り其他は

點々各地に散在するのみ其漁場所の沿岸線を通算すれば大約二百六十餘里に亘り全道沿岸線の五分の二を占む就中良好の漁場は多く日本海に面する處即ち西海岸にあり而して此漁場一ヶ年の收穫は六七十万石に至り全道鯨の總收穫に對しては實に八分強に居る此の如く其區域廣きを以て天然の境遇地方に由て同しからず從て漁業の規模及漁法より經濟制度に至る迄大に其趣を異にするものあり故に今全道の鯨漁場を南海岸西海岸北海岸東海岸の四區に分ちて記述す

南海岸中鯨漁場あるは津輕海峡に瀕する處の一部分と内浦沿岸の二ヶ所にして其他は絶て之なし乃ち之を二區に分つ第一區内浦漁場、第二區津輕海峡漁場、是なり

西海岸漁場は渡島國白神岬より北見國宗谷岬に至るの間沿海百六十餘里に亘り之を四區に分す第一區松前檜山爾志(三郡)、第二區久遠太檜瀬島牧野都歌乘磯谷岩内古宇(九郡)、第三區積丹美(國古平余市忍路高島小樽(七郡)、第四區原田濱益増毛留筋苦前(五郡)、是なり

北海岸及東海岸漁場は宗谷岬より釧路郡釧路に至る迄沿岸線大約二百五十餘里に亘れりと雖も鯨場漁は其間に散在して往々數拾里を隔つるものあり然れども今漁場の沿岸線のみを算するも猶六十餘里に亘るものあるを以て左の三區に分つことを得べし第一區北海岸附宗谷郡、第二區目梨標津野付根室(四郡)、第三區濱益厚岸釧路白糠是なり

鯨の群來する期節は各地同からず今郡別に之を記述すれば大約左の如し

地名	初期	終期
南海岸		
山越	五月十日	六月十日
茅部	(四月十五日)	(三月十五日)
函館	四月十日	五月十日
上磯	四月十日	五月十五日
西海岸		
松前	四月一日	五月五日
檜山	三月廿六七日	五月十五日
爾志	三月廿五日	五月十二三日
久遠	三月廿七八日	五月十五日
太檜	四月三日	四月三十日
瀬島	三月廿八日	五月二十日
牧島	三月廿七八日	五月二十日

壽都	歌樂	磯谷	岩内	古宇	積丹	美濃	古平	余市	忍路	高島	小樽	原田	濱益	増毛
四月一日	四月一日	三月廿七日	三月卅日	四月二日	四月一日	四月一日	四月一日	三月廿五日	三月廿一日	三月十五日	三月十五日	四月一日	四月七日	四月十五日
五月二十日	五月二十五日	五月廿五日	五月廿五日	五月廿九日	五月廿六日	五月廿六日	五月卅一日	五月卅一日	五月卅一日	五月卅一日	五月卅一日	五月卅一日	五月廿一日	六月十日

北海岸

留萌	鬼鹿	苦前	燒尻	天賣	利尻	宗谷	紋別	網走	東海岸	野付	根室	厚岸	釧路
四月十日	四月七八日	四月十五日	四月五日	四月三四日	四月十七日	四月十日	四月二十日	四月二十日	三月二十日	四月十日	四月十日	五月十日	五月十日
六月十日	六月十日	六月十日	四月三十日	四月三十日	五月二十日	六月十日	六月十日	六月十日	七月十日	六月二十日	六月二十日	七月三十日	七月三十日



鯨漁期は右の如く茅部郡及び厚岸釧路の二郡に於て二回あり而して茅部に於ける第一期は冬鯨或は茅部鯨と稱して他に其類を見ず然れども收穫極めて少なし又厚岸釧路に於ける第一期鯨は方言油鯨と稱し此地方鯨産額の一部を占む其他の地方は總て一年一期にして期中實に「走」「中」「後」三回の別あり然れども各地必しも三回の漁獲あるに非ず松前郡に於ては走を主とし中は稀にして後は全く群來を見ることが多し檜山爾志地方は走中の二期あるも後鯨の群來すること稀なり而して後志各郡は三回共に群來し増毛苫前地方は後鯨を主とし又宗谷及北見地方に至ては走を主とすれども三回の節西海岸に於けるか如く明ならず而して此走、中、後、の別は各地稱ふる所なりと雖も其實同一の時機を指すものに非ず則ち渡島後志の各郡に於ては走は清明の前夜中は春土用後を後鯨とす宗谷紋別地方に至ては八十八夜前を走小満前を中、小満後を後鯨の期とす故に本道の鯨漁期は茅部鯨より釧路地方夏鯨に至るの間實に六ヶ月に亘ると雖も盛期は四月より六月に至る迄の三ヶ月とす

## 漁船漁具

鯨漁場は概ね全道の沿海に亘ると雖も各地天然の形勢の異なるに從ひ自ら其漁法を異にし用ふる所の漁具漁船等亦一様ならず故に漁場の區域に從ひ四區に分つことを得へし即ち第一區南海岸、第二區西海岸、第三區北海岸、第四區東海岸是なり

南海岸中膽振國室蘭有珠此田の三郡に於ては建網差網共に行はれ漁船は胴海持筒磯船等を用ふ山越内より茅部郡札部村に至る間は建網差網の二種を用ひ其建網は角網に屬し西海岸各地に於けるものと大差あり網の大きさ(結び揚げ)巾廿一尋乃至廿五尋奥行八尋乃至九尋水に垂るゝこと四尋乃至五尋又垣網の長は百間乃至二百間にして袋は落し囊及釣囊(方言わく)の二種を用ふ落袋は十節(五十日)網十尋切り十反合せを大とし囊網は十節(五十日)網六尋切六反を通例とす聞く此地方も以前に於ては西海岸地方と同じく普通の建網(方言わきなり)網を用ひしも魚群薄く且海底淺さを以て近來角網に改良するに至れりと蓋し角網は一たひ網に入たる魚を脱せしめざるの構造にして魚群厚からざる所に於ては魚の網中に滿つるを候つの便あるを以てなり而して此網の要訣は口前に在りて各人多少の差あり船は胴海(四枚敷に屬す)を起し船となし持筒の神威船(元船)若くは通ひ船に用ゆ之を西海岸に比すれば漁具漁船共に小にして以て漁業の規模遙に下るを知るへし差網は一寸六七分目を用ふ聞く此地方差網は嘗て貳寸目なりしに魚身漸々小形となりしが爲めに遂に一寸五分目を用ふるに至りたるも其後再び舊形に復す今日に於ては一寸六七分を用ふるに至れりと以て此地方の鯨は嘗て大形なりしも後漸く小形となり今日に至りて復た其大形に復したるを知るへし漁船は持筒及び磯船を用ひ二三人乗を普通とす函館龜田及び山磯地方に於ては角網差網共に行はれ漁船は胴船(西海岸に於ける三半船に同じ)胴海持筒及び磯船を用ひ茅部地方に於けるも

のど大差なし

西海岸中松前檜山爾志の三郡と久遠より増毛に至る間と増毛以北とは自から區別すべきものあるを以て之を三區に小別するを得へし第一區松前檜山爾志三郡、第二區後志國一圓及び天鹽國増毛迄、第三區留萌以北若前迄是なり

北海海岸漁場に用ふる漁具は全く西海岸地方と異なりて差網を用ひず亦枝幸以東に於ては角網及び建網の二種を用ふ然れども宗谷に於て建網のみを用ひ共構造増毛地方と異なる事なし網の大きは小舌十八反乃至二十二反にして釣籠は二十四五反乃至三十五六反とす船は多く(むだま)製にして大なるものを用ひ梓船は巾九尺より壹丈一尺に至るものあり軍送船には罽船を用ふ是れ海淺くして船脚の深きものを用ふる能はざると潮勢の静なると又畦漁船に兼用し得る便あるによる而して使用年限は七八年に止まると云ふ蓋し此地方は船の取扱方粗漏にして四季の別なく海岸に船を置き之を風雪に暴露し其稍々丁寧に取扱ふものと雖も僅に枯草を以て之を蔽ふに過ぎざるに由るなり枝幸に至ては建網及び角網を用ふ角網は近來此地方に行はるゝものにして其構造南海岸茅部上磯地方のものど大異なし大きは小舌十二反乃至十六反にして巾二十尋乃至二十五尋とす建網は小なるものを小舌八反乃至十二反長十尋乃至十五尋とす船は三半或は保津を用ひ保津は巾八尺乃至九尺三半は一丈以上とす紋別網走地方は即ち北海海岸に於て始めて角網を用ひたる處なるを以て故

も此を網貴重し建網を用ふる者殆んど稀なり角網は稍大にして巾二十五尋より三十五尋なるあり船は長老(保津の一種)と稱する長五尋二尺巾八尺位のもの及び圓合船(三半の一種)と稱する長七尋巾一丈一尺位のものを用ふ又近來傳馬を用ひて運送船とする者あり構造は總て前者に同じ東海岸地方は昔て開拓使の時代に於て差網の使用を禁したる所なるを以て今日に至ても尙ほ之を用ふるものなく主として建網及び角網を用ひ且つ他の地方に見ざる所の引網を用ふ是れ沿海の地勢に由て然るものなり根室國に於ては建網角網及び引網を用ふ則標津目梨地方の建網は小舌百目八反乃至十反長十二尋角網は巾三十二三尋奥行十二三尋引網は兩翼の長さ合せて二百四五十尋のものを用ふ船は重に胴海及び圓合(四枚敷に屬す)を用ひ大さ北見に於けるものと大差なし野付郡に至りては多く引網を用ひ長さ二百四五十尋にして獲は十二尋切十二反乃至十四反合せとし引網一統に付き五乃至七を具ふ引網は多く棕櫚繩を用ひ網一統に付三十尋乃至四十尋のものも二十本を具ふ根室に至つても又此三種の網を用ふれども就中角網を多く用ふ其大さは巾三十五尋奥行十二間口明き八間を普通とす船は各郡共に大差なし釧路國に於ては各郡共に引網のみを用ひ唯近來釧路に於てのみ僅に二三統の角網を用ふ引網は大なるもの長さ三百尋乃至四百五十尋にして少しく資力ある漁民は一人大小二統を具ふ網目は十節及び十四節を用ひ獲網は十八節十六七尋切十六七反にして一統に三乃至五を具ふ此の如く其網目の小なるものを用ふる所以は鯨の形小なるに由

るのみならず春期(こまい)魚を漁するも夏期小鯨を漁するも總て此引網を用ふるに由るなり

收穫高

全道鯨の收穫高は明治四年の調査に據るに二十七万七千五百八拾四石其價百十万七千五百九十八圓なり後五年を経て明治八年に至り大に増加し産額四十九万二千九百九十七石價百九十四万二千六百六拾五圓に達し後又五ヶ年を経て明治十三年非常の大漁あり産出九十一万八千八百四十一石の巨額に達せり其後明治十五年に九十八万三千四百八十六石全十七年に九十五万一千七百二十七石の大漁あり而して十三年より廿二年に至る十ヶ年の平均は收穫八十七万餘石價四百二十三万圓餘にして全年間平均の總水産物の價格六百十八万餘圓に對すれば實に三分二強を占む而して之を各漁場に配當するときは其八分強は西海岸の産出に係る由て更に廿二年の統計に據り西海岸各郡の鯨收穫高を其沿岸線に對比すれば左の如し

郡名	沿岸線の延長	收穫石高	沿岸線千間に對する高(石)
松前	三八、八〇〇	一三、九〇七	三五八
檜山	二五、三六〇	三一、五〇三	一、二四二
爾志	一九、二〇〇	五〇、三二四	二、六二一
久遠	九、二八〇	一九、一七二	二、〇六五

奥尻	三六、六四〇	八、七〇四	二三七
木柵	一六、四〇〇	五、四五三	三三二
瀬棚	一四、二八〇	九、九一六	六九四
島牧	二五、四〇〇	二六、一七五	一、〇三〇
壽都	八、九二〇	二九、九三九	三、三五六
歌楽	四、八二〇	一六、八四一	三、四九三
磯谷	六、一〇〇	一三、四四二	二、二〇三
岩内	一四、七二六	二七、九五八	一、八九九
古宇	二〇、九八四	二八、三六一	一、三五二
積丹	一四、三八〇	一五、二七七	一、〇六二
美濃	一〇、三一四	二八、七九一	二、七九一
餘平	五、四八〇	二四、八二三	四、五二九
余市	一〇、〇〇〇	三、二四七	三、二四七
忍路	九、八〇〇	二六、五五九	二、七一〇
高島	六、六二〇	二一、七六一	三、二八七

地名	普通建網一統收穫高	漁夫の數	漁夫一人に對する高(%)
小樽	一一、五六〇	二五、八〇九	二、三三二
厚田	一三、〇〇〇	二七、六八八	二、一二九
濱益	一四、一二〇	三五、八六四	二、五三九
増毛	一八、九二〇	四九、六八四	二、六二六
留苗	一九、二四〇	四九、〇七二	二、五五〇
苦前	四二、〇四〇	四八、九六九	一、一六四
利尻	三五、六四〇	四五、〇四七	一、二六三
禮文	三七、八〇〇	二六、二七二	六九五
宗谷	七五、六〇〇	一六、六一八	二一九
瀬棚	二五〇	二〇	一二
爾志	二五〇	一八	一四

更に漁民各自の所得を示さんか爲めに建網差網の收穫を地方別に擧ぐれば左の如し

地名	普通差網一戸收穫高	漁夫の數	漁夫一人に對する高(%)
磯谷	三〇〇	二〇	一五
岩内	三〇〇	二〇	一五
美國	四〇〇	二〇	二〇
余市	三〇〇	一六	一八
忍路	三五〇	一八	一九
厚田	三五〇	二二	一五
増毛	二五〇	一八	一四
留萌	六五〇	三四	一九
江差	一〇〇	二	五
熊石	一四	二	七
壽都	四〇	四	一〇
磯谷	七〇	五	一四
岩内	六八	五	一四

余市	三〇	二	一五
小樽	三五	三	一一
厚田	三五	二	一七
増毛	五〇	五	一〇

鯨一ヶ年の産額四百万圓内外の内生魚にて販賣するもの六七千石價七八千圓に過ぎず其他は總て化製するものなり然とも製造粗雜にして且つ種類少なく其大部分は肥料用にして其重なるものを胴鯨二つ割、白子、絞粕、鯨鱈、粕、等とす其他脊割、早割等あれども共に二つ割に屬し笹目、メ、カ、ボタは何れも副産物たり食用製に至ては身欠鯨及鯨鱈其重なるものなり他に鹽漬、糠漬、丸干等あれども總て自家用に過ぎず鯨粕は産額頗多しと雖も粗製の儘輸出するを以て價甚た低し今廿二年の各製品産額を擧ぐれば左の如し

産出高		價格	
絞粕	五一〇、六四二	二、九二九、九五九	
鯨鱈粕	一〇、〇三四	三八、四七五	
肥料 胴鯨	一五四、二八一	六六一、〇七七	

白子	一七、九〇二	一〇五、〇七二
笹目	二三、一五四	七六、二二四
其他	一七、一一九	六八、〇九九
身欠	七四、〇九一	五〇三、五四八
鯨鱈	二二、五八一	一四二、八八三
工業用鯨油	七、三三三	三一、〇五二
計	八三七、一二七	四、五五六、三八九

此等の製造法は何れの時代に起りたるや今之を詳にせずと雖ども其初にありては單に食用に過ぎずして肥料用は遂に後に發達したるものなるへし特に絞粕の如きは最も近年の産出にして天保以前に於て之を製したるは下場所(國後根室地方)北蝦夷地(樺太)奥地(釧路)以北等に止り中場所及近場所に至ては其製造を禁制したり安政以後に至ては絞粕の製造漸く一般に行はれ釧路前直領たりし阿志郡以南に於ては廢廢前後に至て始めて之を製造したり要するに絞粕の製造は建網の發達と相伴ひ奥地より漸々後志渡島に及ひたるものなり而して全道中最も盛んに製造するは後志國以北の各郡とす製品の優等なるを天鹽北見根室釧路とし就中市場に於て廉價を博するは厚岸産の兒鯨粕とし普通鯨粕の主位を占むるを根室粕とす蓋し根室地方は干場の良好なると粕を専製すると

に因て然るなり身欠鯨は西海岸の特産にして就中松前より小樽迄の間を以て名産地とし厚田以北に至るに從て漸く産額を減す増毛留萌に至ては僅に之を産するも昔前に至りては殆んど其産なし是れ一は營業法に由て然るなるへしと雖も其増毛以北に至れば魚身に油少なきと漁期の遅きとに由り其製造に適せざるものあればなり又此産地中製造最も盛なるを檜山爾志の二郡とす之に次くは壽都岩内余市高島小樽の諸郡なり是れ蓋し絞粕と建網とか其發達を俱にするか如く身欠の製造も亦差網の發達に伴へるを知るへし品質の良好なるは小樽高島を最上とし其他は之に次く鯨は身欠鯨の副産物たるを以て身欠の産物に於て之を産す品質の優等なるは江差物にして是れ全く精製の結果たり

### 鯨漁業

鯨の群來は南海岸に最も多く西海岸にも亦之あり稀に北海岸に於て之を認むるとあり然れども現今其漁業の發達せるは渡島國白神岬より日高國襟裳岬を廻りて十勝國廣尾に至る迄沿岸線大約一百五十餘里の間重りに南海岸に屬する所なりとす北海岸中繪鞆岬以西の部分は屈曲極めて多く以東は全く之に反す繪鞆岬以西に於ては内浦函館の二大灣之に次て福島、石別、日浦、蝦法華、尾札部、白尻、砂原等の諸灣あり而して漁場は多く此灣曲の内在るか故に風浪を避くるの便あり上磯郡の上磯漁場の如き茅部郡の砂岬漁場の如き山越郡の山越漁場の如き皆な其著名なるものたり然

るに龜田郡大部及び茅部郡中古部より鹿部に至るの間は沿岸屈曲極めて多く斷崖海に臨み暗礁散點するを以て其位地魚群來集の衝に當るにも拘はらず漁場の不便甚しきものあり繪鞆以東以西に比して頗る趣を異にせり即ち一体の沿岸殆んど屈曲なく襟裳岬に至るの間に於て沙流、浦河、椛似、等の地勢稍斗出するも以て港灣を形くるに足らず其稍灣形を爲すは浦河椛似幌泉等なりと雖ども是れ亦極めて不完全なり漁場は總て外海に面し風濤の害を蒙る事は渡島漁場に比すれば更に甚たし沿岸の地勢たる南方勇拂地方に於ては頗る平坦廣闊にして全道第一の鯨漁場樽前の如きは他に其比を見ずと雖ども東方日高に進むに從て漸々狹隘となり殊に沙流郡以東に至ては丘陵近く海に迫りて小沙濱を餘すに過ぎず海中又暗礁多く其沿岸線屈曲少くして狹隘漁場の散在するのみ其様似以東に於て殆んど一の良漁場なきは山岳直ちに海に迫るか爲めなりとす

### 漁場

海流か鯨を遷移せしむる力は極めて大なり其漁獲の豊凶全く之れに原因すること固より辨を待たずと雖ども直接に此漁業の利害に影響するものは唯り津輕海峡に濱する上磯龜田兩郡の沿海數十里の間なりとす此邊は日本海より津輕海峡を奔流する「中の沙」あるか爲め魚群此海流に支へられて容易に進行するを得す是に於て年々初冬の候油鯨と稱する平子の大群東惠山の沖より西に向て進行するるとき此激流に支へられて數日間龜田の沿海に滯聚し爲めに非常の大漁を爲さしむること

あり又之と同時に大森濱及び上磯漁場に於て大漁を期することを得るは皆此の海流の影響なり就中著しきは其最も岸に近づいて奔流する所の汐首地方なり魚群此所に至れば其急流を避けんとし近く岸に沿って群集するか爲め容易に「タモ」を以て撒ひ揚ぐることを得へし殊に其鱒に追はれて逃け來るときは魚群岩石の間に窮匿し鱒も亦水際數尺の所まで追ひ來り釣を以て捕獲せらるゝの奇觀を呈する事あり

漁場の區域は渡島各郡を第一區とす膽振日高二國及び十勝國廣尾郡を以て第二區とすることを得へし此二域中更に其漁期と鱒の種類とに由て區別するときは第一區中上磯及函館灣内に於ては夏鱒を主とし大森濱以來恵山岬迄は秋鱒を主とし茅部郡は夏鱒を主とす又第二區中山越郡及び十勝國廣尾はばか鱒を主とし白老勇拂以東日高の各郡に於ては各種共に漁せらる

鮭漁業

鮭は北海道の水産中産額の多き鮭に次ぐものとす殊に品位と風味の佳なるを以て供膳魚として世に最も珍重せらる然れども製法尙不完全なるか爲めに眞正の價値を顯はさず將來製造貯藏及び運搬法の進歩するに至らば更に供膳魚類中最も重要な地位を占むへなり其漁場は昔時重みに河川のみならず僅に河口の近傍に引網を爲すに過ぎざりしか今を距る三十四餘年前建網始て行はれてより以來沿海漁場の區域漸く廣りり今や普く全道環海に連り漁場最も廣きものとなり蓋し北海は天

然に鮭の特産地にして環海に朝宗せる諸川は其産卵場として日本全國に冠たるのみならず東半球に於ては之に過ぐる處なかるへしと云ふ此等の漁場の大區別は河川と沿海とにして更に之を西、北、東、南の四海岸に分てり河川漁場は西海岸中天鹽國より宗谷岬に至るの間唯天鹽川の一あるのみ北海岸の諸川は皆多少鮭を産せざるなし東海岸に至つては十勝國大津より襟裳岬に近き諸川及び釧路川より十勝川に至るの間の諸川亦鮭の湖上多からず漁場を設くべき所なし南海岸日高國に至ては原別より厚川に至る間の諸川は其水量に比して鮭の湖上少なく漁場とするに足るものなし今鮭の多く湖上する河川の重なるものを擧ぐれば左の如し

漁場

西海岸				北海岸			
天鹽川	石狩川	堀株川	朱太川	厚澤部川	石崎川	植別川	植別川
黄金川	余市川	尾別川	利別川	天の川	及部川	崎無異川	崎無異川
				北海岸			
頓別川	幌内川	猿洞川	斜里川	幌別川	長万部川	幌別川	長万部川

くねべつ川	こたぬか川	元浦川	紋別川
忠類川	伊茶仁川	澁退川	國縫川
東海岸 標津川	床潭川	新冠川	遊樂部川
西別川	風連川	襟似川	茂邊地川
平戸家川	釧路川	三石川	木古内川
十勝川	大津川	鶴川	知内川
		白老川	長流川
		南海岸	

西海岸中余市川より南渡島國松前郡に至るの間河の水量多きに比しては湖上少し是れ東海岸の如く魚群厚からざるに由ると雖も蓋し沿海の漁法發達せると濫獲とに主因せるへし石狩川は鮭漁場として西海岸中第一に位するのみならず全道又比すへきものなく漁場遠く河上十餘里の間に散在して其數多しと雖も近年漁獲漸く減す今日の勢を以て推すときは將來益々此河岸の漁場の癡絶すへきもの少からざるへし天鹽川は其水量の多きに比して從來魚群少なく今日に於ても猶年々數百石の漁獲あるに過ぎず漁場としては價値甚だ低し其他西海岸の諸川中漁場遠く河上數里に亘るもの少からずと雖も全市堀株利尻三川を除くの外は今日漁場として價値あるもの殆んど得難きに至り北海岸に於ては右に掲ぐる所の諸川皆好漁場を存すれども就中網走川を以て第一とす東海岸

中根室國目梨より花咲に至る間の諸川は水量極めて少なく裝を棄けて渡るを得へき小流も猶數十石乃至百石以上の漁獲あるもの少からず就中西別川の如きは河幅僅かに百間に満たす夏期は徒歩して渡るを得へき淺流なるに拘はらず年々の收獲二千石内外に達す若夫れ小河淺流に比して其漁獲の豐を云は、實に全道第一にして西別産の特に有名なるもの一は之か爲めなり釧路國に於ては釧路大津の二川共に河上數里に亘りて漁場多く漁獲又多し南海岸日高國に至ては幌泉より新冠に至る間の諸川何れも鮭の湖上せざるものなし然れども河流小なるか爲めに其漁場皆河口に在りて稍河上に達するは僅に幌別澁退の二流あるのみ膽振國以南渡島地方の諸川は水量甚だ少なく且つ近年魚群減少したるか爲めに河川漁場漸く衰廢せり要するに河川漁場は昔て盛に行はれしも輒近漸く衰廢し猶年一年に縮少するの状況なり是れ一は魚の減少したるに由ると雖も沿海漁場の發達したるも亦其一因なるへし

沿海漁場は概ね河川漁場と相伴へり而して其良好なるもの多くは盛に鮭の湖上する河川の注ぐ近海にあり則ち西海岸に於ては石狩より余市に至るの間を好漁場とし釦都及び江差近海又稍可なり天鹽國中増毛より留萌に至るの間は他の地方と其趣きを異にし鮭の湖上する河川の無きにも拘はらず石狩近海に比すれば更に好漁場多し北海岸中宗谷より枝幸に至るの間は天鹽國と全しく鮭の湖上する河川多からざるに拘はらず沿海最好の漁場たり蓋し天鹽と此地方とは全く魚群の通路に



當るか爲めなり紋別網走斜里等の沿海亦好漁場あり東海岸中根室國は獨り河川漁場のみならず沿海漁場亦全道第一に位す特に目梨より根室に至るの間は總て好漁場にして就中目梨標津の二郡及西別川の左右を以て冠とす釧路國中濱中及び釧路の沿海は好漁場たりと雖も區域狹し大津川と十勝川との間亦沿海の漁業を營むものありと雖も海荒れ易きか爲に好結果を得るもの稀なり南海岸中沿海漁場の良好なるものは幌泉より新冠に至るの間とし茅部郡之に次ぐ然れども根室地方に比すれば遙に劣る所あり

地名	漁期	初期	終期
西海岸			
宗谷		九月一日	十月三十日
増毛		九月十日	十二月十五日
石狩		九月二十日	十二月二十日
高島		九月二十日	十一月三十日
岩内		九月五日	十一月三十日
釧路		十月一日	十一月廿一日

地名	漁期	初期	終期
上ノ國		九月三十日	十一月三十日
北海道			
網走		九月一日	十一月三十日
枝幸		九月一日	十一月三十日
東海岸			
標津		九月一日	十二月二十日
根室		九月一日	十二月三十日
釧路		九月十五日	十一月十五日
大津		九月廿五日	十一月十五日
南海岸			
幌泉		九月二十日	十一月廿五日
浦河		九月二十日	十一月廿五日
苫小牧		十月十日	十一月三十日
室蘭		十月十日	十一月廿八日

長萬部	十月二十日	十一月二十日
根法華	十月廿五日	十一月三十日
函館	九月三十日	十一月三十日
上磯	九月二十日	十二月廿日

西海岸に於ては宗谷最も先にして二百十日を初期とし九月中旬を以て最も盛なる時とす南部に進むに從て漸く後れ石狩地方に至ては魚群來集の盛なるは十月初旬にして後志國に至ては更に後れ壽都に於ては十月十一月の交を盛期とし而して渡島國檜山地方は却て後志地方に比して稍早し東海岸に於ては根室は其期節宗谷と同じく二百十日を初期とし釧路十勝地方に至ては漸く後れ大津に於ては九月廿五六日を以て初期とし十一月中旬を以て終期とす南海岸の幌泉浦河地方に於ては前者と略は同じきも南方膽振國に進むに從て漸く後れたり獨り北海岸に於ては各地殆んど同時なり之を要するに本道鮭の漁期は九月初旬より十二月の終に至る迄四ヶ月跨り而して最も先きなるは北方にありて最も後るゝは南方にありて此魚の北海より南進するの狀を知るへし

收穫高

鮭の收穫は鱈と同じく明治初年より漸く其額を増し十三年に至て十二萬三千石に達し廿二年に古今未曾有の豐漁ありて十六萬三千石以上に昇り最近十ヶ年の平均を見るときは十一萬石餘に當る

而して豐漁と凶歲と收穫の差概ね三萬石内外にして著しき大差なし然れども今之を海と河とに分つて比較するときは河の收穫は年々減少して海は年々増産し今や河は海に對して遙に劣るに至れり又各地の漁場に於て比較する時は根室國沿海は全道第一にして殊に其目梨標津地方は他に比類なき大收穫ある所たり之に次くは北海岸と西海岸の北部と南海岸襟裳岬の近傍とにして就中北海岸に於ては枝幸より網走に至るの間を最好の漁場とし西海岸に於ては宗谷留萌増毛石狩を冠とす東海岸に於ては大津及び釧路共に好漁場たりと雖も多くは河口のみにして其區域甚だ狭し各地に於ける引網建網各一統の收穫は概ね左の如し

石狩	三百石至乃六七百石	海	六七百石乃至千石
厚田	○		三百石
余市	五十石		二三百石
留萌	○		四百石乃至六百石
宗谷	○		四百石乃至五百石
北海岸	枝幸	百石内外	三百石乃至四百石
北海岸	網走	二百石	五百石乃至七百石



檜山	五月下旬	全七月下旬
瀬棚	五月中旬	全七月中旬
壽都	五月初旬	全七月下旬
岩内	五月下旬	全六月下旬
余市	五月下旬	全六月中旬
石狩	五月下旬	全六月下旬
増毛	五月下旬	全六月下旬
宗谷	六月中旬	全七月下旬
紋別	七月上旬	全八月下旬
西別	七月上旬	全九月中旬
擇捉	七月初旬	全八月下旬
十勝	六月中旬	全八月中旬
幌泉	六月初旬	全七月下旬

其盛期は重もに五月より七月に至るの三ヶ月より北端の宗谷と東端なる根室近海と千島とは七八月を盛期とし鮭漁期の如く各地の差一定せず且つ東北兩端に進むに従て漁期の後るゝは恰も鮭と

正反對なり又内浦沿海及び上磯地方には普通漁期の外に口黒鮭と稱するものを漁す以て鮭の四季共に本道近海に栖息するを知るへし其漁具は鮭漁業と同じく引網、差網、角網等を用ふ引網は多く河に用ひ海に用ふるは北見根室及函館地方のみ其長さ七八十尋乃至百三十三尋にして一期の收穫は多きも五六十石乃至百三十三石とし石狩斜里等の好漁場に於ても猶二三石を以て大漁とす差網は使用の區域狭く網の構造は流網に屬す角網は巾三十五六尋乃至四十尋乃至十一二尋にして一期の收穫百五六十石乃至三百石を多しとす漁船は殊更に鮭漁業の爲めに造るものなく重もに鮭其他に用ふる三半、保津、磯舟中の小なるものを用ふ

収獲高

鮭漁業は鮭漁業と共に其發達松前藩時代にありて天保年間の收穫は大約一万石内外過ぎたりしか如し當時重もなる産地は樺太と千島とにして漁獲は多く絞粕に製し近年に至ては鹽漬と爲すのみ明治以後同十五六年迄は全道の收穫一万五六千石なりしも十七年に至て二万四千六百石餘の大漁あり十九年更に三万二千石餘に上り二十一年に至ては四万九千石餘に達し古來未曾有の大漁あり是に由て観るときは年を逐ひて増すか如きも是れ全く擇捉の鮭漁業盛に起りたるか爲めにして本道に於ては年一年に減少し嘗て此の漁業を以て名ありし石狩斜里西別等の如きも殆ど一個の營業として行はれざるに至り其一漁場の收穫は僅々たるものなり故に此勢に放置して保護蕃殖を計ち

すんは本道の鱈漁業は將來一個の漁業として行はれざるのみならず遂に貴人供膳の需要にたも猶應する能はざるに至らんとす

此の如く本島に於ては漁獲僅少なるを以て生魚にて需用に充つるもの多し其鹽漬と爲すは重もに石狩天鹽北見根室地方に限れり獨り擇捉に於ては重もに鹽漬となし或は絞粕と爲すものあり又根室國別海及び千島國紗那に於ては開拓使以來罐詰を製造し今猶盛に之を製出せり漁業の狀況此の如くなるか故に漁民の數亦少く石狩天鹽北見根室等に於ては其地方大漁業家の營む所のみ渡島後志地方に至ては其業微々たるを以て鱈昆布及び諸他の漁業を爲すものか歩方若くは一家族を以て之を營むに止れり

鱈漁業

鱈漁場は東、根室より南、西近海を廻りて北、宗谷に至る迄偏く各郡の近海壹里乃至數里の間に在りて今左に稍著名なるものを擧ぐ

漁場

郡名 處在 陸地と距離 深さ

東海岸

厚岸

釧路

釧路沖

壹里半乃至四里 三十尋乃至八十尋

南海岸

幌泉 襟裳岬

浦河 浦河沖

三石 三石沖

静内 静内沖

白老 白老沖

茅部 惠山沖

龜田

函館 大鼻沖

松前 雨垂石沖

檜山 洲根子沖

爾志 熊石沖

久遠 上古丹沖

島牧 飛根

岩内 雷電沖

古宇 神恵内沖

半里乃至四里 六十尋乃至八十尋

三里乃至五里 百尋乃至百八十尋

壹里乃至壹里半 六十尋乃至八十尋

三里内外

半里乃至壹里 七十尋内外

壹里内外 八十尋乃至百五十尋

壹里乃至二里 八十尋乃至百餘尋

壹里内外

二里乃至三里 百七十尋乃至二百尋

二里乃至四里 七十五尋乃至二百尋

西海岸

積丹	神惠沖
美國	.....壹里乃至七里
古平	.....八十尋乃至百八十尋
余市	.....
忍路	祝津沖 三三乃至十里
高島	百五十尋乃至百八十尋
増毛	雄冬岬沖 壹里乃至四里
留萌	留萌沖 三三内外 六十尋乃至八十尋

漁場中最も良好なるは釧路國釧路近海渡島國茅部函館の近海後志國岩内古宇余市高島の近海天鹽國増毛の近海とす殊に後志各郡に於ては判然鰹根或は鰹場と稱し其恒棲を認むる所少からず而して遠く洋中に出漁するも亦該地方を以て全道第一とす乃ち遠きは七八里深さ百五十尋乃至百八十尋の所に釣するあり之に次くは渡島國茅部天鹽國増毛及釧路にして漁場の海水浅きは日高以東の各地とす鰹漁期は各地頗る差異ありと雖も全道を一括するときは十日より翌年六月に至るの間に在り十月より十二月迄を秋期とし一月若くは二月より四月若くは六月迄を春期とす春秋の二期中更に走、中、後等の稱あれども其差は鰹に三期の別整然たるか如きにあらず寧ろ其期節の前後を示すを主とするか如し

東海岸 釧路 自四月上旬至六月下旬

南海岸 日高 自十一月初至翌年四月下旬

松前 自一月至四月  
檜山 自一月至四月  
爾志 自十一月至翌年四月  
久島 自十一月至翌年三月  
小樽 自十一月至翌年六月上旬  
増毛 自三月上旬至六月上旬  
留萌

大概二月より四月に至るの三ヶ月を以て盛期とし唯天鹽に於て四五兩月を以て盛期とするのみ又松前檜山の二郡に於て秋漁なきは蓋し魚なきか爲めにあらずして之を漁するものなきか爲ならんか又檜山、爾志、久遠、島牧の諸郡に於て漁期早春に終るものは此地方の漁民鰹漁を専らとするものなく鰹期節に至れば此業を終るに由るべし

昆 布

昆布の外形、製法、需要の途及び根即ち其發生せる岩礁の形状より考ふるときは地方に由て異なるものあり故に全道の昆布地方を左の四區に大別す第一區根室、釧路、第二區日高一圓及十勝國廣尾、第三區渡島、第四區天鹽一圓及び北見國離島利尻、禮文是なり第一區中納沙岬より釧路河口に至るの間沿海暗礁斷續して昆布之に茂生す唯落石より濱中に至る數里の間其發生稍々薄きのみ然れども其區域の大に且つ生育に豊饒なる實に全道第一たり該區の昆布は概して肉薄く丈け長く鹹味強くして長切昆布を製するに適す根は岸を離るゝ百間乃至三四百間深さ二尋乃至四尋の所に於て最も繁茂す而して沿岸十數間の所にあるものは品質劣るを例とす又六七百間乃至千間以上の沖に在るものは海底深くして採取に不便なるのみならず之を陸に運搬するに多くの時間を要するを以て採取に便ならず又白糠昆布根は熊路岬邊に偏在し別に一小區域を爲す第二區は十勝國廣尾より日高國靜内に至るの間襟裳岬邊を以て最廣最茂の所とす即其沿岸の地形は巉崖にして暗礁一帯に非布し昆布之を蔽ひ何れも水際數尺の所より起り沖出五六百間に及ぶ然れども其最茂の所は百間乃至三百間の邊に在り其深さは一二尋より初まり三四尋を普通とし五六尋を極度とす此地方昆布の質は則ち襟裳岬の左右幌泉廣尾二郡を以て最良のものとす其丈長く色漆黒にして鹹味強く長く貯藏に耐ゆ然るに襟裳岬河地方に至るに従ひ其丈漸く短く色茶褐色にして味甘し故に長切昆布に製

するも更に幌泉地方のものに劣る第三區中渡島國に於ては元昆布、志苔昆布、細目等の數種ありて各々産地を異にす元昆布は茅部郡砂原より龜田郡樞法華に至るの間に於て産し尾札部を以て著名なる所とす志苔昆布は龜田郡小安より函館區大森濱に至るの間に於て産し志苔、石崎地方を以て其著名なる所とす細目昆布は重もに松前郡に於て産すと雖も前二種に比すれば極めて僅少なり元昆布は普通幅壹尺内外丈け七八尺乃至一丈位にして肉厚く元揃昆布を製するに適す此昆布は總て灣曲の内に生茂す故に其産地たる茅部郡砂原より龜田郡樞法華に至るの間に於ても其根は重もに尾札部、白尻、鹿部、砂原等稍々灣曲の所に在り是を以て其位置陸を距る僅に二三十間乃至二百間其遠きもの三百間を出て深さも亦三尋を普通とし七八尋を越ゆる事なし海底は重もに平磐にして往々砂礫之を蔽ふ砂原より以西、落部、山越内地方亦此類の昆布を産せざるに非すと雖も僅少にして且品質劣等なり志苔昆布は普通巾一尺四五寸丈け一丈五尺乃至二丈にして折昆布（通稱志苔昆布）を製するに適す此昆布は元昆布と異り海底稍々深き處に生す即ち志苔、石崎地方の如きは陸を距る百五六十間乃至千間に及び三百間内外を以て繁茂の處とす故に其深さも亦七八尋を普通とし最も深きは十六七尋に達するあり根の廣く磐床をなす所は昆布密生に過ぐるか爲めに生育佳ならず方言星根と稱する葦散の根は昆布疎生なるか爲めに生育最も佳なり又岸に近き磐床に茂生する昆布は巾狭く丈短くして折昆布と爲さんより寧ろ元揃昆布を製するに適す沙首より恵山岬に至

るの間各地昆布を産すと雖も品質劣等にして僅に元揃及汐干昆布少許を産するのみ上磯地方に於ては昆布根茂邊地より矢越岬に至るの間に在り就中木古内知内の沖合千五六百間の處に繁茂す此昆布は稍々日高地方の昆布に類似するを以て近年長切昆布と爲し支那輸出用に充つ然れども只質劣等にして聲價を博する能はず松前郡、以西、後志石狩の沿海亦昆布を生せざるにあらす雖も其質の劣等なると生育の微少なるとに由て自家食用の外之を收採するものなく從て昆布地方と稱すへきものなし第四區に於ける昆布根は南端増毛郡より以北皆前天鹽郡境に止り天鹽郡は砂地に於て一點の昆布根を有せず雖も燒尻、天賣、利尻、禮文の離島及び宗谷郡には總て是あり昆布根は岩礁より寧ろゴロタ石を以て組成し岸を距ること凡そ四五十間より二三百間深さ二尋乃至四尋の所にあり昆布の質は利尻、禮文の二島最も佳良にして昔前鬼鹿之に次ぐ利尻、禮文の産は丈け三四尋に達し巾五六寸に至る此地方の産は何れも其味甘美なるを以て元揃に製して「ヤキ昆布」又は「ダン昆布」に用ゆ増毛留筋地方の昆布は丈け短くして巾狭し此の如く本道昆布根の分布は重もに東南兩海岸に根り西海岸に至ては唯々天鹽地方に於て之を見るのみ且つ其種類品質の地方に由て大に異なるものあるは他なし東海岸及南海岸の東部は千島寒湖の流域に位し南海岸の南部は寒暖の兩潮を受け天鹽地方は對島暖流の外別に樺太寒流の餘波の及ぶを以てなり

採収季節

昆布採取の季節は各地方に依り或は其根に依て多少の差ありと雖も概するに夏土用入より秋彼岸まで凡七十日間とす而して昆布採取に着手の月を釣卸しと稱へ此釣卸の日より數月若くは十數月間を以て最も多額を採取するの時とす根室日高地方に於ては通例夏土用入後一週間以内を釣卸しとし其終期は十月若くは十一月下旬とす然れども其他ミズ、ツカライ、ヒロイコンブ、等と稱へて此期外に採取するものあり渡島地方に於ては各地の差最も甚しく或は土用入に直ちに着手するあり又十數日若くは廿餘日の後に着手するあり其期の如く差を生ずるものは多くは昆布發育の如何に關係し或は其收穫見込の多寡に依るものとす即ち發育の不充分なるときは或産額の少きときは遅く着手し發育充分なるとき若くは厚生なるときは早く着手するを常とす

天鹽地方に於ては昆布僅少にして専ら之を營業とするものなく其採取期限は七月廿日より九月三十日迄を通例とす

採取具及船

昆布採取具に撿棒、サヲ、マツカ、鎌鉤、底釣等種々ありと雖も其用法に由て區別するときはサヲ及びマツカは撿り取るものに屬す鎌は撿り取るに供し釣及び底釣は掻き取るものに屬す而して此等の諸具は地方に由て用ふる所を異にし即ち根室及日高地方に於ては重にカギを用ふ尤も終期昆布僅少なると至り深處の昆布を採収するにはサヲ(チジリト云フ)を用ふ又渡島國中茅郡及以龜田



郡小安以東に於ては重もにマツカを用ひ稀に鎌を用ふるもあり龜田郡小安以西大森濱に至るの間に於ては重もにサヲを用ひ其深處に於てのみ底鈎を用ふ上磯郡知内、木古内地方に於ても亦海底深き故に重に底鈎を用ふ松前以西後志國各地に於ては昆布の根岩磐に固着するか故に重に鎌を以て荷取り稀にマツカ又はサヲを用ふるもあり天鹽地方に於ては重もにサヲを用ひ淺き處のものは手を以て引抜き別に採收具なし以上各種の採收具中底鈎及びサヲは概して海底淺くして且つ平坦なる處にマツカ及び鎌は淺くして且つ岩石多き處に用ふ船は圓合、胴海、持符、中舟、磯舟、等とす根室釧路地方に於ては此業の規模大にして重もに胴海四五人乗及び持舟二人乗を用ひ稀に圓合船八九人乗にて採收するものあり日高以南渡島各郡に於ては重もに持符及び中舟二人乗を以て採收し規模の極めて小なるものに至ては磯舟一人乗を例とす天鹽地方に於ては此業更に微々たるを以て重に磯舟一人乗とす

製 造

昆布製品の種類其重なるものを擧ぐれば長切、元揃、折、花折等にして其他胴結、島田結、手繰等は皆雜昆布に屬するものたり而して長切は本道昆布産額の大部分を占むるものにて東海岸及び南海岸日高各郡専ら之を出し悉く之を支那に輸出す元揃は専ら南海岸茅部龜田地方に於て製し大阪地方に輸出す折及花折は重もに龜田郡小安以西函館大森濱に至るの間に於て製し京阪各地に輸出す

今各製品普通の價格を擧ぐれば左の如し

品 目	一把量	全上價格	百石價	品 目	一把量	全上價格	百石價
長 切	八貫目	八拾錢	四百圓	折	五百目	六錢五厘	五百廿圓
元 揃	二貫目	三拾五錢	七百圓	花折	五百目	四 錢	三百廿圓

昆布干場は魚類干場と異りて平低細砂の地を要す然るに幸にして昆布地方は重もに沿岸細砂にして且つ東海に面するか故に其乾燥上甚た便なり根室釧路地方に於ては干場總て細砂にして往々多量の鐵砂を含み殊に濱中より厚岸に至るの間を良好とす加之採收者は各自力を干場の修築に盡すか故に高邱より之を望めは恰も頃田相連るか如し唯此地方には背後に小丘と斷崖との相連亘するを以て地積稍狭小なると期中に濃霧多く或は霖雨連日霽れず爲めに昆布を腐敗せしむることあり十勝國廣尾より日高國様似に至るの間は昆布饒産の地方なるも斷崖直ちに海濱に聳て餘地を存せざるあり或は僅に餘地あるも狹隘にして干場に適せざる所多し様似より浦河沖内に至れば干場漸く良好となり新冠沙流に至れば更に良好なり渡島國は干場概して狹隘なり就中茅部郡尾札部白尻地方は元揃昆布の名産地なれども其干場の不便なるを以て年々干場の修築に費やす所尠しとせず又龜田郡榎法部より沙首に至るの間も亦然り或は背後の丘上に干し甚しきは屋上に干すに至れり蓋し此地方に於て良質の昆布を産せざるは其生育の佳ならずるもの一原因たるへしと雖も干

場の不完全なる其一因たらずんばあらず沙首より以西函館大森濱に至れば干場概ね細砂にして且つ廣く志苔、石崎地方を以て良好とす西海岸各地及び天鹽地方に於ては皆練干場を用ひ別に昆布干場なるものなし今以上各地の「一艘濱」に要する普通の干場地積を擧ぐれば左の如し根室は二百五十坪、濱中三百坪、廣尾二百坪、襟似二百五十坪、三石四百五十坪、尾札部百四十坪、志苔百三十坪、上磯四百坪なり

## 營業組織

昆布採收の業は遠く鯨鮪等の漁業と共に起り嘉永安政の頃既に年々二萬石内外を産出して煎海鼠干鮑等と共に長崎御用物と稱せられ支那貿易品の一たり當時に在ては此業猶ほ日高及び渡島地方に限りて行はれしも漸く施て釧路根室地方に及へり明治初年開拓使の調査によれば産額三萬五千石に達し爾來年々増額し同十一年に至りて實に十四萬二千石の巨額を産出せり其後十五年は十六萬五千石同十九年は拾八萬石に達せしも近年の産額は概して拾四萬石の間にありて其價實に四五拾萬圓を下らず以て此業の盛大なるを知るへし然るに有名なる三場所即ち日高地方の如きは最近漸く減耗の兆を現はし來りたり

昆布採收を業とするものに二種あり一を專業者とし一を兼業者とす專業者は重もに根室釧路日高地方の小營業者にして彼等は一家族を以て此業を營ひあり或は數名の雇夫を使役するあり此業の

外他に一業を營ます兼業者に二種あり一を鯨、鮪、鰯等の大漁民とし他は雜漁業を營み若くは鯨、鮪、鰯、漁業等の雇夫たるものとす大漁民にして此業を兼ぬるものは重もに根室釧路地方に在りて日高地方に於ては少數なり又小漁民にして此業を兼ぬるものは重もに渡島國各郡に在りて日高以東に於ては極めて稀なり根室釧路地方に於ける大漁民に至ては一人にて數十個所の干場を有し十數艘の船と數十人の雇夫を役して自から營業し更に數十ヶ所の干場を他人に貸す（一ヶ所に付一期三十間乃至五十間の賃地料を徴するか若くは收穫の二割五分を徴す）ものあり之に反して渡島地方に於ては此の業の規模極めて小にして多くは自家限りの營業に止り船數も亦普通一戸二三艘のみ三艘以上の營業をなすもの極めて稀なり其採收夫に營業人自ら採取を爲すものと雇夫との二種あり第一種は重もに渡島地方の營業人にして日高地方に於ては僅かに之を見るのみ第二種の雇夫は重もに根室釧路日高地方の採收夫にして彼等は特更に此業の爲めに渡島若くは南部津輕地方より雇はるゝあり或は鯨漁業より繼續するあり而して其鯨漁業より繼續するものは大營業者に限り其他は多く鯨雇夫を終りたるもの及渡島青森地方のものを雇役す雇夫の給料は根室釧路地方に於ては一期二十圓乃至參十圓或は一ヶ月二圓五拾錢乃至三圓五拾錢とす日高地方に於ては重も一期にして幌泉地方は十四五圓浦河地方は十二三圓新冠沙流地方に至ては三四圓に過ぎず是れ此の地方は重もに僱土人を雇ひ且つ採收日數僅に二三十日間に過ぎざるを以てなり其營業資本の多

弊は各種の事情によつて相異なれり雇夫を使役して營業するものと其資本の額に差あるのみならず自家所有の干場を以て營業するものと借場を以て營業するものと更に差異を生ぜり故に營業資本の額に就ては殆んど一定の標準なし

資本金

- 各地 營業資本額 (自有干場を以て營業するもの)
- 根室 三百九十五圓 (雇夫十名を使役するもの)
- 日高 六十圓 (同上貳名を使役するもの)
- 渡島 三十圓 (自家限り使役するもの)
- 根室地方昆布營業資本内詳

一金貳拾七圓四拾參錢

船及付屬品新調並ひに修繕費

一金拾六圓

製造器具全上

一金貳百七拾參圓

雇夫拾名の給料

但船頭壹人三拾圓雇夫九人貳拾七圓つゝ、

一金六拾四圓九拾錢

食料

但米七石其他鹽附類

一金八圓五拾錢

食器費

但鍋釜其他茶碗類

雜費

一金五圓

合計金參百九拾四圓八拾參錢

根室釧路日高地方の少類營業者は重もに自力に頼れども其多類營業者中中の八九は仕込を受けざるものなく甚しきは干場及船に至る迄悉く之を他借するもの尠からず其仕込親方たるものは重もに函館水産商若くは地方の有力家及び仲買商人等なり然るに明治二十二年昆布營業人聯合組合を組織し收穫は日本昆布會社一手に販賣するに至りて資本融通の状況全く一變せり渡島國に於ては茅部地方とは大に其情況を異にす茅部地方は仕込を受くるもの多く御り砂原鹿部熊泊地方に於て自力營業者あるのみ龜田郡中沙首、石崎、志苔地方に於ては概して自力營業者多きも根法華より沙首に至るの間は仕込を受くるもの多し然れども此地方の仕込は單に昆布業のみの仕込にあらすして周年衣食の仕込を受くるものあり或は鯨・鮪・鰯等の漁業を通して其資の仕込を受くるものあり金主は函館水産商にして稀に地方仲買人あり又此業の組織は其規模の大なる小なるを問はず獨皆立營業にして唯規模の大なるものは雇夫を使役すると小なるものは自家限りの營業たるもの別あるのみ然れども他の仕込を受け強て規模を大にする時は到底充分の利益を見る能はさ

るを以て概近日高地方に於ては近隣相協同し恰も歩方組織の方法を以て此業を営むものあるに至れり是れ蓋し自然の勢にして獨り此地方のみならず各地皆遂に此法に據らざるへからざるなり又日高以東に於て此業を専業として一年の生計を維持せんとするものあるは是れ全く請負時代の餘弊とす當採取人は請負の持場に於て昆布を採收し之を請負に渡すときは他に一業を執らざるも周年米増及び日用の物品一切の支給を受けたるか故に假令一二年間昆布の凶歉に遇ふとあるも其生計に窮するとなかりしも今や昔時の如く一定の金主なく收穫亦減する時に當り偏に此業に依頼せんとするは到底行はれざる事なり概近日高地方の萎靡振はざる原因或は茲に在るべきか

北水協會

役員

會頭 伊藤一隆

幹事 欠員

職員 山田吉兵衛 阿部宇之八 渡邊兵四郎

櫻井清作 本間豊七 武田則愛

齋藤承明 白鳥永作 十河定道

阿部宇之八 山田吉兵衛

山田吉兵衛

十河定道

書記二名 雁一名

所在地 札幌區北三條西七丁目一番地

創立目的

北海道水産の蕃殖改良を以て目的となす故に會員の通信論說或は質疑應答及び有益なる水産上の事項を編纂して北水協會報告となし毎月一回會員に頒布す創立は明治十七年十月二十三日なり

事務及運動

明治十八年三月報告を刊行し之を第一號となし以後號を逐ふて以て今日に至れり又毎月一回中央會を催し水産上の事項を談話し毎年一回大會を開きて役員の変更規則の修正其他本會に關する重要な事件を議す

會員會費

會員を別ちて名譽會員通信會員通常會員とす通常會員は毎年會費金貳圓四十錢を一月七月兩度に前納せしむ又一時に金二十五圓以上を出金する者は而後會費を納むるを要せず

沿革事歴

明治十七年一月創立趣意書及會則を草し之を有志者に示したり同年十月廿三日發會式を舉ぐ同月

札幌縣の依託に因て水産談話會を開き水産に關する緊要の事項を調査し意見を復申す官費用の内へ金五十圓下賜す十八年一月初めて中央會を事務所に開き以來毎月之を開く二月諸務の整理を圖り假に役員を撰ひ又地方會を設け水産上の質疑に應答する等漁業の改良を圖ると一にして足らず三月初めて報告を刊行す之を一號となし以後續きて發刊せり八月水産品評會を小樽港に開く札幌縣費用の内へ百五十圓下附せり出品五百四十八點縱覽人二千三百餘人受賞者百五人同月大會を小樽色内町に開き水産上重要な問題を談論し各地に世話掛を置く事を議決す十九年八月伊藤一隆氏官命を帶ひ水産調査の爲めに米國に赴く本會も水産上の調査を依託す伊藤氏各地を巡廻し調査を遂げ復命書を米國水産取調書と稱す本會之を北海道廳に請ひ印刷に付し會員に頒つ二十年十月道廳より水産上の試験及印刷費の内へ二百三十圓下附十一月大會を小樽港に開き本會規則の修正等を爲す是に於てか漸く完備を致せり二十一年賞を懸け北海道漁業雇夫の逃亡を防ぐ方案を募る其文を評定して賞を授く又兵庫なる三井物産會社と約し毎水曜日本道産魚相場の電報を取り北海道毎日新聞及函館新聞に載せ會員に急報す八月大會を小樽港に開き規則の修正を議し頭取を會頭と改め世話役を幹事と改む十二月賞を懸け北海道産出魚粕の販路擴張策を募り翌年八月評定して賞を授く廿二年一月小樽港に臨時會を開く四月道廳より本會試験費及印刷費補助として金二百三十圓下賜五月第三回内國博覽會の開設に際し本道著名漁業家の傳記を編纂す六月全道昆布營業者聯合

組合の依託を受け事務を處理す七月博覽會出品調査委員を置き出品を調査す又内國博覽會に出陳すへき本道漁業誌及數十點の調査費補助として道廳より二百圓下賜八月本道漁業雇夫逃亡防禦方法の會議を札幌に開く會するもの頗る多し青森縣より來るものあるに至る道廳之を嘉みして金五十圓下賜十一月本道北部の沿海に發生する昆布販路の件に付昆布會社の注意を促し尙該地方に向ふて採收を獎勵せり廿三年三月道廳より金三百圓を博覽會出品調査費の内へ又一萬二十九圓九十六錢四厘を二十三年度に於て施行すへき事業の内幾分を本會へ屬托せられたる費用として下附す因て事業施設必要の器具を相當代價にて拂下あらんとを出願し許可せらる七月博覽會より本會出品の漁戸財本統計表外數點に對し有功二等賞を領す八月議員會を開き本會と大日本水産會の間に特約條款を議定す九月大會を開き本會の徽章を制定し又北海道漁業上有益の發明改良をなし若くは漁業の發達を謀り漁民の利益を助くるものへは賞牌を贈る事を議決す十二月賞を懸けて本道に漁民を移住せしむる方案を募る廿四年二月技術者一名傳習生三名を小樽に派して鱈の化製試験を行ふ是より本會に於て試製せし改良鹽鮭外數點を宮内省へ献納せしに御前に差出さる三月魚類水凍試験をなす八月水産獎勵會を小樽港に開く同時に大會を開けり此月宇都宮三郎氏の改良籠に向て有功賞牌を贈り又有江金太郎氏宇都宮氏の改良籠に就て更に改良を加へたるを以て賞狀を贈れり十二月議員會を小樽港に開き有功會員章程を議定し此規則に據り伊藤一隆氏外二十四名に有功

會員章を贈るとを議定し之を贈れり廿五年下村廣畝氏よりコロンブス世界博覽會へ出品する化學品製造の委託を受け又本會よりも出品することに決せり

地方概況

松前郡 郡内の重立たる漁場は根部田村所屬島と雨垂石村金子定吉氏借區の小島なり其收穫物は昆布細布海苔石花菜海馬鰯産卵明鮑等にして此價毎年五千圓を下らず元來小島に於て漁業をなしたるもの十數年前よりなきにあらざると雖も重に海馬と鰯卵の收穫に従事し一ヶ年二三回の航海に過ぎず爲めに函館近傍無頼の徒時々渡航密獵をなし往々不都合の所爲ありしか金子氏大に見る所あり明治廿三年中全島を拜借して堅固なる漁舎を建設し土地を開墾し而して水産の收穫に従事せり現今は一ヶ年中漁夫の往來殆んど間斷なし且つ本年より三ヶ年つゝ繁殖の目的を以て周圍海面の一半に漁獲を禁止することゝなれり本島産する所の明鮑は北海道物産共進會に出陳して一等賞を得たる程の特産なり海産物の收穫高は二十三年は五千八百八十八石此價格金拾貳万四千四拾九圓二十四年三万六千七拾四石金拾三万八千七拾貳圓なり又鮭魚人工孵化は二十三年五拾万粒にして二十四年は七拾万粒なり本郡の遠洋漁業は鱈の捕獲なり然れども僅に沿岸を距る八九海里に過ぎず根部田外西各村に於て毎年九月より翌年四五月份迄漁業に着手し其收穫二千尾乃至一千七八百尾に下らず本業は明治廿年の創業に係り爾來漁船漁具を改良し年々大に進歩の状況なり鮭魚人工孵

化場は松前郡及郡町にあり三上中吾氏外數十名の共同にして明治十三年の創設に係り一ヶ年經費五六十圓にして廿三年以來稍々實効を見るに至れり水産製造は概して著しき改良進歩なしと雖も金子定吉氏製造小島産の明鮑は北海道唯一の産物にして其大さ一個平均四十匁製法は大釜に入れ凡六時間煮沸し後ち之を洗滌し手巾毛櫛等にて數回拭ひては日光に乾す事數日間其透明なる醃甲の如くなるに至て止む故に外人に賣買して販路最も廣く横濱市場に於て百斤六十弗を以て争ふて買ふに至る本年一等賞を得て物品は宮内省へ御買上となれり又鰯の製造も漸次改良を加へ炭燒澤村漁業組合の如きも本年共進會に於て一等賞を得たり鱈は收穫あるも製造販賣するもの未だ多からず只其鱈は府縣の輸出品として製造するも八九百圓の價格を出てす

壽都外三郡漁場及網一覽表(明治廿五年十月調)

郡名	網種	延鮭	延鰯	延鮑	延鱈	引鮭全上	鮭全上	鮭房	網大	網小	網上	計
壽都郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四四
島牧郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一八
哥樂郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九九
磯谷郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八二

海産干場反別表(明治二十四年十二月朔)

郡名	段別	地	價	地	租	筆	數
壽都郡			10,777.85		10,777.85		101
島牧郡			3,365.18		1,147.87		337
歌楽郡			15,641.17		7,906.03		156
磯谷郡			11,590.8		5,182.50		171
合計			41,374.9		25,013.25		665

本郡漁場の數は上に掲ぐる如く通計五百四十三ヶ所にして壽都歌楽磯谷の三郡は最早充分なるも島牧郡は尙空海を以て今後増加するの模様あり海産干場反別は明治廿四年十二月末日の現在に於て上に掲ぐる如くなるも漁業の發達に伴ふて海産干場の狹隘を感じ郡村宅地及畑地等の地目を變更して干場となすもの多し現に當年に於て他の地目を變じて干場とせしもの亦尠しとせず

室蘭外五郡 漁場は室蘭郡に於て三拾壹ヶ所所有珠郡にて三拾壹ヶ所此田郡にて三拾七ヶ所幌別郡にて二拾壹ヶ所勇拂郡にて七拾八ヶ所白老郡にて三拾五ヶ所合計貳百三拾三個所なり海産干場は室蘭郡にて反別三丁七畝廿五歩有珠郡にて貳丁五反壹畝拾參歩此田郡にて貳丁三反五畝歩幌別郡にて壹丁五反八畝拾七歩勇拂郡にて拾八丁三反八畝廿四歩白老郡にて三丁三反拾六歩合計反別三拾壹丁貳反貳畝五歩なり年々移住者の増加に隨ひ漁業者の數も自然に増殖の勢あり尤も勇拂郡は廿三年以來海産干場に付全郡に限り休業者の數を増すの傾向ありとす

人工孵化場は有珠郡に壹ヶ所白老郡に貳ヶ所此田郡に一ヶ所勇拂郡に四ヶ所なり遠洋漁業は室蘭港漁民兩三名廿三年以來大に計畫する所あり然れども其目的を果さず荏苒今日に至るは薄資且つ日常生活に苦み遠洋適當の船舶を製造し數旬の糧を貯へ遠航漁路を探知するの暇なきに原因するか如し外五郡は未だ該業發達を企圖するの念甚だ薄弱なるに似たり又人工孵化は廿一年以來廿三年迄迄一年より六郡各所に孵化所増設隆盛の氣運に至りたるも年々經費のみ數十金を消費し目前其効驗を見ざるのみならず客歲來諸漁共充分の漁獲なく不景氣等より中止となり目下有珠郡長流村宇壯賢の孵化所のみ存す水産物中鱈漁は勇拂郡最も大なり即ち俗に樽前粕と稱す其製造方は從來の日本竈に大鍋を用ひ煮上げ絞胴にて絞り揚げ筵に散布し乾燥す日本竈は多く薪を費し且つ手數多し故に改良釜を用ひざるへからず

浦河外六郡 當郡の重なる漁業は昆布、鮓、鱈の三業にして鱈、鮓、雜魚等之に次く而して昆布は干場の數(一海産干場に付持府船一艘の慣例)割合に過多なると頻年薄生(雜漁繁茂に因るか)なるとに依り毎戸の收益減少を來し昆布の價格年々騰貴するにも拘はらず營業者は益困難に赴くもの、如し又鮓、鱈漁も全しく收穫遞減の傾あり(鮓は網數の増加と川漁濫獲とに原因すと云ふ)故

に沿岸漁業は歳々薄利なるを以て偶々巾着網沖漁を企圖するものなきにあらざり雖も資金と熟練とに欠くる所あるか爲るか未だ好結果を収めたるものならず然るに鱒漁は昆布鮎漁とは其趣を異にし遠く沖合に出漁するを以て船數の増加は彼の如く甚しき衝突を來さず又資金も巾着網の如く多額を要せざるを以て追々船數増加するのみならず從來の持府船を川崎船に改め漁夫は越前佐渡庄内邊の熟練なるものを雇入るゝ等稍改良の端を開き隨て産額も年々増進せり且つ漁業者一般に昆布鮎にのみ永く依頼すへからざるを覺り鱒、鮎は勿論雜魚刺鰯烏賊漁等の如き従前措て顧みざりしものに注目する傾を生せるは自然の勢此に至るものと云へ一美事と云ふべきなり

人工孵化は廿二年靜内漁業組合に於て同郡市大村なる染退川支流の一に孵化場を設け鮎卵四十万粒を千歳より移し飼育せしに棄損三分餘孵化六分餘の結果を得たり三石郡狭布村小林友八は人を千歳孵化場に派し採卵業を傳習せしめ二十三回兩年邊訪村なる三石川の支流に於て孵化場を設け四五十万粒つゝ孵化せしに好結果を得ざりし蓋し水質の佳良ならざると水温の低度なるに因る全氏は廿三年檜似郡様似村に於て十萬粒を孵化し好結果を得たり又廿三年浦河漁業組合に於て鮎卵四十萬粒を千歳より移し元浦河に於て飼養せしに魚卵凍結の爲め好果を見ざりし而して爾來各所共經費上の都合等により一時中止以て今日に至れり昆布製造改良は明治十六年時の必要に促され沙流以東廣尾に至る各部連合組合を組織し後廿年更に各部分立組合規約を設け以て今日に至れり

此間一時改良の効稍見るべきものありしに近年殊に一兩年來は種々の事情より再び粗製濫造の弊を生せんぞす

岩内古宇郡 兩郡海産干場の面積九拾三丁八反八畝拾三步なり明治二十年減税以來海産干場の價格頻りに騰貴して沿海寸地を餘さず壹坪四圓より三拾錢位と爲り買人なく買人のみなり遠洋漁業は各漁家に於て目論見あるも未だ實行の運に至らず人工孵化は堀株川に計畫は爲したるも經費の負擔に堪へざる爲めに天然の孵化を組合監督法を設け保護しあり水産製造は普通の鮎鱒等のみにして著しき改良の製造者なし

札幌外六郡 漁場海産干場

郡名	區別	漁場ノ數	海産干場
札幌郡	河	(鮎)	五十七ヶ所
石狩郡	海河共	(全)	五十七ヶ所
厚田郡	海岸		九十一ヶ所
濱益郡	海上		百七十五ヶ所
合計			三百貳拾三ヶ所

本調査は明治廿四年末の現在數を掲ぐ札幌郡海産干場ありて漁場なきは石狩郡に編入しありしに





氏にして罾鉤改良丸を以て遠洋漁業に従事せしも船舶破損し好結果を見ず目下明治廿六年起業の設計中なり水産製造者は多く漁業と兼業せり或は又一人にて各種の鱗族を製造するものありて唯水産製造のみを以て専業とするものは僅々十四五人に過ぎず鹽鮭製造四十八人昆布三百人餘乾牡蠣七人鯨絞粕貳百六拾人雜魚粕四百人餘鯨絞粕貳拾五人とす

網走外三郡 紋別郡は鯨漁豐にして常廿五年の如き平均建網一統の收穫三百石を超えて將に四百石に及はんとせり他三郡は鮭漁の長處にして鯨漁は數歩を紋別郡に譲れり紋別郡にありては鯨漁著名の漁場は幌内雄武澤木沙留等なり隨て漁場の密度も紋別郡は鯨に厚くして他三郡は鮭に厚し海産干場は沿海頗る平坦にして全道中にありて製造の便利は多く其比を見ず唯知床岬側の地は地勢斷崖多く鮭漁場の新興すへき箇所にして船引場及び漁屋の設置に道なきの箇所あり目下紋別郡は鯨漁場新開の陸續たるか爲に干場の開設遠近相望り人工孵化場は時年初めて網走川の上流に設けたれども設計宜しきを待す未だ好結果を見ず水産製造の業は鯨搾粕鮭鱈の鹽引を主要产品とす二個の事業共著しき改良の蹟を見ず但海産干場の佳良なるか爲めに搾粕の乾燥宜しく隨て製品の善良なるは稍他地方に優るものあるか如し鮭、鯨は第一位の漁業に屬し鮭之に次く鮭建網は彼の有名なる金平吉五郎氏か紋別郡に於て發見せる角網を用ひ延て鯨漁にも亦た角網を用ふ西海岸一帯に用ふる「イキナリ網」と趣向を異にすること世人の知る所なり河川漁業は沿海漁業の發達と共に

に漸次消退の勢あり部内の新漁業として掲出すべきは紋別郡の海扇網走郡の大鮭及斜里郡の罾鉤業是なり此等は従前漁獲なきにあらざりしも其頭角を露はしたるは今廿五年に始まりたりと云ふへし紋別郡の海扇は本年就業の船數無慮百貳三十艘にして一人の收穫平均二十四五圓に及べり網走の大鮭漁は本年二三の漁業家を之を企て中には専業として企てたるものあり概ね配繩を用ひ川崎船を使用す一日一人の釣高四十尾より五十尾に及ぶ大鮭魚は米國人の遠洋に釣獲し一好水産物として貴重する所なるも本邦に在りて製法尙幼稚にして本道以外の人未だ其名稱すらも知了せざるものあり當地方は産物饒多なるも専ら魚粕にのみ製造し食料品として販路の擴からざるは遺憾と云ふへし現に該漁業者は熱心に其製法を研究し居れば遠からずして内外の嗜好に適するに至るべきか斜里郡の罾鉤業は本年「ウトロックン」「ボロベツ」に於て三四漁業を創するものありしか漁夫の不熟練と準備の不完全とより收支相償ふこと能はざりし本年夏期水産課探檢船主任松岡氏の測量指示に應じ一漁業者網走の沖合八海里の所に鉤を垂れ數十尾の鮭を獲たり頗る生産上價值ある種類なりと云ふへし茲に參考の資として記載すへきは高知縣漁民の出稼是なり本年春期遠洋漁業の目的を以て二十餘名團結をなし網走に來り主として大鮭釣獲の漁業に従事す相應の結果を擧げたりしか尙進んで諸種の遠洋漁業を營さんことを企て居れり南海の漁民漁具漁船盡く其郷國の様に従ふ該團結の成績如何は蓋し北海道漁業社會の一問題ならんか

小樽外六郡 七郡中概して漸く魚族の收穫寡なきに至るは種々の原因に歸すへし但し年々相應の漁獲あるは美國郡余市郡忍路郡の三郡とす他の四郡に比すれば壹万石以外の増収あり當郡内遠洋漁業の嚆矢は明治廿三年中高島郡沖合に於て北水協會が帝國水産會社第二千島丸を以て鱒漁業に従事せしめたるにあり其後七郡に於ては之れか業に従事せしものなし然れども此業の發達する蓋し近きにあらんか人工孵化は目今七郡内一の設置なしと雖ども之を計畫しつゝあるもの二三人あり故に之れか設置を見ること近きに在らん

七郡は魚族の棲息全道中最も多きの土地にして鯨鮭は其重なる水産物なり鱒其他雜魚の收穫も亦寡きに非ざるも雜魚の如きは其儘多く販賣に供す鯨鮭鱒の製法は從來に比し著しき改良を加へたるものなれども製造の如何は名譽と聲價とに關する大なるを以て各自注意し且つ各地方漁業者に於て同業組合なるものを設け製造に關する規約を設け各矯正しつゝあるを以て濫製粗品を産出することなきのみならず益々改良の景況なり

龜田外三郡 漁場は海面及河川の二様に分れ海面にありては龜田上磯茅部山越四郡沿海各村悉く各種の漁場あらざるなく年々營業者増加するに隨ひ建網の如く位置を定め漁業するものありては漁場の距離狹隘を感じ往々紛争を生ずるの狀況にして近海殆んど新規營業者を入るゝの餘地なきか如し又河川に於ては各地天然孵化の保護及人工孵化の法を設けあるを以て場漁の如きは其

組合に於て適宜之を撰定し置き年々増減を見る事なし今前四郡に於ける各種の網場數を示さんか爲め位置を定め營業する網數を掲ぐれば左の如し

龜田郡	建網	九拾六統
上磯郡	全	八拾六統
茅部郡	全	貳百八拾九統
山越郡	全	六拾貳統

海生干場の既に人民の所有に歸したる分は凡そ左配の如くにして其貸下地の分又少なからず而して漸次漁業の發達に伴ひ海濱便宜の地にありては地積益々狹隘を感じ一般困難の狀況なり

龜田郡	九拾九ヶ處	上磯郡	百九ヶ處
茅部郡	貳百七十八ヶ處	山越郡	三拾ヶ處

當地方漁業者は鱒釣漁を除くの外古來建網曳網のみに依頼し都て沿岸漁業のみ營み來り因襲の久しき今日に至るも尙ほ遠洋漁業を企圖するの勇氣なく依然舊習を墨守するの常体なりしか近年各府縣の漁業者入り込み新規の漁具を使用し該業を試みんとするの期に遭遇するを以て今後各地に於て遠洋漁業を營むの端緒を開くに至らんとするの勢あり人工孵化を當地方にて施行せしは鮭のみなり其河川は上磯郡にありては茂邊地川木古内川知内川柳溪川龜田郡沙泊川等とす而して茂邊

地川は其創業明治十三年にありて年々の採卵數多きは二三拾萬粒多きは七八十萬粒に降らす其他の各川は明治二十年或は廿一年の創業にして採卵數貳万乃至四五萬粒年を逐て其規模を大にし益々漁業の發達を圖れり當地方水産物にして製造の上他へ輸出するものは鯰、鰻、雜魚の絞粕及其他重なる物産は悉く製造を加へ販賣せり其製造法は從來の習慣に基き粗造に流るゝものありと雖も近來に至り製法の粗惡なるは自然將來に不利益を來す事を覺知し着々改良を加へ現今大に其面目を改めたり特に昆布製造方の如きは各漁業組合に於て改良法を立て履行せるを以て從來の價格に比れすは凡そ二割以上の高價を得るに至れり

増毛外五郡 當地方近年漁場の増加するは實に驚くべき勢なり隨て海産干場の如きは沿海既に餘地なし故に漁場と漁場との距離密着し近海漁業の發達は今や已に其極點に達し之と共に海産干場も亦餘地なきに至れり今天鹽國中の漁場及二十一年と二十五年とに於ける網數比較を掲ぐれば左の如し

増毛郡	留萌郡	苫前郡	天鹽郡	總計
壹九七	二四九	三五三	貳〇	八壹九

郡別	鯰		鰻		差		曳		網	
	廿一年	廿五年	廿一年	廿五年	廿一年	廿五年	廿一年	廿五年	廿一年	廿五年
増毛郡	一三五	一八三	二	六	四,〇三三	四,〇三三	二	二		
留萌郡	一九〇	二二六	一〇	二二	一,三三〇	七,九七一				
苫前郡	一〇五	三三七	五	二	一九七五	四,五七五				
天鹽郡	一	二	四	二	七,三三二	二,五五六				
總計	三三〇	七六六	二二	三〇	一三,七七〇	一六,一四一				
差引増	三三〇	三三〇	四	九	一九,一〇〇	一九,一〇〇				

増毛の水産製造は重に鯰、鰻等に止まり其器械も亦敢て新規發明のものを以てするにあらす尤も前年改良籠を使用せるものあるも築造費用の高價(一個ノ總費十二圓三十七錢五厘)なるより未だ一般に普及せず近來は概して漁獲思しからずと雖も去る廿三年度に於ける製造石高五万九千七百餘石此賣買價額三拾八万三千八百餘圓なり廿四年度は前年に比し幾分の減額を見るも尙四万貳千四百餘石此賣買價格貳拾五万貳千七百餘圓に上れり左に廿三廿四兩年間の製造石高及賣買價格の一覽表を掲ぐ

品目	二	十	三	年	格	二	十	四	年	格
漁業	數	量	價	年	格	數	量	價	年	格

品目	三十四年		三十五年	
	数量	価格	数量	価格
身欠鯨	一、八二八、二六五	一一、七〇〇、八九六	二、三四一、四三二	一四、九八五、二六二
胴鯨	二、九〇三、七一五	一四、五一八、五七五	三、七一八、七四五	一六、三六二、五八七
鯨絞粕	五〇、五三六、四七八	三八、三八〇、二五七	三、九〇七、五六五	一七五、四九一、七五五
干鯨	二、〇八五、八〇〇	二一、六九二、三三〇	一、五一二、五〇六	一八、一五〇、〇七五
干鮑	一五五、一五〇	九三〇、九〇〇	二〇〇、六〇〇	一、二〇三、六〇〇
煎海鼠	一三一、七四三	七九〇、四五八	六二、七一八	三七六、三〇八
鹽鮑	一一、二八八、五六三	二、二五七、七三三	二〇、六一四、三二二	五、一五三、五七八
昆布	三六三、五五〇	四二六、九五二	一五五、七五〇	二〇二、四七五
鹽鮭	一、二五九、一三三	八、八一三、九三一	二、〇二六、七〇〇	一六、二一三、六〇〇
乾鮭	一一、五九八、五〇〇	二、二六七、七〇八	一五、四〇五、六〇五	三、一〇九、九三九
雜魚粕	五二二、五二三	二、〇九〇、〇九二	三、八一八	六六、九九〇
鯨鮭粕	五九、六八六、三三七	三、八四四、三六九	八〇、一	一、四二三、五五五
計	二、三八七、〇六三	三、八四四、三六九	四一、一二二、三三六	二、五二二、七三九
			三六、〇一九、九一七	七、二二四

留萌郡の製造品は増毛郡に全し尤も近年帆立貝の收穫あるも漁獲後未だ十分の調査を爲さざるを以て何程の收穫あるや否やを審にせず然れども當地の漁獲高に至りては本郡管内第一位を占むる土地にして廿三年度の製造石高は七万五千八百石餘此賣買價格は四拾五万七千八百圓餘なり廿四年度は七万九千六百餘石にして此賣買價格は四拾六万千餘圓なり又盛大なりと云ふべし左に廿

三四兩年間の製造高及賣買價格一覽表を示す

品目	三十四年		三十五年	
	数量	価格	数量	価格
鯨絞粕	六九、九〇五、五一九	四、四三三、四一四	二、一八七、三三三	八、四二四、一九七
胴鯨	一、六二二、五四五	八、〇二五、二五三	一、八八九、九七三	八、六九三、八七六
自欠鯨	九七〇、二一〇	五、六九九、一〇〇	一、〇九九、一六五	五、四九五、八二五
外割鯨	二九八、四九六	一、六八二、三四五	二四一、三六八	一、一三四、四三〇
干鯨	二〇一、三八〇	二、一六五、五七二	一九一、六五五	二、一九五、六三八
干鮑	一三五、三四八	一、〇一一、四七〇	二五九、三八五	二、〇三六、四八五
煎海鼠	一一一、二一七	九四五、四九三	九六、五三三	七六二、六一〇
昆布	五、四五三、三〇〇	一、二九〇、六六〇	五、六三五、〇〇〇	一、二八四、一四〇
細布	一三一、四一〇	四〇九、三五六	九六、九二一	三七九、四六一
鮭布	九七六、〇八八	一、六一二、〇一六	八八一、四六三	一、七〇六、二三〇
鮭鮑	一、四五八、七八七	一五、六五八、二一九	一、四六八、七八三	一三、二一九、〇四七
計	七五、八二〇、九七三	四、五五七、八〇四	七、九六三、三九四	二、一六四、八〇七
	五、四五三、三〇〇		五、八七〇、〇〇〇	四六二、一六四、八〇七

留萌郡も亦増毛留萌兩郡と全一なり廿三年度の製造石高は五万六千三百餘石にして此賣買價格三

拾貳万貳千六百餘圓廿四年度は六万三千三百餘石此價額參拾五万貳千八百餘圓なり左に廿三廿四兩年間の製造石高及價格一覽表を示めす

品目	二三年		二四年	
	数量	價格	数量	價格
鍊絞粕	五〇、五〇四、三〇六	二、七八〇、四二八	五五七、五六三	三、一六七、一五九
身欠鍊	四五三、三七五	二、七二八、二四四	五五七、五六三	三、一六七、一五九
胴鍊	七八八、五二四	三、三二七、三二二	九四三、七二四	三、七九五、二六二
外割鍊	二二六、〇三二	一、〇〇一、〇三六	二五七、五八四	一、〇九五、〇二五
鍊鮪	三、一七三、九七〇	三、一九八、九八二	八三七、六七三	三、〇七〇、二八二
干鮪	三三三、六七九	二一五、四八五	三五、三四三	二、三三二、三三六
干鮪	五一、四九七	二五七、九八六	六四、二〇四	三八八、五四五
雜魚	三六、〇〇〇	一四七、六〇〇	一一八、九八五	五三五、四三三
煎海鼠	二、二六五、一八八	四、五三〇、三八二	一三六、八七五	五、八一五、九二五
鹽鱈	六〇、二三三	二四二、九四八	三八、三四九	一、八四〇、〇七五
昆布	四九〇、七〇〇	一、五〇二、八〇〇	四四〇、一二五	一、四五〇、〇六〇
細布	二一四、六二五	三、四三三、四〇〇	九三、九五〇	一、九六六、二五〇
鹽鮪	三八〇、一一一	二、九七七、〇一七	三六七、四一五	二、八八一、五七一
乾鮪	一九、二七〇、〇〇〇	三、四六八、六〇〇	三、四〇〇、二五〇	四、四四七、六六五
計	一、五三六、三六九	一、八八二、三三二	一、六四三、八七六	一、八〇一、七三一

根室外九郡

郡名	二三年		二四年	
	数量	價格	数量	價格
室	一三八	一、一〇〇	一七	三〇〇
咲	二〇	五七	三	一四三
付	二二五	一五九	四	一四三
津	一一二	五三	一	三六三
梨	六七	三四〇	一	八〇
後	五五	二六八	一	五五七
丹	一	二	一	四
撫	一	二	一	五
計	四一七	九八九	三三六	一、八八八

上欄に掲ぐる者は明治二十四年末現在數なり又比較欄に示す如く漁場干場とも年々増加し鍊、鮪、鱈、網場、の如きは今や殆んど増設すへき餘地なからんとす獨り雜魚漁場は其増加の割合殊に著しきにも拘はらず尙ほ各郡幾多の餘地を存せり花咲郡の部は漁場に對し干場の多きは昆布採收











第六編 農牧及養蠶

開墾起源

元祿五年移民始て渡島國龜田に墾田し七年又戸切地に開墾す是れ蝦夷地開拓の嚆矢なるへし享保年間に至るに及て移住者漸く増し東部は長万部野田追有珠給納白老と西部は瀬棚太樞島小牧壽都歌麩磯谷古宇岩内積丹美國古平祝津等の地皆開けて穀菽を植ゆるに至れり安永八年羽前秋田の農民其藩主に請ひ田を福島に開く九年大に獲る所ありと云ふ天明元年又早稻を種ゆ同八年より寛政二年に至る三ヶ年松前藩東部勘番の足輕開墾に従事し有珠室蘭蛇田白老禮文華等に於て合計四町四反餘を開く文化二年函館奉行羽田正義幕府に請ひ大に墾田を獎勵し吏を撰て之を監督し今の渡島國龜田郡に田百四十町歩畑二十町歩を開きたり當時開墾の法宜きを得ず費途極めて多し是に於て奉行相議し官船送運益金を以て開墾費を辨せんとし文化二年試に之を施行す其法官船十五艘を用達に貸與し其運賃十分の五を船費とし一分を修繕費に充て他の四分を開墾費に充つ同三年遂に老中に伺稟して許可を得實行するに至る是より移民墾田を請願するもの年々多く皆地を興へて業に就かしむと云ふ安政三年大野藩壯士内山隆佐藩主に請ふて蝦夷を巡視し田圃を開かんとを請ふ幕府之を充す此前後幕府農夫若干を募り札幌近傍篠路琴似發寒に移住せしめ開墾に従事す文久二年沙流番人水田を開き新穀を幕府に献す其反別皆詳ならず明治維新後の開拓使三縣分治及北海道

墾皆拓地勸業の保護を勉め墾圃の效漸く擧り農産收穫年に多きを加へたり其沿革を考ふるに明治二年八月太政官北海道分管開墾の制を定め土地を割き省使府藩縣士族寺院に配賦して開墾せしむ十一月開拓使無産士族歸農の條款を定め土地食料を給付す此月又同使札幌本廳移住農民の開墾料を定め募移民は開墾一反に二兩自移民は十兩を給す三年十月函館支廳募移民規則を設く全月佐賀藩官吏移住民釧路地方に開墾す秋田藩國後郡に畑地を開く函館支廳官吏開墾を請ふものは相當の地を與ふべきを令す四年正月札幌本廳官吏農夫を問はず移民は地所を割渡し開墾料一反歩に付二兩を給するとす二月札幌本廳札幌市街の工商に諭し營業の餘暇は荒蕪を墾開し其生理を助けしめ開墾料を給す六月曩きに外國に赴きたる開拓次官黒田清隆米國人船前等三人及び農具種子動植物を以て米國より歸朝す九月各郡永住人借宅地及開墾地を其私有地と爲す五年三月農夫募移民規則を廢し自移民開墾費十圓を改めて二圓とす五月札幌本廳勸業規則を設けて開墾の勸意を督察す六月官吏士民開墾志願者一戸十萬坪を限り割渡す旨を諭す八月農産物買上法を各郡に令し尋て又農具賞與の方法を定む九月是より先き大政官省府縣藩寺院の分管開墾を止めらる是に至り悉く本使に統轄す六年二月函館支廳農産物買上法を定む八月募移民略則を定む此歲札幌市民地所を請ふものは地價三ヶ年賦上納を許し且つ畑一町歩以上開墾者は農具を給し種物代を貸與す七年七月札幌本廳西洋農具貸下規則を定む尋て有珠嶽別余市各郡に開墾農社を設立し其使用を習はしむ

此歲根室支廳管内釧路分署官吏率先開墾に従事す人民亦漁業の餘暇耕種するもの多し八年六月札幌本廳移民の丁壯を札幌官園に招集し西洋農具使用法を教授す又酒田縣士族數十名を募り札幌本廳西北の原野二十一万千餘坪を開く十二月開墾賞與規則を定め反別の多寡墾圃の難易耕耘の精粗を察して賞を與ふ賞格は之を三級に分つ九年六月清國人雇農夫十名を札幌郡丘珠村に移し開墾に従事せしむ八月太政大臣三條實美北海道巡視篠路村農早山清太郎島松村農中山久藏二名を召し其開墾に勉むるを賞す十一月札幌本廳西洋農具貸與規則を更正して開墾略則と稱し人民の請に應じ農業現術生徒をして開墾の業を取らしめ其費用を收むるは其現費過半を減す三月函館支廳開墾略則を定む其方法大略札幌本廳と同じ但し本年を限り農馬飼料を除くの外其費を徴せず十一月函館支廳西洋農具拂下規則を定む十二月札幌本廳西洋農具貸下順序を定め其代價は年賦上納を許す十二年一月函館支廳従來開墾略則に準し新墾再墾を問はず現術生徒を遣り開墾せしむと雖自今再墾を止む但毎年三月限り出願せしむ十二月札幌本廳亦開墾略則中再墾を止む十三年三月小學校教則中農具現術科を置き小學生徒をして開墾耕種の初歩を習はしむ此月函館支廳之を施行す十四年八月函館支廳公立學校に農具及耕馬具資金三千圓を下附し學田開墾を奨励す九月札幌本廳管内農業逐年振興の状あるを以て開墾略則を廢す十六年四月札幌縣移住民の墾成反別其給與年限内に係る者は毎歲十一月末を限り已墾未墾を申報せしむ七月函館縣農商務省の允許を得て農業勸勵者

を賞與するの法を定む札幌根室二縣も亦同し十九年二月三縣を廢し北海道廳を置く爾來農耕開墾等の保護を爲す一にして足らずと雖も専ら直接の保護を避けて間接の保護を爲れり六月閣令第十六號を以て北海道土施拂下規則を定む八月道廳甲第八號土地拂下規則施行手續を定む二十年四月道廳訓令第十六號を以し農商務通信規則を定め従前區々の様式を一定す七月二十五日物産共進會を札幌區中島遊園地に開く出品の地方は二區五十二郡人員一千二百八十八名列品は穀菽繭生絲牛馬鶏豚水産物織物農具等にして通計一千九百八十五に及へり八月三日閉會す八月一日より四日に至るまで全道農業篤志家二十四名を集め農談會を開く此歳麥及甜菜の良種を撰んで試作す皆好結果あり二十一年秋冬の際石狩國札幌郡二村乃至五村聯合品評會を札幌豊平琴似下手稻江別の各村に空知郡岩見澤村同品評會を同村に有珠室蘭幌泉四郡聯合競優會を有珠郡東紋菴村に開く道廳特に金を與へて其譽を賞す此歳獨逸産甜菜種子を農業篤志者に分付試作せしむ生育發熱共に善良なり廿二年此年物産品評會を開設する官設二、民設九、競優會と稱するもの民設一あり其官設は岩内木古内にして民設は當別札幌琴似下手稻豊平山鼻江別浦河東紋菴上下方の各地に開會す道廳若干金を下付して之を獎勵せり此歳上川郡忠別に農作試驗所を設け桑苗を栽培し農産物を試植す十月華族侯爵蜂須賀茂韶菊亭修季等兩龍郡の地一億五千萬坪の貸下を得て大農場を設置の計畫す北海道屬特に其願を許容し官費を以て道路を開き排水をなし開墾監督を派遣す前年來北海道屬は亞

麻及麻作の獎勵を擴張し種子を京都栃木福島等の各府縣より購ひ近村農家に頒布し又麻作の心得と題する小冊子を刊して當業者に頒布せしか本年亦亞麻大麻甜菜種子を購入して各村及屯田兵村に配布試作せしむ又亞麻種子四十一石餘露佛二國より大麻種子十石を佛國より購入して耕作人に下付す又大麻及亞麻皮剝器械を購入し郡民に下付若くは貸與し當別村に亞麻耕作獎勵の爲め一の製造場を設け之に要する器械を備へ且つ人を派し製造の業を教へしむ官有農場の内樞戸監獄署農場の内十五万五千二百四坪を拂下げ札幌製糖會社及付屬農具農馬建家等を拂下げたり  
 明治三年以降二十三年に至る連年耕地及び農業比較表を左に掲げて參考に便す

開墾累年對照表

年次	田町	畑町	計町	年次	田町	畑町	計町
明治三年	三、四七三	七、三八一	一〇、八五四	全	一〇、二九六	一〇、三七八	二〇、六七四
全四年	三、三三〇	八、一四三	一、一六六	全	一、一九二七	一、三、七四九	一、四、九二七
全五年	三、一〇一	二、五七九	二、九八〇	全	一、四、七七一	三、三、三三〇	三、三、七〇七
全六年	三、〇一七	三、〇六一	四、〇三四	全	一、三、九六一	一、五、三〇六	一、六、七〇二
全七年	三、〇一〇	三、七六二	四、〇九二	全	一、四、三三二	一、六、九六三	一、八、三九七
全八年	三、〇〇三	四、八三四	五、二八〇	全	一、六、九八一	二、八、三〇九	三、〇、〇一七
全九年	三、〇〇六	五、〇二四	五、四八二	全	二、〇、七四六	二、九、二七六	三、一、三三一
全十年	三、〇〇九	五、一五七	五、九一三	全	二、一、九四九	三、一、四九二	三、三、六八二

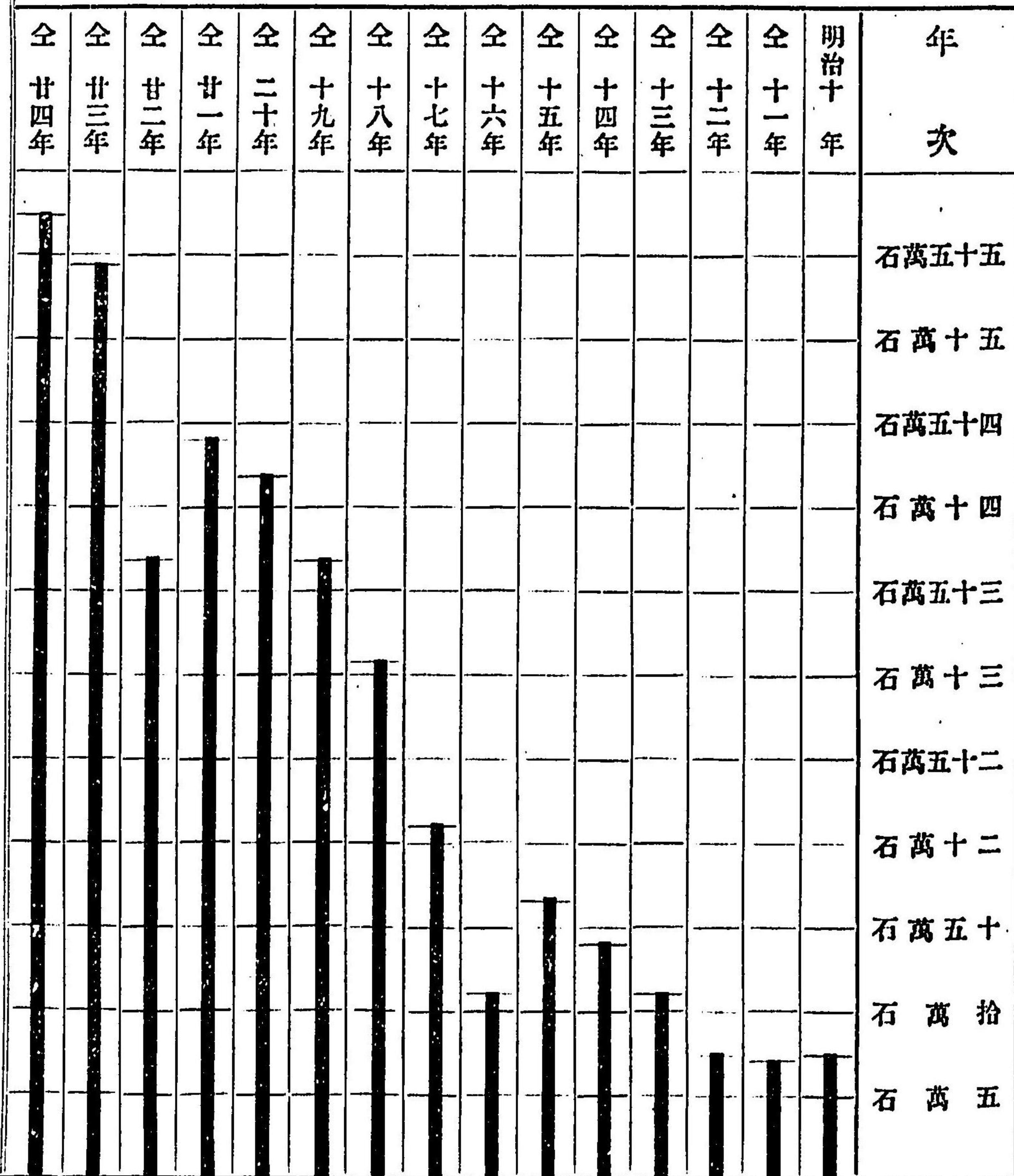
# 農產物累年比較表

## 明治廿四年農產種類別

馬鈴薯	大豆	甜菜	粟	小豆	大豆	米	蕎麥	玉蜀黍	大麥	裸麥	小麥	菜種	其他
-----	----	----	---	----	----	---	----	-----	----	----	----	----	----

備考

本表は明治二十四年中收穫物種類の比較及最近十五ヶ年間收穫總高の對照を揭示す



年次	收穫	概	價
明治三年	793	947	475
四年	793	947	579
五年	793	947	768
六年	793	947	41,809
七年	793	947	57,395
八年	793	947	137,523
九年	793	947	149,928
十年	793	947	134,642
十一年	793	947	163,743
十二年	793	947	292,116
十三年	793	947	466,524
十四年	793	947	596,623
十五年	793	947	545,770
十六年	793	947	377,871
十七年	793	947	278
十八年	793	947	278
十九年	793	947	278
二十年	793	947	278
廿一年	793	947	278
廿二年	793	947	278
廿三年	793	947	278
廿四年	793	947	278

農牧及畜産

二百八十六

全	全	全	全	全	全	全	全	全
廿四年	廿三年	廿二年	廿一年	二十年	十九年	十八年	十七年	
四 五 七 一 三 〇	三 一 三 八 五 七	三 九 五 六 六 四	三 七 九 二 四 五	三 四 一 〇 七 八	二 五 三 五 四 〇	一 七 〇 七 六 四		
三 五 六 八 四 七 八	一 九 五 六 六 九 一	一 八 九 一 六 三 七	一 一 六 三 九 九 六	一 二 〇 七 六 三 三	一 八 九 九 一 五 八	一 二 八 九 五 九 一		
一 二 三 九 二 九 二	六 七 七 一 〇 六	八 〇 七 九 〇 八	八 二 七 〇 二 五	八 五 二 四 六 四	七 一 五 四 六 八	四 四 三 一 四 五		

札幌同窓會農園  
役員

- 第一農園 札幌區北八條番外地
- 第二農園 札幌郡札幌村
- 第三農園 全郡平岸村字ミソマブ

農牧及家畜

創設目的及組織

明治二十年四月一日設立す其目的は種畜及酪農混同の大農法に由り牛馬を驅役し大形の農具を用し其純収益を貯積して以て本道一般の實業殊に農業教育振興の資に供し兼て農業上の試験を行ひ或は營業的農場の模範を示すに在り故に其收支を明かにし事業上得失の由て基因する所を審にし將來本道にて大農を経営せんとする起業者の參考に供すへき事實を明示せんことを是れ務むるものなり其役員委員長管理委員及商議員は無給職にして會員の選舉する所たり別に事業主任一名會計主任一名をして實地に關する一切の事を處理し實務に従事せしむ本園は三ヶ所に分離し第一農園第二農園第三農園と稱す

第一農園

本園の總地積は貸下地を併せて百六十八町歩餘にして此の内墾成反別は百二十四町歩餘なり地形は平坦にして東西の境界は河流に由て圍繞せられ且つ園内清水の湧出するありて酪農をなすには天然の勝形を存す地質は沖積土壌にして耕土深く地味豊饒にして穀菽能く登熟し牧草亦た暢茂す園圃の一部は瓦管を布設して完全なる排水法を施せり其面積は殆んど四十町歩に達し土地改良の效能顯著なりとす蓋し園圃に瓦管を埋置して其改良法を施行したる所は本邦中他に見ざる所實に本園を以て其嚆矢とすへきか其建築物は事務所一棟家畜房一棟豚舎一棟耕馬舎一棟農具舎一棟肥

料舎一棟家畜舎二棟穀舎二棟窠均一棟穀治屋一棟及製乳所一棟あり殊に家畜房は構造宏壯にして米國風ノ築造法に倣ひ三層より成り上層は百五十噸餘の牧草を貯藏し中層は九十頭餘の牛を繋飼するに適し下層は土窖にして畜牛の糞尿を貯積すべし

農具

本園備付の農具は完備せり目下常に使用する所の主要なるものを擧れば下の如し耕把器具類にはサウスベンド再墾犁、芝土犁、複板犁、下層犁、キルビン氏リルキー犁、新墾犁、方形把、スコキ把、シヤー氏把、轉壓器等あり播種器具類には手用播種器、カフーン氏撒播器、バックアイ畦播器、玉蜀黍播種器等あり耕耘器具類には米國形五齒一頭引耕犁器、手用耕犁器、馬用玉蜀黍除草器等あり收穫器具類には刈禾機、ホウヰラー氏二頭馬力用脱稈器等あり精穀器具類にはチャビオン颯扇器、スミス氏玉蜀黍脱粒器等あり乾草器具類にはバックアイ氏刈草機、テイラー氏馬把乾草テダル器等あり飼畜用器具類にはアレン氏碎穀器、石臼製碎穀器、截芻器、截根塊器等あり

動物

本園に養養する動物は牛馬豚鶏にして其種類を擧れば下の如し牛にはアホシヤ純粹種、ホルスタイン純粹種、ゲルンジー純粹種、短角種、アホシヤ雜種及ホルスタイン雜種の六種あり豚にはバークシヤ種、エセックス種、ポーランド種、チヌスターホヰト雜種及支那雜種の五種あり家畜には



ホワイト、レックホーン種、ワリアンドット種、バニシ種、ブラマー種、ドルキング種、ブラマー種、  
種、ワリアンドット種、七面鳥、及獨逸鷄の九種あり左に明治二十六年一月一日現在の種畜頭數  
を示す

家畜及家禽

種	類	頭數		小計
		牝	牡	
アイシヤ種	種	一二	八	二〇
ホルスタイン種	種	九	五	一四
ケルンジー種	種	四	二	六
シヨルトホルン種	種	二	一	三
アイシヤ種	種	七	一	八
ホルスタイン種	種	三	一	四
計		七四	四三	一一六
内國種	耕馬	一	一	二
全乘馬	馬	一	一	二
全牝馬	馬	一	一	二
五分雜種	馬	三	一	四

パークシヤ種	豚	三	一	四
エセックス種	豚	六	一	七
ポーランド種	豚	一	一	二
チエスタ！ホワイト種	豚	一	一	二
支那種	豚	一	一	二
計		一二	四	一六
佛國種	飼兔	七	九	一六
計		七	九	一六
獨逸種	鷄	一九	五	二四
計		一九	五	二四
七面鳥	鳥	三	一	四
計		三	一	四
スバニツス種	養鷄	一	一	二
ホワイトレグホン種	養鷄	一	一	二
ワイアンドット種	養鷄	二	一	三
ブラマ種	養鷄	一	一	二
トルキング種	養鷄	一	一	二
ワリアンドット種	養鷄	一	一	二
計		一四	一	一五

計	一〇	五	一五
---	----	---	----

牛乳の搾出高は二十四年度に於ては百九十二石餘其内牛酪製造に使用したる量は凡そ五分の一にして全年度中千〇六十斤を得たり

耕作反別及收穫高

本園の主要耕作物は小麦、玉蜀黍、燕麥、牧草、亞麻、馬鈴薯等にして昨二十五年耕作反別及收穫高は左表に掲ぐる所の如し

品目	反	別	收穫
亞麻	二	〇〇〇〇	二〇、〇〇九
燕麥	二	一三〇〇〇	四二六、〇〇〇
小麦	一	四、三〇〇	二六〇、〇〇〇
小麥	一	五、五〇〇	一九二、五九八
牧草	四	三、三〇〇	二二〇
蕎麥	一	〇〇〇〇	一一、二〇〇
馬鈴薯	二	〇〇〇〇	五六〇〇〇
胡蘿蔔	二	〇〇〇〇	八、七〇〇
玉蜀黍	一	五〇〇	一五七六

計	一〇二、七九〇九	七、〇〇〇
---	----------	-------

本園の事業に従事するもの雇夫一人現業者四人にして耕馬十二頭を具ふ今更二十四年度（二十四年四月一日より二十五年三月三十一日に至る）に於ける經濟の一斑を示せば支出高金五千九百六十三圓十二錢六厘収入高金七千三百九十一圓七拾四錢四厘にして金一千四百二十八圓六十一錢八厘の収入過金を得たり但し此内より農具建築物等の保存償却金を扣除せば純益金九百圓内外なるへし

第二農園

本園は札幌村に在りて札幌市を去る凡そ二十町なり地形低濕にして地水滯澁し土地は有機物の過量を含むて殆んど泥炭地に類す之を開墾したる僅に四年前にして土地未だ熟和せず或は明溝明水法或は燃焼法に由りて年々多少の改良を加ふるも未だ全く其功を奏せず故に作物類も旱濕の兩害に妨げられて完全の發育を呈するを得ず年々の收穫第一農園に比すれば常に三四割を減少し或は収納全く皆無に歸するの作物あり本園は目下收場を存せず單に種藪のみを爲し其主要の作物は燕麥玉蜀黍粟種小麦等にして未だ循環法を行ふ事を得ず農業自ら疎放なり成墾反別は五十三町歩にして現業者一人雇夫一人を以て常務に従事せしめ耕馬二頭を備ふ今更二十四年度經濟の概況を擧ぐ

これは支出金九百六十七圓十三錢四厘収入金千二百二十一圓三十二錢八厘にして収入過金二百五十四圓十九錢四厘なり此中より農具建物類の償却金を扣除せば純収益金二百圓内外を得へし本園には別に小作地あり其小作戸数は三十五戸にして成墾反別は九十町歩餘あり左に昨二十五年の自作地耕作反別及収穫高を示す

耕作反別及収穫高

品目	反	別	収	穫	高
燕麥		一、七三〇〇			二〇一、五〇〇
玉蜀黍		四、六〇〇〇			五四、〇〇〇
春麥	小	一〇〇〇			四〇〇
全麥	大	二〇〇〇			二、〇〇〇
馬鈴薯		六〇〇〇			一七、六七〇
赤皮薯		三、二七〇〇			三三、五〇〇
蠶		七、二〇〇〇			一五、一〇〇
稗		一、一〇〇〇			二六、〇〇〇
草		一、六五〇〇			二六、〇〇〇
粟		一、三〇〇〇			一三、三〇〇
小粟		一、六〇〇〇			一、二四、四六五
計		八〇〇〇			八、二〇〇
計		三三、八五〇〇			

第三農園

本園は札幌市街を距ると四里札幌郡平岸村宇ミンマブにあり成墾地は凡そ五十町歩にして其内自作地は卅四町歩餘小作地は十五町歩餘なり小作の戸数は目下七戸あり本園は地勢起伏凹ありて平坦の地域を欠き大農を爲すに適にす且つ地質高燥多く破礫を維へ耕土淺くして早天の害に羅り易く地味亦た膏腴と云ふ可らず第一農園に比すれば農業の經濟上同日の曠にあらす其の建物は事務所一棟穀倉一棟農具倉一棟家畜舎一棟及び牧草貯藏舎一棟あり備付農具の主要のものはホウソウライ氏脱稈機、刈草機、タイラー氏馬耙、乾草デグル器、再墾犁、新墾犁等なり本園には雇一人現業者一人定夫一人耕馬四頭を備ふ而して明治二十四年度經濟の大要を擧ぐれば支出金千三百三十圓六十二錢収入金千六百五圓六十四錢八厘にして収入過金二百七十五圓二錢八厘なり左に自作地作物反別及收納高を示す

耕作反別及収穫高

品目	反	別	収	穫	高
燕麥		一五、二二〇九			一四〇、二〇〇

大	玉	小	馬	牧	胡	籬
蜀	蜀	蜀	蜀	蜀	蜀	蜀
麥	黍	豆	薯	草	苜	菁
八、〇〇〇	三、八五〇	一、六五〇	三〇〇〇	一〇、三六〇	一〇〇〇	一〇〇〇
九七、四〇〇	五六、〇〇〇	七、七五〇	一一、四〇〇	三二一	八〇〇	一、七五〇
計	三九、五八〇九					

水原林檎園

明治七年の開墾に係り八年開拓使廳より米國種苗木梨子林檎グースベリー等の拂下を受け爾來園主水原寅藏氏は熱心專一に栽培に従事し目下菓木の數五百株餘あり十三年天皇陛下御巡幸の際始めて菓實を献納し金二圓五十錢を下賜せらる十九年北海道物産共進會に於て二等賞を得廿一年北海道物産共進會に於て二等賞を得二十三年又二等賞を得二十四年東京に於て内國勸業博覽會に有功一等賞を得今年永山屯田司令官に托し兩陛下に林檎を献納せし處宮内大臣より嘉納し給ひしとの通知あり二十五年菓樹協會菓實品評會に於て一等賞を得たり今更二十四二十五兩年の收穫高及價格を比較すれば左の如し二十四年の收穫は林檎七萬斤以上にして二千圓以上の價格あり二十五年

は八萬斤以上にして千六百餘圓の收入あり全國の地積は幾んど一萬坪にして林檎樹の種類は廿七種あり最初は百餘種ありしも年來園主の丹誠にて之を淘汰し來り今は本道にて第一と稱せられ市場に出さず毎年東京の貴顯及洋人の需要に應ずるのみにて前記の如き多額の收入あり其相場は七八年前まで一斤十二錢位なりしも漸く低落して二十五年には上等一斤六錢下等二三錢と爲れり一株よりの收穫多きは六百斤に至り樹木の老少によりて大差あり概して四五年目より結實す早熟は八月頃實のり晩熟は十月以後にして「晩なること」稱す其中風味の最も佳なるものは四十九號と稱する種類なり一號七號も亦佳味を以て世上に知らる當園には林檎の外洋種の櫻梨數十株あり櫻梨は頗る大にして風味極めて美なり毎年七月下旬の頃一升十五六錢位にて市内の料理店に賣り市場に出すに暇あらず一株にて二十圓以上の收穫あるものなり又梨の實は一斤六錢の相場にて一株より百斤の收穫あるに至る當園は斯の如き良菓實の收穫を以て廣く内外に知られ近來本道并に府縣に林檎苗木の需要愈々多きを以て目下苗木の豫約販賣に取掛り其相場は一本に付上等十五錢中等十錢下等五錢なり前記の通り園主多年の選種より得たる苗木なれば決して尋常のものにあらず一種の特質を具へたる苗木なりと云ふ其所在地は札幌郡山鼻村二百八十八番地なり

平田農場

創設目的及開墾成績